

九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学

## 生涯学習研究センター紀要

## 第20号

## 目次

## ■原著論文■

- 高橋虫麻呂「河内大橋を独り去く娘子を見る歌」……………阿部誠文……………1  
 ——人柱となる巫女・橋姫の歌として——
- 生涯学習として林芙美子の読書……………荻原桂子……………9
- 金融経済教育と大学生による金融機関の利用……………森祐司……………19
- 平成における生涯学習施策の動向に関する研究……………古市勝也……………29  
 ～平成元年～25年度の動向から見える4つの転換期～  
 ブストス・ナサリオ
- 体験型学習プログラムを活用したチームビルディングに関する実践的研究……………永田聡典……………41
- テニスにおける新サービステスト……………山下陽平……………51
- 学校の教育課程に編成する学社連携事業の研究……………大島まな……………59  
 —社会教育施設における小学校教育課程の学習を中心に—
- 養護教諭養成課程の学生における性感染症の意識と教育に関する研究……………梶原京子……………69  
 河野文香  
 池田早織  
 熊谷優里  
 須川果歩
- 養護教諭養成課程学生における初経・月経の実態と教育に関する研究……………梶原京子……………79  
 杉本真理  
 上田和美  
 江頭美歩  
 須川果歩

2015年

高橋虫麻呂「河内大橋を独り去く娘<sup>い</sup>子を見る歌」  
——人柱となる巫女・橋姫の歌として——

阿部 誠文

九州女子大学人間科学部人間文化学科元教授

キーワード：万葉集・伝説・人柱・巫女

**Takahasi Musimaro 「Kawachino Oohasiwo Hitori Iku  
Otomewo Miruuta」**

Masafumi ABE

Formerly Professor, Department of Humanities, Faculty of Humanities,  
Kyushu Women's University

## 1. 序論

河内の大橋を独り去く娘子を見る歌一首并せて短歌

しなでる 片足羽川の さ丹塗りの 大橋の上ゆ 紅の 赤裳裾引き 山藍もち 摺れる衣着て  
ただ独り い渡らす子は 若草の 夫かあるらむ 櫃の実の 独りか宿らむ 問はまくの 欲しき  
我妹が 家の知らなく (巻9-1742)

反歌

大橋の頭に家あらばま悲しく独り去く子に宿貸さましを (巻9-1743)

この歌で、紅の赤裳の裾を引き、山藍で摺り染めにした衣を着て、独りで丹塗りの大橋を渡って去く娘子。しかも「い渡らす」と尊敬態で詠われている娘子は、どんな女性なのであろう。反歌に「ま悲しく独り去く子」は、何がそんなに悲しく、どこへ行こうとしているのであろう。長歌の後半には、作者の想像と願望が語られるが、どうして、そのような想像し願望を持つのであろう。長い間心に抱いていた疑問を解こう、というのが、この論の主旨である。それが、ひいては、この歌の設定や何を詠ったかを理解することになる。

## 2. 諸説

紙数が限られているので、ごく簡単に触れたい。

1) 絵画的とするもの。『全釈』、『総釈』、『金子評釈』ほか。

2) 『全注釈』「現在の人物を取り扱って、事実を叙述しその身の上を想像している。娘子がただ独り大橋の上を渡るといだけの平凡な事柄を題材として、物語風な扱い方である」<sup>(1)</sup>

3) 『釈注』「大橋の上を一人行く娘に淡い憧れの情を寄せる歌」「豊かな色彩感が憧憬の念に調和し、作者の孤愁を引き立てる」「現世に見る娘子がお伽の世界の女性のようにうたわれているのが特色」<sup>(2)</sup>

4) 『万葉の歌人と作品7〈山部赤人・高橋虫麻呂〉』森斌「河内大橋を独り行く娘子を見る歌」「題詞を含め4回もひとりを強調しているのであるが、ここにこの本質がある。即ち、孤愁と言うことである。この歌は、さらに織女が牽牛の許を訪れる七夕伝説を踏まえて創作されていた。ところが、この娘子はひとりではないのである。夫がいた。七夕伝説を踏まえながら、その話にも率直に従ってはいない」<sup>(3)</sup>

5) その他、「注釈」、「岩波新大系本」、中西進『万葉集全訳注原文付』、中西進編『笠金村・高橋虫麻呂・田辺福麻呂』(訳のみ)で、私の疑問とした点には触れていない。

## 3. 語釈

「片足羽川」は、大和川が河内に入り、河内国府があるあたり。虫麻呂は、大和から難波宮への往復に何度も通っている。これは藤原宇合が「知告難波宮事」であった為に、付き従った為である。よって作年は、宇合がその職にあった神亀3年(726)10月から天平6年(735)3月までの間ということになる。

「さ丹塗りの大橋」の「丹」は、硫化水銀や酸化鉛を含む赤土から取った顔料。それを塗った橋。いずれにしても神や天皇に関わる神聖な神事や行事の行われる川にかかる橋と考えられる。柳田国男は「橋姫」で「山梨県東山梨郡国里村の国玉組に、俗に国玉大橋と称する橋がある。大橋などといふ

名にも似合はぬわづかな石橋で、甲府市中の水を集めて西南に流れ、末は笛吹川に合流する濁り川といふ川に架ってゐる」<sup>(4)</sup>とある。ここに橋姫がいた。あちこちの小流を集めるので豪雨の時は、よく流されたので石の橋にしたのであろう。その橋をほめて大橋といったと思われる。同じような話が遠野にあるという。なので「大橋」は、必ずしも大きい橋とは限らない。「片足羽川」は、大和川の下流域にあたり、同様な川と思われる。

「紅の赤裳」は、「紅と赤」の重ね詞のように見えるけれども、そうではない。「紅」は、呉藍の約で紅花をさす。したがって、「紅花染めの赤裳」の意である。「赤裳」は、韓藍（鶏頭）で染めた赤である。草木染の人間国宝後藤博山が染めていて、その色は、「朱赤のあざやかな色」<sup>(5)</sup>という。「赤裳」と区別して『万葉集』では、「紅の赤裳」「紅の玉裳」と詠んでいる。

これを着る女性は、采女、巫女、仙女など神事に関わる特殊な場合である。柳田国男は、島根・広島

おなり殿の御だるやら赤い帷子で、

(返) ぴらりしやらりと赤いかたびらでよ

(返) とあるのは、姉妹で歌うからである。「オナリ」は、中部以西の田植の女性をこう呼ぶ。「山城賀茂社の旧記にも殖女養女の名が並記せられ、殖女はウエメ即ち早乙女のことであり、養女の養はオナリといふ古訓があるから、曾ては欠くべからざる1つの地位だったと思はれるのである」「沖縄のウナリは、ワ行であった。従って先島の方へ行くとはがバ行になってボナリともブナジともなっている。宮城・岩手2県に幾つかあるボナリ石を、文書には巫女石とも書いて居る」「遠野の町近くに在るのは石で無く、巫女の母と娘が淵に沈められて人柱になったといふ口碑を存し、文字も母や大明神など書いて居る。即ち琉球とは最も遠い東北の田舎でも、オナリは尚祭祀に参与する女性だったのである」<sup>(6)</sup>とある。早乙女や巫女や采女が紅の赤裳を神事に着るのは、何の不思議もない。巻11-2550に、

立ちて思ひ居てもそ思ふ紅の赤裳裾引き去にし姿を

とあるこの女性は、一般的な女性ではなく、巫女である。柳田国男の伝説にも、去り行く巫女に憧れる場面がある。

「山藍もち 摺れる衣」の意は、山藍で摺り染めにした衣の意である。山藍は、トウダイグサ科の多年草で、自生してもいるけれども染色用に植えていた。葉をつきつぶして布を浸して良くしみるように摺って染めるのが摺り染めである。藍壺で発酵・熟成させるのと違って色が水色で褪せやすい。藍壺を使った場合でも初めは水色。何度も染めて藍色にする。『万葉集』に他に例がないというが、虫麻呂の「葛飾の真間娘子の歌」(巻9-1807)の「青衿」も「山藍」の語は用いていないけれども、山藍で摺り染めにした衿である。これはおそらく歩行神子であろう。口寄せをしたり、豊作凶作などの占いをするが、お祓いをしたところに青襖という紙を貼る。神社に付属する巫女は、白い衣に紅の袴である。衣服の形も職種も違ったのであろう。たとえば、巻2-207の「玉梓の使の言へば 梓弓 音に聞きて」の「玉梓の使」は、口寄せをする巫女であった。いわゆる梓巫女で、江戸時代の公文書には梓巫子、梓神子と呼ばれ弓で釜を祓ったりした。また、『万葉集』で「遊行女婦」も歌舞をし酒宴に待るのも歩行神子である。「遊び」が神遊びであるのは、『古事記』の天岩屋戸の条で、天鈿女命が神事を行ったとき、天照大御神が天岩屋戸を細めに開けて「何由以、天宇受売は楽を為、亦八百万の神も諸 咲へる」<sup>(7)</sup>とあるのをみても明らかである。さらに、夕占・辻占も巫女が行った。万葉時代にも歩行神子はいたのである。

歩行神子は、嘉応元年(1169)に巻9まで記し終って、それから約10年後に巻10ができた『梁塵秘抄巻2』に次の歌がある。

○遊びをせんとや生まれけむ、戯れせんとや生まれけん、遊ぶ子どもの声聞けば、わが身さへこ

そ揺がるれ (359)

○我が子は十余に成りぬらん、<sup>かうなぎ</sup>巫してこそ歩くなれ、田子の浦に汐踏むと、如何に<sup>あまひと</sup>海人集ふらん、  
末だして、問ひみ問はずみ<sup>なぶる</sup>廻らん、<sup>いとを</sup>憐しや (364) <sup>(8)</sup>

「遊び」は神遊びであり、「巫してこそ歩くなれ」は、遊び巫女であることを示している。そして、子供がいて母子で歩行神子である。つまり、白拍子が歩行神子で、名前は変わっても万葉時代から江戸時代まで続いていた。

歩行神子は、結婚もしたから、虫麻呂が、「若草の 夫かあるらむ 櫃の実の ひとりか寝らむ」とうたったのは、結婚しているか聞いたかったのであろう。

#### 4. 橋姫伝説へ

反歌に「大橋の頭<sup>つめ</sup>に家あらば」とあるので大橋の頭で歌垣や神事がなされるから、そのために行くとする説がある。歌垣なら楽しいはずであるし、神事であっても「ま悲しく独り去く子」は、何か悲愴すぎる。

一方、橋を渡る娘子に注目して、片足羽川を天の川に見たて、橋を鵲の橋と見立てて、七夕伝説にもとづくとする説は、伝説が何かを具体的にあげたところが新しい。しかし、やはり、年に1回逢いに行くわけだから、「ま悲しく独り去く子」が合わない。まして、「精一杯正装した女性が赤い大橋を去っていくのである」というのは、万葉時代では目立ち過ぎる姿である、当時は人目につき、噂になることを極端に嫌ったのである。呉藍や韓藍が色に出づ、と詠まれるのも顔色や態度に出ることの譬えである。

さて、それならば、人麻呂の歌の巻2-218～9、巻3-428～430の歌が天皇に仕える采女や宮廷官女が天皇以外の男性と交わったとして死を賜ったと解されているように、そのような内容の伝説を詠ったものか、とも考えてみた。片足羽川は、難波宮の南にあり、女性の足で半日あれば行ける距離である。反歌に「宿貸さましを」とあるから、時間は夕暮れであろうから、充分に行きつけるし、虫麻呂も通っているから、可能性なしとはしない。馬でなら奈良の都と難波宮とは一日である。馬と言ってもサラブレッドではなく、ポニーである。人を乗せて長い距離は走れないし、荷を積んでいれば人が歩かねばならない馬である。人麻呂の歌にあるのが、果たして伝説になっていたかは定かではない。橋を渡る娘子が、女官ではなく、采女であるならば、どうであろう。娘子の姿は、歌を作った当時は、その衣服を見ただけで当時の人は、どういう人かわかったはずで、そのために多くの言葉を費したのではなかったか。

#### 5. 橋姫伝説

1) 「橋姫」が出てくる最も古い文献は、『古今集』で、延喜4年(904)醍醐天皇が歌集並古来旧歌を献ぜめたことに始まる。翌年4月に4人の撰者に命じて部類をさせた。橋姫の歌が集められたのも、このころと考えてよいであろう。虫麻呂の歌が最も遅い735年としても、橋姫の歌が集められたのは、170年後となる。もちろん、『古今集』の歌もそれ以前の伝説を恋歌にしたとして800年後半であろうから、橋姫伝説とは関わらないと考えていたのである。柳田国男は「『古今集』は宇治の橋姫という歌が、すでに二首あって、いづれも男が女を愛する心を詠じたまで、嫉妬の心がない」<sup>(9)</sup>とする。

○さむしろに衣かたしきこよひもや我を待つ覧宇治の橋姫 (古今 恋689)

○わすらるゝ身をうちばしの中たえて人もかよはぬとしぞへにける (古今 恋825)

柳田国男がいうように、男からの恋歌で、嫉妬の心はない。伝えられている橋姫伝説をもとに作っ

たのは、誤まりでないであろう。寛弘5年(1008)に書き終えたと考えられる『源氏物語』に「橋姫」があるが、『古今集』の歌から取ったもので伝説ではない。

2) 橋姫伝説が出てくるのは、1100年～1120年代に成立したと考えられる『今昔物語』で、巻27第21に「美濃国紀遠助、値女霊遂死」がある。

美濃国へ下ケルニ、勢田橋ヲ渡ルニ橋ノ上ニ女ノ裾取タルガ立テリケレバ、遠助<sup>アキ</sup>恠シト見テ過ル程ニ、女ノ云ク、「彼レハ何チ御スル人ゾ」ト。然レバ、遠助、馬ヨリ下テ「美濃へ罷ル人也」ト答フ。女、「事付申サムト思フハ、聞給ヒテムヤ」ト云ケレバ、遠助「申シ侍リナム」ト答フ。女「糸喜ク宣ヒタリ」ト云テ、懐ヨリ小サキ箱ノ絹ヲ以テ裏タルヲ引出シテ、「此箱、方臈ノ郡ノ唐ノ郷ノ段ノ橋ノ許ニ持チ御シタラバ、橋ノ西ノ爪ニ女房御セムトスラム。其ノ女房ニ此レ奉<sup>マカ</sup>リ給」ト云ヘバ、遠助、気六借ク思エテ、由无キ事請ヲシテケルト思ヘドモ、女様ノ気怖シク思エケレバ、難辞クテ、箱ヲ受取テ、遠助ガ云ク「其橋ノ許ニ御スラム女房ヲバ誰トカ聞ル、何クニ御スルハゾ。若シ不御会ズハ何クカラ可尋奉キ。亦此レヲバ誰ガ奉給フカト可申キ」ト。「女ノ云ク、「只其ノ橋ノ許ニ御タラバ、此レヲ受ケ取りニ其女房出来ナム。ヨニ違フ事不侍ジ。待給フラムゾ。但シ、穴賢、努々此ノ箱開テ不見給ナ」ト此様ニ云立リケルヲ、此ノ遠助ガ共ナル従<sup>トモ</sup>ノ者共ハ、女有トモ不見ズ。「只我が主ハ馬ヨリ下リテ、由无クラ立テルヲ見テ恠<sup>アキ</sup>シビ思ヒケルニ、遠助、箱ヲ受取ツレバ女ハ返リ又。<sup>(10)</sup>

とある。その後、段ノ橋のことを忘れていて個室においておいたら、妻が嫉妬心から開けると、切り取った目と毛が少しついたマラが入っていた。妻が遠助にそれを見せ、遠助はその箱を届けに行った。女房は、「箱を開けて見たな」と言ったが、そんなことはしていないと遠助は答えたが、帰ってから「心地不例ズ<sup>レイナラ</sup>」と言って死んだ、というのである。ここは嫉妬をいさめる話に用いられているため、嫉妬が出ているが、橋姫伝説の1つの形が示され、のちには、箱ではなく、文になったりするものも伝わっている。

3) 橋姫が出てくるのは、南北朝、後光厳院の文和、延文年間(1354～1358)に成立した『神道集』である。「橋姫明神の事」が巻7の39にある。

齐明天皇の御代、摂津の国で長柄の橋がかけられた時、人柱を立てられた。それがこの橋姫となったのである。

この橋は、たびたびかけられたけれども、いつも長続きしないので、人柱を立てようところっそり相談をしていた。

ちょうどその折、1人の男が通りかかった。見れば膝のやぶれを白い布ぎれで縫いつけた、浅黄の袴をはいている。2、3歳の幼児を背負ったその妻らしい女もやってきて共に休息をしていた。(ここで雉子が鳴いて殺される)男は、「こういう、かけてもかけても落ちる難しい橋には、人柱を立てればいいのだ。ただしその目じるしは、膝の破れを白い布ぎれで縫った浅黄の袴をはいた人。これをつかまえて人柱を立てれば、間違いなく架橋は成功するだろう」とつまらぬさし出口を言った。自分の袴の破れを知らぬ間に妻が白い布ぎれで縫っていたが、それをほかならぬ自分のはいていようとは、夢にも考えずにしゃべってしまったのである。

これを聞いた橋奉行は、「それならお前よりほかに、それに当てはまる人はいない」と言って捕まえて早速橋柱に立てた。その妻も同じ様に立てられた。悲しんだ妻は歌を1首詠んで書きつけ、それを橋の柱にゆわえつけ、幼児を背負ったまま泣く泣く川へ身を投げた。

その歌に、

物いへば長柄の橋の橋柱鳴かずば雉のとられざらまし

と詠んだ。この女がこの橋姫となったのである。人々は哀れんで橋の際に社をたて、橋姫明神として祭ったという。<sup>(11)</sup>

この書き出しに「橋姫という神は、日本国内の大きい川、小さい川にかけられた橋を守る神である。だから摂津長柄の橋姫、淀の橋姫、宇治の橋姫など、その数は多いから今長柄の橋姫の話をしよう」とあって、橋姫は、橋を守る神であちこちの橋にあったことが知られる。

長柄の橋は、淀川の支流長柄川に架けられていた橋で、『日本紅略』によれば弘仁3年(812)架橋で嵯峨天皇の時代にあたる。『神道集』の成立から542年以上も前に橋は架けられているが、斉明天皇の折りではない。『古今集』が905年に作品を集めたとしても93年昔の話であって、1番古い伝説と考えられる。それが斉明天皇の時とされているのは、それ以前にもあったこととされているのであろう。

ここにも、伝説の1つの形があるのであるが、浅黄の袴をはいているのは歩行神子であろう。結婚もし子供もいた。神子であれば、天の神のお告げを言う。それが自分であったので妻子と共に人柱となり、妻が橋を守る橋姫明神として祭られたのである。ここには、嫉妬も描かれてはいない。

## 6. 終わりに

虫麻呂の「河内の大橋を独り去く娘<sup>い</sup>子」は巫女であり、歩行神子であれば、夫があることもあり得る。しかし、この歌で、はっきり夫であることは出ていない。「紅の 赤裳裾引き 山藍もち 摺れる衣着て」いるのが、当時の読者には、歩行巫女とわかったであろう。長歌17句のうち4句を用いているのは、そのためであろう。これから、橋を渡って人柱となり、橋を守る橋姫となる。このような伝説が万葉時代にあり、橋姫伝説を片足羽川の大橋の女神として初めての文芸化したのがこの歌であろう。

そう考えると、伝説の歌人高橋虫麻呂が詠んだ「水江の浦の島子を詠める歌一首并せて短歌」に、「常世辺に また帰り来て 今のごと 逢はむとならば この籠 開くなゆめと」約束したのに、開けて帰られなくなったのは、『今昔物語』の橋姫が小箱を段ノ橋の橋姫に渡してくれと頼んだのと似ている。見るなどと言ったを見たので遠助は死ぬ。浦の島子も開けるな、と約束したのに開けて死んでしまう。そうした伝説が、当時からあったと想像し得る一致点である。

そのように、伝説の歌人といわれる虫麻呂が、丹塗りの大橋、紅の赤裳、山藍の摺り衣、若草の夫と色を多く使い、この美しい橋が流されないように、命を賭してゆく娘<sup>い</sup>子が、ま悲しく橋を渡って行く。これこそが伝説の歌人虫麻呂が謡った最初の橋姫伝説の歌ではないか、と思われてならない。

柳田国男は言う。「説話の内容は史実ではない」「我々の解する説話は、存在そのものが儼然たる一個の史実であり、全国を通じてその区々たる類型の散布することが有力なる第二の資料である」<sup>(12)</sup>とある。そのことに対して虫麻呂は、1人の女性が身を捧げることによって、流されることがないように橋を守る神となる、その悲しさを歌ったものであろう。虫麻呂は、その世界に関われない人として、娘<sup>い</sup>子の家も知らなく、大橋の頭に宿を貸すべき家もない。虫麻呂にも多くの孤愁の体験があったので、独り去く娘<sup>い</sup>子として詠んだのではなかろうか。

橋姫が歩行巫女であり、流される橋の人柱となって、橋姫として祀られた。虫麻呂の歌が、橋姫になる前の歩行神子の娘<sup>い</sup>子であるならば、「ま悲しく独り去く子」の意味がぴったりくる。行く所は、死の場所であり、「夫かあるらむ」は、歩行神子でも結婚ができたので、その家族の心配と受け止めれば納得がいく。なので「紅の 赤裳裾引き 山藍もち 摺れる衣」を着ているのは、歩行神子の服装であろう。

## 参考文献

- 1) 武田祐吉『増訂万葉集全釈7』 角川書店 昭和42年 4版 339ページ。

- 2) 伊藤博『万葉集釈注5』集英社 平成8年 141ページ。
- 3) 『万葉の歌人と作品第7巻』森斌「河内大橋を独り行く娘子を見る歌」和泉書院 平成13年 212ページ。
- 4) 『柳田国男全集5』「橋姫」筑摩書房 昭和49年 第7刷 214ページ。
- 5) 松田修『増訂万葉植物新考』社会思想社 昭和45年 81ページ。
- 6) 『柳田国男全集9』「玉依彦の問題」筑摩書房 昭和49年8刷 24～26ページ。
- 7) 倉野憲司・武田祐吉校注『古事記祝詞』〈日本古典文学大系1〉岩波書店 昭和33年 83ページ。
- 8) 小林芳規・武石彰夫他校注『梁塵秘抄・閑吟集・猿言歌謡』〈新古典文学大系56〉岩波書店 平成10年 2刷 102～103ページ。
- 9) 3) に同じ。「橋姫」227ページ。
- 10) 山田孝雄・山田忠雄他校注『今昔物語集4』〈日本古典文学大系25〉岩波書店 昭和37年 505～506ページ。
- 11) 貴志正造訳『神道集』〈東洋文庫94〉平凡社 昭和42年 113～115ページ。
- 12) 5) に同じ。「松王健児の物語」〈築島と長柄の橋〉99ページ。



## 生涯学習として林芙美子の読書

荻原 桂子

九州女子大学人間科学部人間発達学科人間基礎学専攻教授 生涯学習・国語教育

### READING FUMIKO HAYASHI AS A LIFELONG LEARNING ACTIVITY

Keiko OGIHARA

Professor, Course of Principal Human Sciences, Department of Human  
Development, Faculty of Humanities, Kyushu Women's University Lifelong  
Learning Activity, Japanese Language Education

#### ABSTRACT

Kitakyushu solidified a policy to establish a “Hayashi Fumiko Literature Award” bearing the name of local writers, Hayashi Fumiko (1903-51). Until the deadline of September 30, 2014 in there were entries from all 47 prefectures. Works from 12 years old to 93 years old gathered 1602 points. Organizer Kitakyushu was surprised at the magnitude of the response. People are paying attention to “Hayashi Fumiko literary prize” that Kitakyushu was founded.

## はじめに

2014年2月8日の朝日新聞朝刊社会面は「北九州市は、地元ゆかりの作家、林芙美子（1903～51）の名を冠した『林芙美子文学賞』を新年度に創設する方針を固めた。短中編の小説を対象に全国から作品を募集し、新人作家を発掘する場にした考えだ。大賞作は、大手出版社の雑誌に掲載することを検討している」と報じた。林芙美子は北九州市門司区で生まれ、3～6歳まで同市若松区に住み、少女時代は直方市を中心に、義父・母とともに行商などをしてきた。2014年8月1日の「市政だより」では、「文学界の新たな才能を募る」と題して「林芙美子文学賞」の特集が組まれた。

1990（平成2）年から24年間実施されてきた「北九州市自分史文学賞」は、史伝を多く残した北九州市ゆかりの森鷗外にちなんで創設された。しかし、同賞では自身の体験などに基づく作品が多く、応募作の半数ほどはリピーターからの作品であり、応募者の平均年齢が65歳を超えていた。北九州市では賞の若返りも目指して、短編小説を多く残した林芙美子にちなんで「林芙美子文学賞」とし、400字原稿用紙50枚以内の短・中編小説を募集することになった。大賞は賞金100万円で、受賞作品は『婦人公論』に掲載する。選考委員は50代、40代、30代の女性を代表する実力と高い人気を兼ね備えた作家である井上荒野、角田光代、川上未映子の3名である。2014年9月30日の締切までに全国47都道府県から応募があつて、12歳から93歳までのまさに老若男女の力作が1602点集り、主催した北九州市はその反響の大きさに驚いている。北九州市ブランドの作家として林芙美子を取りあげ、生涯学習としての林芙美子の読書について論究する。

### 1. 林芙美子の人と文学

芙美子は、1903（明治36）年、父宮田麻太郎、母キクの子として生まれた。母キクは明治31年にも私生児ヒデを出産している。戸籍上は12月31日生れ、鹿児島県鹿児島郡東桜島村古里356番地、林久吉（キクの弟）姪フミコとして入籍している。芙美子は、『放浪記』では生まれは下関と書き、明治37年5月5日生れと述べているが、没後20年余り経って誕生の地は門司市小森江（現・北九州市門司区）との説が旧門司一丁目に開業する外科医井上貞邦によって発表された<sup>1</sup>。麻太郎が認知しなかったのも、娘は「林フミ子」として、母方の叔父の戸籍に入った。麻太郎は下関で競り売りやテキ屋をやって当て、1907年軍人屋本店を若松市（現・北九州市若松区）へ移し繁盛したが芸者ハマと浮気をしたので、母は芙美子を連れ、1910年、店員沢井喜三郎と家を出た。養父と母は北九州の炭坑町を行商して回り、芙美子の小学校は長崎・佐世保・下関と変わった。喜三郎は下関で古着屋を営んで小康を得たが1914年倒産し、11歳の芙美子は母の姪で鹿児島市東千石町に住む鶴に預けられたのち、加治屋町に住む祖母フユに預けられた。その後、旅商いの両親に付いて山陽地方の木賃宿を転々したあと、1916（大正5）年12歳のとき尾道市にしばらく落ち着き、翌年、市立尾道小学校（現・尾道市立土堂小学校）を2年遅れで卒業した。

1918（大正7）年15歳、文才を認めた小林正雄訓導の勧めで尾道市立高等女学校（現・広島県立尾道東高等学校）へ進学した。図書室の本を読み耽り、学資を得るため夜は帆布工場に勤め、休日も働いた。女学校の国語教師森要人、ついで今井篤三郎の両教諭に影響され、文才を育んだ。18歳のときから「秋沼陽子」の筆名で、『山陽日日新聞』『備後時事新聞』に詩や短歌を投稿し掲載された。

1922（大正11）年19歳、女学校卒業直後、明治大学に遊学中の恋人岡野軍一を頼って上京し、銭湯下足番、女工、株屋事務員などで自活し、義父・実母が東京に来てからは、古着の露天商を手伝った。1923（大正12）年20歳、卒業した恋人は帰郷して婚約を取り消し因島で就職した。芙美子は東京でカフェ勤めをしていたが、9月関東大震災にあい、荷船に便乗して大阪にわたり、その後四国で

両親と落ち合った。この頃から恩師小林正雄の勧めで筆名に「芙美子」を用い、「歌日記」と題して書き始めた日記が後の『放浪記』の原型になった。

1924（大正13）年21歳、親を残して単身東京に戻り、女中、女給などの職に就きながら、『日本詩人』『文芸戦線』などに詩を発表する。このころ詩人友谷静栄と会い、壺井繁治、岡本潤、高橋新吉、小野十三郎、辻潤、平林たい子らを知った。詩人で俳優の田辺若男と同棲、田辺と別れたあと詩人の野村吉哉と同棲した。詩のパンフレット『二人』を友谷静栄と3号まで出した。このころ、宇野浩二を訪ねて小説作法の教えを受けたり、徳田秋声から金銭的援助を受けたりする。

1926（昭和元）年23歳、野村吉哉と分れて平林たい子と同居、12月画学生の手塚緑敏（通称りよくびん）と内縁の結婚をした。緑敏は実直で、芙美子の執筆を助けた。

1928（昭和3）年2月、長谷川時雨主宰の『女人芸術』が芙美子の詩「黍畑」を載せ、10月からは「秋が来たんだ」（副題「放浪記」）を翌々年10月まで20回、同誌に連載した。1929年6月には友人松下文子の寄金を受けて、初の詩集『蒼馬を見たり』を自費出版した。「放浪記」は好評で、「九州炭鉱街放浪記」を『改造』に発表する。1930年7月改造社の「新鋭文学叢書」の一冊として『放浪記』が刊行され、ベストセラーになる。その印税で同月から、満州・中国を約2か月旅行する。同年11月『続放浪記』を刊行する。『放浪記』『続放浪記』は昭和恐慌の世相の中で売れに売れ、芙美子は流行作家になった。

1931年11月、朝鮮・シベリヤ経由でヨーロッパ旅行に出発し、おもにパリに滞在し、芝居、オペラ、音楽会、美術館に通った。既に満州事変は始まっていたが、印税による金銭の余裕があれば旅に出て、パリで「買物に行くのに、塗下駄でポクポクあるく」（「下駄で歩いた巴里」）ような向こう見ずな単独行を怖じなかった。ロンドンに1か月滞在し、1932年6月に帰国した。途中の上海で魯迅に会う。旅先から「屋根裏の椅子」「巴里まで晴天」など紀行文を雑誌社に送り続け海外での生活費に充てた。1933年「共産党にカンパを約した」との嫌疑で、中野警察署に9日間留置された。

1935（昭和10）年32歳、9月短編『牡蠣』は私小説的な作風を離れた本格的な小説として評価された。1937（昭和12）年12月の南京攻略戦には毎日新聞の特派員として上海、南京現地を訪れた。1938（昭和13）年9月の武漢作戦には内閣情報部の『ペン部隊』の紅一点として上海に渡り、その後単独で報道記者として、男性陣を尻目に陥落後の漢口へ一番乗りした。帰国後の12月には主要都市で従軍報告の講演を行い、従軍記『戦線』『北岸部隊』を発表した。活発な文筆活動が続けながら、1940（昭和15）年1月には北満州を旅行した。1941（昭和16）年8月下落合に新築転居し、9月飛行機で大仏次郎、佐多稲子らと満州国境を慰問した。

太平洋戦争前期の1942年10月から翌年5月まで、陸軍報道部報道班員としてシンガポール・ジャワ・ボルネオなどに約8か月滞在した。戦局が押し詰まって出版界も逼塞し、1944年4月から、母と前年生後間もなくもらいうけた養子泰を連れて、緑敏の故郷に近い長野県の上林温泉、次いで角間温泉に疎開した。下落合の自宅は空襲を免れ、1945（昭和2）年10月に帰京した。用紙事情は厳しかったが、翌1946年から新旧の出版社が動き始め以後単行本を多く刊行し、書きに書いた。1947（昭和22）年8月から『うず潮』を『毎日新聞』朝刊に連載、翌年11月『晚菊』を『別冊文芸春秋』に発表した。1949（昭和24）年11月より『浮雲』を『風雪』に連載、のちに『文学界』に引き継いで1951年4月まで連載する。講演や『浮雲』取材などの旅も繁く、1949年から1951年に掛けては、9本の中長編を並行に、新聞・雑誌に連載した。1949年『晚菊』により、第3回女流文学賞を受賞する。

1951（昭和26）年4月より『めし』を『朝日新聞』朝刊に連載、6月27日の夜分、『主婦の友』の連載記事のため料亭を2軒回り、帰宅後に苦しみ、翌28日午前1時、心臓麻痺で急逝した。「ジャーナリズムに殺された」といわれたが、死の直前、6月24日にはNHKラジオの生放送「林芙美子さんを囲んで」に出演し、女子大生数人に対し質疑応答をおこなっている。この中で芙美子は「すでに晩年

であると思い、むだな球は投げない」とも語っていた。この放送は録音保存され、直近では2011年7月26日にNHK第2ラジオで放送され、本籍地であるかごしま近代文学館1階常設展示「ゆかりの作家たちの情熱」で放映されている。同年7月1日、自宅で告別式が執り行われたが、文壇やジャーナリズム関係者の参列焼香のあと、近在の普段着の老若男女が大勢参列したという。庶民の生活に添うように作品を書き続けた芙美子への最後のお別れの場としてふさわしいものとなった。葬儀委員長の川端康成は、「故人は、文学的生命を保つため、他に対して、時にはひどいこともしたのでありますが、しかし、後二、三時間もすれば、故人は灰となってしまいます。死は一切の罪悪を消滅させますから、どうか故人を許して貰いたいと思います」と弔辞の中で述べた。戒名は「純徳院芙蓉清美大姉」、萬昌院功運寺に埋葬された。享年47歳、生前、色紙などに好んでよく書いていた言葉は「花の命は短くて苦しきことのみ多かりき」であった。1943年に新生児を貰い受けて養子にした泰は、1959年事故死した。芙美子を支え続けた夫緑敏は、彼女の文業の整理に長く協力して、1989年この世を去った。ゆかりの文学施設としては、下落合（現・東京都新宿区中井）の「林芙美子記念館」、広島県尾道市の「尾道市文学記念室」、鹿児島市城山町の「かごしま近代文学館」、長野県下高井郡山の内町の「林芙美子文学館」、北九州市門司区の「林芙美子記念資料室」（旧門司三井倶楽部）、北九州市の「北九州市立文学館」があり林芙美子関連の資料が展示されている。

1935（昭和10）年8月『改造』に「文学的自叙伝」として芙美子は、自己の文学半生を述べている。そのなかで芙美子は、旺盛な好奇心と文学的な直観を働かせて生涯文学に挑んだことを告白している。満州事変勃発の1931（昭和6）年には「旧作、『清貧の書』の書きなおしにかかり、その年の改造十月号に清貧の書を送り、雑文でよせあつめた金を持って、私はシベリア経由で、昭和六年仏蘭西へ旅立って行きました。なかなか、この当時、私は行動主義でもあったわけです。再び日本へは帰って来られないと思いました。シベリアのさまざまな雪景色を眺めて、外国でのたれ死にするかも知れないと、本気でそんなことを考えていました。巴里に着いてからも私から雑文書きの仕事は離れないのです。着くと早々フランが高くなった為に、私は毎日々々アパートマンの七階の部屋で雑文を書き、巴里へ送って来た金を逆に日本の両親のもとへ送らなければならなかったのです。巴里では栄養不良の一種で鳥眼になってしまいました。（中略）歐洲にいる間、私は一つの詩、一つの小説も書きません。昭和七年の正月、倫敦に渡ってゆきましたが、ここでは寒さに閉じこめられて、落ちついて読書することが出来ました。ケンシントン街の小さいパンションにいましたが、毎日部屋にこもってばかりいました。詩を沢山読みました——ガルスワアジイと云うひとの、「生とは何か？ 水平な波の飛び上ること、灰となった火のぽつと燃えること、空気のない墓場に生きている風！ 死とは何か？ 不滅な太陽の沈むこと、眠らない月のねむること、始まらない物語りの終局！」このような詩に、私は少女の頃、ああそはかのひとかと聞いた日を憶い出して、心を熱くたぎらせたものでした。立派な詩を書きたいと思いました。歐洲にいと、不思議に詩が生活にぴったりして来ますし、日本の言葉でうたった日本の詩が、随分美しく聞えるのです。日本の言葉はきたないから詩には不向きだと云うひともあるけれど、随分もったいない話で、私は歐洲にいて日本の言葉の美しさ、日本の詩や歌の美しさを識りました。／日本の言葉の一つもない歐洲の空で、白秋氏の詩でも、犀星氏の詩でも春夫氏の詩でも声高うたってみると、言葉の見事に打たれます。私は日本の言葉を大変美しいと思い、ひそかに自分の母国語にほこりさえ持ちました。倫敦の宿では川端康成氏の落葉と云う小説にも言葉の美しさを感じました」と書いているが、中村光夫がいうように「当時の文学に対する興味深い批評」<sup>2</sup>を弾きだしている。さらに続けて中村光夫が「おそらく当時のジャーナリズムの力と、これに応じて展開して行った彼女の才能とは、彼女をまっしぐらに小説家に仕立てて行ったので、昭和十年ごろから、二十六年にいわば殉職したような形で斃れるまで、彼女はいつも最も才能のゆたかな作家のひとりに数えられ、派手な、ときには低俗な仕事を多量にそつなくこなす小説の熟練工になって行きました」

<sup>3</sup>と指摘するように芙美子は自分に与えられた書く仕事を貪欲にこなしていった。それは、ある意味書けなかった時期の反動として書くことに対して強迫観念に近い執着があったのではないか。

頃日、私はやっと雑文を書く世界から解放されましたが、随分この時代が長かっただけに、ここから抜け出すことが大変苦しかったのです、これから再出発して小説と詩に専念したいと思います。生意気な話だけれども、ツルゲーネフにしたって、イプセンにしたって、フィリップにしたって、犀星にしても春夫にしても沢山いい詩を発表しているのですから、小説のかたわら詩を書けることは、自分自身に大変勇気の出ることだと思います。秋元氏の訳された作家プウシキンのうぐいすも、大変私をシゲキしてくれます。「くらく、しずけき真夜中を、園にして薔薇の色香をたたえつつ、鶯うたう。されども薔薇は、心ある鳥の歌に答えせず。うつらうつらと夢心地、たのしき歌を聞きつつも、ただにまどろむ。同じからずや、詩人よ、君がさだめのうぐいすに……」もうこんなのを読みますと、仕事々々と思います。日本の犀星氏、春夫氏も大事にしてあげなくてはいけないと思ったりします。／私はいま、七人の家族で暮らしています。昔のように、食べることにはどうやら困らなくなりましたが、これからが大変だと思います。本当の文学的自叙伝もこれから生れて来るのだと考えております。（「文学的自叙伝」）

芙美子は詩が書きたかったが、散文のなかに詩を描くことで自己の詩人としての資質を開花させていたということになる。

## 2. 初出『放浪記』と新版『放浪記』について

現在、私たちが手にする『放浪記』はいくつかの段階を踏まえ、芙美子自身による大きな加筆、改訂のもとに成ったものであり、1928（昭和3）年10月号～1930（昭和5）年10月号まで20回にわたって『女人芸術』に掲載された初出「放浪記」とは大きく異なる。「放浪記」ははじめ、長谷川時雨が創刊した『女人芸術』に掲載され、途中、1930（昭和5）年7月に改造社から単行本化された。これが好評を得たことから、その後の連載分に書き下ろしを加えて、『続放浪記』が同年11月、同社から刊行される。1939（昭和14）年、「決定版」を謳って新潮社から刊行された際、作者は大幅な改稿を行った。さらに、1946（昭和21）年5月からは、『日本小説』に第三部の連載が始まる。新潮文庫新版『放浪記』は、改稿後の第一部、第二部に、第三部を加えたものである。

一方、初出『放浪記』は、『女人芸術』に掲載されたものをまとめた、同作品の原型である。長谷川時雨が、新人女性作家の発掘育成を目指して『女人芸術』を発刊したのは1928（昭和3）年7月で、同年8月号に林芙美子の詩「黍畑」が掲載される。当時芙美子は25歳で前年画学生手塚緑敏と結婚し、それまでのカフェ女給生活に終止符を打っていた。芙美子は再び「歌日記」と題したノートを時雨のところに持参するが、この作品に時雨の夫三上於菟吉が「秋が来たんだ—放浪記—」と命名して20回にわたって『女人芸術』に掲載されるようになる。初出『放浪記』は、「秋が来たんだ」（昭和3年10月）「濁り酒」（同11月）「一人旅」（同12月）「古創」（昭和4年1月）「百面相」（同2月）「赤いスリッパ」（同4月）「粗忽者の涙」（同5月）「女の吸殻」（同6月）「下谷の家」（同7月）「酒屋の二階」（同8月）「三白草の花」（同9月）「秋の唇」（同11月）「目標を消す」（同12月）「裸になつて」（昭和5年4月）「旅の古里」（同5月）「淫売婦と飯屋」（同6月）「雷雨」（同7月）「海の祭」（同8月）「寝床のない女」（同9月）「女アパツシユ」（同10月）と題された日記で始まる。6回目「赤いスリッパ」に「日記が転々と飛びますが、その月の雑誌にしつくりしたものを抜いてをりますので、後日、一冊の本にする時もありましたならば、順序よくまとめて出したい思つてをります」と記し、13回目「目標を消す」で

は「何だかあんまり長くなりましたので、これで一寸ひとやすみしませう」と書き、4か月後14回目「裸になつて」で再開し、16回目「淫売婦と飯屋」の最後で「放浪記を愛読して下さいます方へ！

私の放浪記が一冊にまとまつて、改造社から近刊されます。一人でも沢山の方が読んで下さいましたら、うれしうございます」と書く。さらに20回目「女アパツシュ」では「改造社から続放浪記が出ます。よろしく御愛読を乞ふ」と書いた。

『放浪記』は「新鋭文学叢書」の一冊として、『女人芸術』に連載したものから14回分と「放浪記以前一序にかへて」を加え、「淫売婦と飯屋」を「飯屋と淫売婦」に、順番を変えて刊行した。

『続放浪記』は、改造社から同じシリーズで、『女人芸術』から「酒屋の二階」「三白草の花」「旅の古里」「海の祭」「寝床のない女」「女アパツシュ」の6篇に新たに7編加え、「黍畑」の詩を入れた「放浪記以後の確認」を加えて刊行した。その後、1933（昭和8）年に改造社から『放浪記・続放浪記』が文庫本として刊行され、1937（昭和12）年6月に改造社版『林芙美子選集5巻』に所収される。初版から10年たった1939（昭和14）年11月新潮社から大幅な改稿が加えられた決定版『放浪記』が出版された。さらに戦後、1946（昭和21）年5月から『日本小説』に『放浪記』第3部の連載が始まる。「肺が歌ふ—放浪記第三部—」と題し、従来と同じスタイルで断続的に10回の連載後、1949（昭和24）年1月留女書店から『放浪記第三部』が刊行された。その後、第一部から第三部まで全部収録して1950（昭和25）年6月、中央公論社から『放浪記』が出版される。第一部は、「九州炭坑街放浪記」を改めた「放浪記以前」として始まる。

#### 放浪記以前

私は北九州の或る小学校で、こんな歌を習った事があった。

更けゆく秋の夜 旅の空の  
 侘しき思いに 一人なやむ  
 恋いしや古里 なつかし父母

私は宿命的に放浪者である。私は古里を持たない。父は四国の伊予の人間で、太物の行商人であった。母は、九州の桜島の温泉宿の娘である。母は他国者と一緒になったと云うので、鹿児島を追放されて父と落ちつき場所を求めたところは、山口県の下関と云う処であった。私が生れたのはその下関の町である。——故郷に入れられなかった両親を持つ私は、したがって旅が古里であった。それ故、宿命的に旅人である私は、この恋いしや古里の歌を、随分侘しい気持ちで習ったものであった。——八つの時、私の幼い人生にも、暴風が吹きつけてきたのだ。若松で、呉服物の鞆売をして、かなりの財産をつくっていた父は、長崎の沖の天草から逃げて来た浜と云う芸者を家に入れていた。雪の降る旧正月を最後として、私の母は、八つの私を連れて父の家を出てしまったのだ。若松と云うところは、渡し船に乗らなければ行けないところだと覚えている。

今の私の父は養父である。このひとは岡山の人間で、実直過ぎるほどの小心さと、アブノーマルな山ッ気とで、人生の半分は苦勞で埋れていた人だ。私は母の連れ子になって、この父と一緒にになると、ほとんど住家と云うものを持たないで暮して来た。どこへ行っても木賃宿ばかりの生活だった。「お父つあんは、家を好かんとじゃ、道具が好かんとじゃ……」母は私にいつもこんなことを云っていた。そこで、人生いたるところ木賃宿ばかりの思い出を持って、私は美しい山河も知らないで、義父と母に連れられて、九州一円を転々と行商をしてまわっていたのである。私がはじめて小学校へはいったのは長崎であった。ざっこく屋と云う木賃宿から、その頃流行のモスリンの改良服と云うのをきせられて、南京町近くの小学校へ通って行った。それを振り出しにして、佐世保、

久留米、下関、門司、戸畑、折尾と言った順に、四年の間に、七度も学校をかわって、私には親しい友達が一人も出来なかった。

「お父つあん、俺アもう、学校さ行きとうなかバイ……」

せっぱつまった思いで、私は小学校をやめてしまったのだ。私は学校へ行くのが厭になっていたのだ。それは丁度、直方の炭坑町に住んでいた私の十二の時であったろう。「ふうちゃんにも、何か売らせましようたいなあ……」遊ばせてはモツタイナイ年頃であった。私は学校をやめて行商をするようになったのだ。

小田切秀雄は『放浪記』の成立について「第一部と第二部と第三部とは、内容上ではまったく同じ期間の生活と内面性との表現にかかわっており、五年間に書いてきたものを、いわばタテ割りに三分した形になっている」と指摘した上で、「第一部にあたる初刊本だけで無数の読者を魅了したのであった。次いで出た『続放浪記』も、第一部の個々の場面を補うものとしてよりは、それじたいのつよい魅力で広く読まれることになった。第三部はまた、戦前の検閲のワク内（政府の許容する思想と表現のワク内）におさまりきれぬこれだけ強烈多彩なものをほんらいふくんでいたところの、原本『放浪記』とその当時の作者の内面性とを、つぶさに、具体的に示すものとして注目された」と『放浪記』全体の魅力について述べている<sup>4</sup>。また、尾方明子氏は、林芙美子の言葉「泣きたい時、苦しい時、何処かへ飛んで行きたい時の気分を率直に披瀝する事が、せいっぱいの私の文学であった」（「著者の言葉」新潮社『林芙美子文庫』）について「林芙美子文学の原点が、ここに要約される」と述べている<sup>5</sup>。『放浪記』は林芙美子の生の根源を証した文学的表象であり、その後の作家生活を支え続けた源泉であったといえることができる。

### 3. 『風琴と魚の町』について

『風琴と魚の町』は、1931（昭和6）年4月『改造』に掲載された作品である。一家が尾道に住み着くようになった背景が描かれた自伝的色彩の濃い作品である。芙美子自身が「大人の童話のようなもの」（「文学的自叙伝」『改造』1935年8月）と述べるように、尾道の美しい風景のなかで血の繋がらない父と血のつながった母という複雑な関係の親子が生活の悲惨さにもかかわらずユーモラスに描きだされている。平林たい子が「放浪記から次の時代に移る作風の一里標としての大切な意味をもった傑作」と高く評価した林芙美子短編小説の佳品である。作品は、行商を営む貧しい両親とともに、海沿いの町尾道に下車する場面から始まる。

父は風琴を鳴らすことが上手であった。

音楽に対する私の記憶は、この父の風琴から始まる。

私達は長い間、汽車に揺られて退屈していた、母は、私がバナナを食んでいる

傍で経文を誦しながら、泣いていた。「あなたに身を託したばかりに、私はこの様に苦労しなければならない」と、あるいはそう話しかけていたのかも知れない。父は、白い風呂敷包みの中の風琴を、時々尻で押しながら、粉ばかりになった刻み煙草を吸っていた。

私達は、この様な一家を挙げての遠い旅は一再ならずあった。

父は目蓋をとじて母へ何か優しく語っていた。「今に見いよ」とでも云っているのであろう。

蜓々とした汀を汽車は這っている。動かない海と、屹立した雲の景色は十四歳の私の眼に壁のように照り輝いて写った。その春の海を囲んで、たくさん、日の丸の旗をかかげた町があった。目蓋をとじていた父は、朱い日の丸の旗を見ると、せわしく立ちあがって汽車の窓から首を出した。

「この町は、祭でもあるらしい、降りてみんかやのう」

母も経文を合財袋にしまいながら、立ちあがった。

「ほんとに、綺麗な町じゃ、まだ陽が高いけに、降りて弁当の代でも稼ぎませ」

で、私達三人は、おのおのの荷物を肩に背負って、日の丸の旗のヒラヒラした海辺の町へ降りた。駅の前には、白く芽立った大きな柳の木があった。柳の木の向うに、煤で汚れた旅館が二三軒並んでいた。町の上には大きい綿雲が飛んで、看板に魚の絵が多かった。

浜通りを歩いていると、ある一軒の魚の看板の出た家から、ヒュッ、ヒュッ、と口笛が流れて来た。父はその口笛を聞くと、背負った風琴を思い出したのであろうか、風呂敷包みから風琴を出して肩にかけた。父の風琴は、おそろしく古風で、大きくて、肩に掛けられるべく、皮のベルトがついていた。

「まだ鳴らしなざるな」

母は、新しい町であったので、恥しかったのであろう、ちょっと父の腕をつかんだ。

口笛の流れて来る家の前まで来ると、鱗まびれになった若い男達が、ヒュッ、ヒュッ、と口笛に合せて魚の骨を叩いていた。

看板の魚は、青笹の葉を鰓にはさんだ鯛であった。私達は、しばらく、その男達が面白い身ぶりにかまぼこをこさえている手つきに見とれていた。

芙美子は、1930（昭和5）年改造社からでた『放浪記』で得た印税で中国に旅しているが、その「旅の間中、小説を書きたい」（「文学的自叙伝」）と思っていた。短編小説としての処女作となった『風琴と魚の町』について、田辺聖子氏は「林芙美子は天性の詩人である。詩人としての直観や閃きがその作品に鋭い光芒をもたらす」と指摘したうえで、『風琴と魚の町』は「リアリズムと詩情が渾然と溶けあい、新しい小説風土を展開する。読者はこの作品を読むと、尾道の海風や、魚のにおいを嗅いでしまう。いまま林芙美子の代表的な傑作の一つ」と評価している<sup>6</sup>。さらに、今川英子氏は「詩人から小説家へと転身していく芙美子の過渡期の作品としても成功している」と指摘している<sup>7</sup>。『改造』に「九州炭鉱街放浪記」を発表して以来、上野の図書館に通いながら、小説を書きたいと思っていた芙美子が、処女作として書いたのが『風琴と魚の町』だったのである。麻生和子氏は「芙美子の作品の今日的意義も変わっていくであろうが、別の意味合いで再評価されていくであろう。厳しい現実があっても乗り越えていく向日的な明るさを作品の中より汲み取って読まれていくだろう」と指摘している<sup>8</sup>。芙美子が生きた時代の生活の厳しさと現代の生活の厳しさの質は変わっても、芙美子の作品のもつ底抜けの明るさは読者を勇気づけてくれるのである。

## おわりに

北九州市には、松本清張や火野葦平、杉田久女など多くの優れた文学者を輩出してきた文学的土壤がある。「第1回 林芙美子文学賞」の選考結果が2015年1月29日発表され、東京在住のグラフィックデザイナー井岡道子さん（64歳）の短編小説「次ぎの人」が大賞に選ばれた。「林芙美子文学賞」受賞作掲載誌『婦人公論』は芙美子が作品を寄稿したことのある雑誌である。募集要項に「この新しい文学賞をきっかけとして、新たな文学の才能が世に羽ばたくことを期待し、広く全国から作品を募集する」と記しているように同賞は一挙に全国区の文学賞になることは間違いない。北九州市が仕掛けた「林芙美子文学賞」創設によって、昭和の女性作家林芙美子に今注目が集まっている。

## 注

- <sup>1</sup> 井上貞邦は、昭和47年8月から「北九州市医報」に「林芙美子と北九州」を掲載、9回で完結した。芙美子が生まれたのは、下関ではなくて門司の小森江であるところを発表した。『二人の生涯』光風社書店、1974年8月、215頁。
- <sup>2</sup> 中村光夫「林芙美子論」『現代日本文学大系69 林芙美子・宇野千代・幸田文』筑摩書房、1969年11月、438頁。
- <sup>3</sup> 中村光夫 同掲書、同頁。
- <sup>4</sup> 小田切秀雄「解説」『放浪記』新潮文庫、1979年9月、563頁。
- <sup>5</sup> 尾方明子『『放浪記』解説』『作家の自伝17 林芙美子』1994年10月、303頁。尾方氏は「林芙美子の文学は「放浪記」から始まる。そして昭和期、「放浪記」ほど多くの人に愛読された作品は、おそらくなかったことだろう。昭和五年、改造社から出版された「放浪記」「続放浪記」は総計で五十万部を越えたといわれる。漱石の「こころ」と共に、国民的文学の感さへある」と述べている（同205頁）。
- <sup>6</sup> 田辺聖子「慰藉の文学」『林芙美子 ちくま日本文学20』2008年7月、460-461頁。田辺聖子氏は林芙美子について「詩人ではあるが、彼女は冷厳なりアリストでもある」と述べている（同462頁）。
- <sup>7</sup> 今川英子「林芙美子—主要著作解説」『文藝別冊[総特集]林芙美子』河出書房新社、2004年5月、204頁。
- <sup>8</sup> 麻生和子『『風琴と魚の町』』「特集 林芙美子の世界」『国文学解釈と鑑賞』至文堂、1998年2月、103頁。

※林芙美子の原文は、『放浪記』（新潮文庫、1979年9月）、『風琴と魚の町』（『林芙美子』ちくま日本文学、2008年7月）、「文学的自叙伝」（『林芙美子随筆集』岩波文庫、2003年2月）に拠った。

## 参考文献

- ・ 板垣直子『林芙美子』東京ライフ社、1956年1月
- ・ 和田芳恵編『日本文学アルバム 林芙美子』筑摩書房、1956年9月
- ・ 有吉佐和子『花のいのち—小説・林芙美子』中央公論社、1958年4月
- ・ 板垣直子『林芙美子の生涯—うず潮の人生—』大和書房、1965年2月
- ・ 平林たい子『林芙美子』新潮社 1969年7月
- ・ 井上隆晴『二人の生涯』光風社書店、1974年8月
- ・ 竹本千万吉『人間・林芙美子』筑摩書房、1985年10月
- ・ 磯貝英夫「略年譜」『新潮日本文学アルバム34 林芙美子』新潮社、1986年8月
- ・ 森英一『林芙美子の形成 その生と表現』有精堂出版、1992年5月
- ・ 今井英子「林芙美子の作家的成熟」『林芙美子記念館』1993年7月
- ・ 今川英子「年譜」『林芙美子放浪記アルバム』芳賀書店、1996年11月
- ・ 佐藤公平『林芙美子実父への手紙』KTC中央出版、2001年10月
- ・ 川本三郎『林芙美子の昭和』新書館、2003年1月
- ・ 太田治子『石の花 林芙美子の真実』筑摩書房、2008年4月
- ・ 桐野夏生『ナニカアル』新潮社、2010年2月



## 金融経済教育と大学生による金融機関の利用

森 祐司

九州共立大学経済学部 准教授

キーワード：金融経済教育、金融リテラシー、銀行預金口座、アンケート調査

### Financial education and Use of financial institutions by college students

Yuji MORI

Department of Economics and Business Administration, Faculty of Economics,  
Kyushu Kyoritsu University Associate Professor

#### ABSTRACT

In recent years, the financial education becomes important research topics. The purpose of this paper is to consider the relation between financial education and opening an account for the deposit as first financial experience of college students. At first, the background of the promotion of financial education will be discussed. Moreover, we introduced some initiatives for the financial education of the various organizations and private financial institutions. Finally, the results of the questionnaire to college students that begin the practical experience of financial trade will be discussed.

**Key word:** Financial education, Financial literacy, Bank account, Questionnaire survey

## I. はじめに

内閣府大臣官房政府広報室が運営する国の行政情報に関するポータルサイト「政府広報オンライン」では、「暮らしのお役立ち情報」として「金融リテラシー（知識・判断力）」についてのWEBページを掲載している。そこでは、「金融リテラシー」とは、「お金にかかわる、金融や経済に関する知識や判断力のこと」を指し、「金融リテラシー」を身に付けるための教育が、「金融経済教育」であるとしている。

このような金融経済教育への取り組みは、官庁だけでなく、企業や学校、NPOでも最近は見られるようになり、金融経済教育の広報や具体的な取り組みが活発に行われるようになってきている。また学会においても金融経済教育がセッションの一つとして取り上げられるようになった（日本金融学会2014年度春季大会セッション「金融経済教育と金融リテラシー」など）。このように金融経済教育についての議論は、様々な場所で広がりを見せ始めている。（木村（2006）、田岡ほか（2012）、藤野（2014）等）。

また、金融リテラシーは、学校教育の一環として、学校の中で学習・指導されていくことも必要であるが、実際の社会生活を営むことで身につけていくことも重要なプロセスであろう。実体験を通して初めて理解することができることも少なくないと考えられるからである。保護者から離れて社会生活を開始する段階にある大学生は、自らの生活費や学費を管理する必要に迫られる一方、実際にお金や経済に関する知識を実際に体験しながら身に付け始めているように考えられる。このため、社会生活を開始した大学生に金融経済についての最初の経験をもたらすのは、一般的には口座開設をした金融機関だと考えられよう。したがって、金融機関に対する印象は金融経済に対するイメージを支配する可能性もあり、重要な役割がある。さらに、長期的に見れば、優良な顧客に成長することも期待されるために、金融機関にとっても大学生へのサービス提供は重要である。そこで、本稿では、九州共立大学の大学生にアンケート調査を実施し、口座開設・利用頻度等についての実態を調査し、大学生の金融機関との接触についてまとめた。これらの結果は、現代における大学生の金融リテラシーの一角を示し、その特徴を知る上で有意義であると考えられる。

本稿では、まず金融経済教育の推進の背景について考察する。そして、民間金融機関や各種団体の金融経済教育についての取り組みについて紹介する。さらに金融経済教育の実践的体験をし始める大学生へのアンケートの結果を報告する。

## II. 金融経済教育推進の背景

近年、耳目を集めるようになった金融経済教育は、必ずしも最近の流行ではないという指摘もある。楠元（2006）は「金融広報中央委員会」の前身である「貯蓄増強中央委員会」を紹介して、金融経済教育の歴史について議論している。「金融広報中央委員会」とは、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、中立・公正な立場から、暮らしに身近な金融に関する幅広い広報活動を行う組織で、現在は日本銀行情報サービス局内に事務局を置き、WEBサイト「知るぼると」を運営している。

楠元（2006,144p）は「1952年に発足した貯蓄増強中央委員会は、全国の小・中学校を毎年研究校に指定して、子どもたちの自立心を育てるために身の回りのものや事象を通して、確かな価値観を熟成するさまざまな体験学習を行い、金銭教育の普及を図ってきた」と指摘する。1988年に貯蓄増強委員会は「貯蓄広報中央委員会」と名称を変更し、2001年には「金融広報中央委員会」へと再度名称を変更して現在に至っているが、この名称変更は、金融経済教育についての考え方の変化が表れ

ている。

すなわち、戦後高度成長を迎える中で、旺盛な投資需要を支えるためには、国民の「貯蓄増強」が必要であった。このため、消費の拡大よりも貯蓄を増大させ、投資に資金を回していくことが国民経済にとって必要だと考えられたのである（このため国内需要が過少になる可能性がある、その分は海外への輸出で十分満たすことができた）。貯蓄増強を強制するわけにはいかないのが、少年教育の段階から貯蓄の重要性を唱えてきたのだと見られる。しかし、時代も変化し、安定成長に移行し、日本社会が成熟・多様化する一方、わが国を取り巻く金融経済環境が激変し、グローバル化と規制緩和が進むようになると、それまでの貯蓄増強から、考え方も変化するようになった。このため、現在では金融経済教育に重点が置かれるようになったのである。

このような金融経済教育の大きな内容の変化をもたらした社会的背景には、人口減少・少子高齢化を内容とする人口構造の大きな変化が、社会経済構造の変化にまで影響したことがあると考えられる。

わが国は「超高齢社会（高齢化率21%超）」となり、社会構造の大きな問題として認識されているが、このような高齢化の進行は1970年代には予測されていた（国勢調査の結果では1970年（昭和45年）調査（7.1%）で「高齢化社会」になったと言われている。）高齢化による最大の問題は、年金受給の維持可能性であろう。わが国の公的年金システムは、年金受給を現役時代から積み立てておく積立方式ではなく、現在の年金受給を現役世代の掛け金で賄う賦課方式に比重を置いたものとなっている（国には公的年金の積立金を管理する年金積立金管理運用独立行政法人があるため、完全な賦課方式ではないが、その積立金で賄えるのは将来世代の給付金のほんのわずかである）。このため、少子高齢化により現役世代が減少し、高齢世代の人口が増大するようになると、現在の公的年金システムは年金受給水準を維持していくことは困難となってくる。このことが予測されていたからこそ、様々な制度の変更・改正と国民への協力の要請、そして啓蒙が行われてくるようになったのだと見られる。すなわち、高齢化の進行に伴い、公的年金の受給水準を維持するのは難しく、低下していかざるを得ないことから、将来世代の老後生活を支えるためには、国の年金だけに頼るのではなく、企業年金や個人の貯蓄の比重をあげていくしか方法がないのである。このために、企業年制度を改正し、確定拠出年金制度を導入したり、近年導入されたNISA（少額投資非課税制度）で貯蓄の推進を図ったりするようになったのである。

このような変化には社会的な考え方も変化してきたことも大きく影響していると思われる。わが国は安定成長の時代に突入し、先進国の仲間入りを果たすと、経済生活も充実・成熟するようになった。国際社会からも先進国としての国際的責任を果たすことが求められ、制度変更や規制緩和が進められ、自由化が進行していった。金融面について見ると、自由化以前では、規制が強く、選択肢がないために自身で考えることなく、限られた金融商品・金融取引をしていた時代が長く続いていた（貯蓄増強はまさに貯蓄型の金融商品が大半であった）。しかし、自由化により多様な選択肢の中から、自身の判断で選び取って運用し、その結果もたらされる経済的成果も自身で引き受けなければならないという「自己責任の時代」へと変化し、また国民の意識もそれを受け入れるようになったのである。あるいは、新たな金融ニーズ（老後資金の備え）の重要性を啓蒙したり、掘り起こしたりすることで、新たな制度（確定拠出年金制度やNISAなど）や新たな金融商品・金融取引が導入され、それによってさらに金融に対する考え方の変化ももたらされたということもあろう。近年においては、少子高齢化のさらなる進行と低い経済成長率による貯蓄率の低下は、超高齢社会の先行きに不安をもたらすものとしても受け止められ、貯蓄増進を復活させるべきだという意見まで助長するようになった。

このような国民の意識変化は、自助努力の重要性を再認識させ、金融商品や金融取引に対する知識、すなわち金融リテラシーを求めるような変化であり、現在の金融経済教育への要請が高まっていったのだと見られる。

### III. 金融経済教育への取組み

金融経済教育への取組みは、政府・日銀だけでなく、年金制度を所管する厚生労働省、文部科学省などのほか、民間でも推進され、官民一体となった取組も進められている。たとえば、小中学校・高校・大学などで金融経済教育を行っているが、その各段階でどのような水準・内容の知識が求められるかについては、「金融経済教育推進会議」が「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の項目別・年齢層別スタンダードとして「金融リテラシー・マップ」を開発・発表している。「金融経済教育推進会議」とは、金融庁、消費者庁、文部科学省、有識者、金融関係団体（全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会、日本取引所グループ、運営管理機関連絡協議会）、金融広報中央委員会をメンバーとして、2013年6月に金融広報中央委員会に設置された会議体であり、官民あがての取組の一端が窺えよう。

このように、多様化・大規模化して進められるようになった金融経済教育であるが、本稿では、特に民間金融機関の取組みについて取り上げて検討していきたい。その理由は、民間金融機関は国民に金融取引・金融商品・金融サービスを仲介・提供する主体であり、金融リテラシーはそのような主体と取引するという実際の金融活動を行うことで、身に付く側面もあると考えられるからである。

以下では、3つの金融機関を取り上げて、その取組の概要について紹介する。

#### 1. みずほ銀行

みずほ銀行は、東京学芸大学との共同研究や、教職員向け金融教育支援、小・中学生の職場体験受け入れなどを実施している。具体的には、東京学芸大学との共同研究プロジェクトにおいては、金融教育テキスト・用語集・DVDの開発などを行っている。2006年度から開始され、金融教育についての研究成果も公表している。実践的には、初等・中等教育分野での活動では、みずほ銀行の支店を会場とした「子どもサマー・スクール」を開催し、金融経済についてのクイズ大会、お札勘定の体験、貸金庫・ATMの見学などを行っている。高等教育分野での活動では、「次世代を担う高度金融人材の育成を目指して2006年度から大学における寄付講義・寄付講座の設置を本格的に開始」している。東京学芸大学のほか、京都大学、慶應義塾大学等で、講師派遣や講義協力、シンポジウムの開催や共同研究などでの実績があるという。みずほ銀行は持ち株会社であるみずほフィナンシャルグループの子会社であり、同グループ全体での活動の中心であるが、同グループはCSR（企業の社会的責任）の一環として社会貢献活動の一つとして取り組んでいるようである。

#### 2. 野村証券

野村証券も野村グループとして、全国規模での金融経済教育に90年代から取り組んでいる。その対象は小・中・高・大学生のほか、社会人向け（生涯学習）のほか、教員向けの研修まで行っている。小学生向け出張授業「まなぼう教室」では、全国の小学校や公民館で野村グループの社員が講師を務めて、為替や株式について授業を行っている。中学生・高校生向けには、証券会社の仕事の紹介のほか、意思決定する力の養うことを目的に投資決定のプロセスなどを学習していく。高校生・大学生向けには日本経済新聞社が主催する中学生、高校生、大学生を対象とした株式学習コンテスト「日経STOCKリーグ」に特別協賛し、株式投資を通じて、経済・金融について学ぶ機会を提供している。教員向け研修では、教員がどのように社会・企業の動きや自立した個人として経済的な意思決定ができるかを中学生に理解させるかを目的に2010年から開催している。

大学向けでは、全国100超の大学で半期12~15回程度の単位認定講座を実施し、野村証券各支店の実務担当者を中心とする野村グループ役職員、約500名が講師を務めている。社会人向けでは、地域

コミュニティや職場での「生涯学習の場」に、金融・証券知識の学習講座を提供している。講座内容は、より一層豊かなセカンドライフを過ごすために必要なライフプランやマネープランの考え方を提案している。

野村証券もコーポレート・シティズンシップ、CSRの一環として位置づけ、金融機関としての社会貢献の一つとして活動を行っているようだ。野村グループもみずほフィナンシャルグループも長期にわたり、かつ全国展開できているのは、資本力に優るからこそであろうが、逆に企業としての継続する意識も重要な推進要因として挙げられるだろう。

### 3. 伊予銀行

伊予銀行は愛媛県の地方銀行である。地域金融機関として地域への社会貢献が求められる立場でもあるが、愛媛県を中心に伊予銀行は積極的に金融教育活動を行っている。小学生向けには、「キッズセミナー」と称して、春休みや夏休みに「銀行の仕組み」や「健全な金銭感覚」などを学ぶことを目的に、2007年から開催している。また、金融経済教育ボードゲーム「バンク&ビルディングゲーム」（金利の動きに注目しながら金融取引を体験できるゲーム）を開発したり、WEBサイトで金融教育コンテンツ「いよぎんキッズ」を開発・提供したりするなど、様々な手段を用いて教育活動を行っている。また出前授業や講師派遣なども各学校からの要請により行っている。高校生向けでは、NPOの金融知力普及協会が開催するクイズ大会「エコノミクス甲子園（全国高校生金融経済クイズ選手権）」の愛媛大会に協賛している。また大学生や社会人向けでも、職場体験学習・銀行見学・「まちたんけん」などを通じてキャリア教育を実施している。さらに各学校での教育指導に役立てる機会として、教員に対して民間企業での仕事を体験してもらう民間企業研修も2011年より開催しているという。

伊予銀行もCSRの一環として福祉・教育活動に注力しているが、金融経済教育は活力ある地域づくりにも貢献するものとして重要視しているようだ。

以上、代表的な金融機関の金融経済教育活動の概要について見てきたが、その内容は多様であり、また各世代別の段階に応じたものとなっている。さらに、学校の教員に対する支援なども行われ、金融経済教育をより幅広く行っていく姿勢が窺えよう。このような教育は金融リテラシーの向上に大きく貢献すると考えられるが、大学生の金融経済教育について考えた場合、親元から離れ、経済的には独立していなくても、自分で生活を組み立てて行く初めての経験をしている大学生にとっては、また違う意味を持つのではないかと考えられる。次節ではこの点に関し、大学生にアンケート調査を実施し、金融機関の利用実態を検討することで、金融取引の体験を鑑みた金融経済教育について考える。

## IV. 金融機関利用についてのアンケート調査

今回の分析対象である大学生に関しては、九州共立大学の学生（1～4年生）を中心に326名から回答を得た。ただし、今回の調査結果の利用目的がわが国での金融経済教育への考え方にあることから、回答結果から留学生43名を除いた283名の回答を対象とする。調査は2014年1月に行われ、対象とする学生は金融システム論、金融論、マーケティング論の受講者である。このため、ある程度は金融や経営について学習してきている学生である。回答は無記名で行われ、ある講義で回答した場合は、別の講義では回答しないようにしたために重複回答は回避できている。

問1. あなたの出身都道府県等について回答してください。

福岡県北九州市	福岡県の北九州市以外	他の都道府県	日本以外
56	61	160	0
20.2%	22.0%	57.8%	0.0%

問2. あなたの現在の居住環境について回答してください。

独居	友人等と同居	親あるいは保護者と同居(自宅から通学)	その他
114	21	101	39
41.5%	7.6%	36.7%	14.2%

まずは、問1、2で回答者の属性について見ると、大学の所在する福岡県北九州市出身が20.2%と低い一方、他の都道府県は57.8%と6割弱が他県出身者であった（表上段は人数、下段は回答者の比率を示す、以下同）。

次に、居住環境については、独居が41.5%、保護者と同居が36.7%であり、一人で生活をしている学生が多いことが分かる。このため、生活費はアルバイトのほか、仕送りや奨学金を受けてまかなう学生が多いと見られ、その意味では金銭についての感覚は、主に保護者の元で生活していた時代よりも、より鋭くなっていると見られる学生が4割以上いると見ることもできよう。

次に、銀行のキャッシュカードの保有の有無について尋ねたところ、88%の学生が持っているとして回答した。

問3. あなたは今、銀行または「ゆうちょ銀行」のキャッシュ・カードを持っていますか？

はい	いいえ
243	33
88.0%	12.0%

問3(ア) それはどこの銀行ですか？(重複回答可)

ゆうちょ銀行	福岡銀行	西日本シティ銀行	北九州銀行	福岡ひびき信用金庫	イオン銀行	セブン銀行	その他
177	74	78	12	4	1	7	1
50.0%	20.9%	22.0%	3.4%	1.1%	0.3%	2.0%	0.3%

問3(イ) そのキャッシュ・カード(預金口座)の名義は誰ですか？

本人	親	兄弟	その他
217	30	0	1
87.5%	12.1%	0.0%	0.4%

問3(ウ) そのキャッシュ・カード(預金口座)を開設したのはいつですか？

大学入学前に既に開設されていた	大学入学時	アルバイトを始めるとき	その他
82	106	68	1
31.9%	41.2%	26.5%	0.4%

また、カードはゆうちょ銀行が50%で最多となり、地元の福岡銀行、西日本シティ銀行と続いた。セブン銀行は2.0%であったが、それなりの存在感を示している。またキャッシュカードの名義は本人が87.5%であり、本人の口座で本人が管理すべきお金であるという意識が、この口座名義の存在により意識づけられるのではないかと考えられる。また、口座の開設については、大学入学前(31.9%)・大学入学時(41.2%)と、大学生になる前の早い段階で開設していることが分かる。これは、先ほど見た独居学生が多いということとも関係しよう。この点について、問3(ウ)の口座開設のタイミングと現在の居住形態(問2)についてのクロス集計を行った。

問2と問3(ウ)のクロス集計

	独居	友人等と同居	親あるいは保護者 と同居(自宅から通学)	合計
大学入学前	43	6	24	73
大学入学時	53	14	18	85
アルバイトを 始めるとき	22	22	44	88
合計	118	42	86	246

※重複回答もあったため、合計は必ずしも一致していない

その結果、独居の学生は、大学入学前あるいは入学時に口座開設していた学生が多く(118名中96名、81.3%)、生活費の仕送り等で利用するために口座開設していると見られる一方、保護者と同居する学生はアルバイトを始めるタイミングでの口座開設が最も多かった(86名中44名、51.1%)。保護者の元から通学する学生でも、アルバイトで稼得した自分として管理できる資金があるときには、自分の預金口座を開設している実態が窺える。

問3(エ) キャッシュ・カード(預金口座)をその銀行で開設した理由

親が既に決めていた	親のすすめ (家族・知人の すすめ)	アルバイト先 から振込先と して指定され ていた	実家の近くに 店舗があっ たから
86	60	75	14
36.6%	25.5%	31.9%	6.0%
自分の現在の 住所の近くに 店舗があった から	折尾駅の近く にあったから	自分の住所の 最寄駅の近く に銀行店舗が あったから	その他
24	10	1	2
10.2%	4.3%	0.4%	0.9%

※複数回答可

預金口座を開設した銀行を選択した理由については、親が決めていたが38.6%、アルバイト先の指定が31.9%であった。実家や現在の住所、最寄駅の近くなど、距離的要因は、一般的な場合には重要な決定要因となるが、学生の口座開設では大きな要因とはなっていないことは興味深い。

#### 問4. CDまたはATMで最も利用頻度の高いのはどれですか

大学内にある ゆうちょ銀行の CD・ATM	ゆうちょ銀行の 店舗内にある CD・ATM	福岡銀行の店 舗内にある CD・ATM	西日本シティ 銀行の店舗 内にあるCD・ ATM
94	43	27	37
46.8%	21.4%	13.4%	18.4%
北九州銀行の 店舗内にある CD・ATM	福岡ひびき信用 金庫の店舗内 にあるCD・ATM	コンビニにある CD・ATM	その他
5	3	72	1
2.5%	1.5%	35.8%	0.5%

利用するCD・ATMについては、大学内にあるゆうちょ銀行のCD・ATMであることが分かる。ゆうちょ銀行のキャッシュカード保持率が高いことから妥当な回答結果であろう。注目されるのはコンビニにあるCD・ATMの利用頻度が2位の35.8%であることである。巷間、若者はコンビニのCD・ATMの利用に抵抗感が少ないとの意見があるが、それを確認できた回答結果であろう。

利用頻度については、週1回・2-3回を合わせると、毎週のように利用するのは41.1%となる。

#### 問5. あなたがCDまたはATMを利用する頻度は大体どの程度ですか

月1回程度	2-3週間に1 回程度	週1回程度	週2-3回程度	週4回以上	利用したこ とがない
52	87	82	29	4	16
19.3%	32.2%	30.4%	10.7%	1.5%	5.9%

#### 問6. 銀行のCD/ATMについての印象を、各選択肢から1つ回答してください。

##### 現金引き出し等の手数料

	高い	やや高い	妥当	やや安い	安い
コンビニ設置	37.3%	26.6%	31.7%	2.4%	2.0%
銀行店舗設置	14.4%	18.4%	56.4%	1.6%	9.2%

##### CD/ATMの利用時間

	利用しやすい	妥当	利用しにくい
コンビニ設置	28.7%	47.5%	23.8%
銀行店舗設置	15.6%	51.2%	33.2%

##### CD/ATM 利用できる

	近くにある感じ	あまり近くに ない	利用したこ とがない
コンビニ設置	75.9%	17.7%	6.4%
銀行店舗設置	43.9%	47.6%	8.5%

最後に、銀行のCD・ATMについての印象について、コンビニ設置と銀行店舗設置でそれぞれ質問したところ、手数料については、コンビニ設置が高い・やや高いとの印象を持つが回答が63.9%と多数を占めた。それに対して、銀行設置の場合は「妥当」が過半数を占めている。学生は利用手数料についての知識も十分あること、また、安いとの回答がいずれも少ないことから、シビアな目で金融サービスの利用を見ていることも分かる。利用時間については、コンビニ設置では利用しやすい(28.7%)が利用しにくい(23.8%)を上回っている一方、銀行店舗では逆に利用しにくい(33.2%)との回答が多かった。また距離感については圧倒的にコンビニ設置の方が高い(75.9%)。利用時間に限定性があり、わざわざCD・ATMを利用するためだけに足を運ばなければならない銀行店舗設置のCD・ATMよりも、買い物ついでに利用できるコンビニのCD・ATMの利便性を高く評価していることが窺われる。この利便性がコンビニ設置のCD・ATMの長所であり、また利用料金が高いことの一つの要因でもあるが、その結果と学生による評価が浮き彫りになった調査結果であったといえよう。

## V. まとめと課題

以上のアンケート調査結果から、金融経済教育について、実体験を含めた生活感をもって学習できるのはやはり大学生からではないかということも推察できよう。自分の預金口座を持ち、アルバイトや仕送り、奨学金で生活費を賄うことを、生活の中で日々体験していくために、利用料金についてもシビアに見ている様子がうかがわれた。これら生活に密着した機会をとらえれば、金融経済教育への動機はより強くなるのではないかと考えられる。ただし、それ以上のライフプランなどはまだ大学生には及びつかない将来のことであり、関心も現在の生活ほどには高くないように考えられる。この点をさらに関心を高めていく方策は今後の課題であろう。それでも本稿の調査結果は、大学における金融経済教育への契機をより有効なものとするための示唆は少なくないと考えている。たとえば、奨学金対象学生の選定や給付開始時、あるいは大学生の預金口座開設時に金融経済教育に誘導するなど、民間金融機関や各種団体が提供する金融経済教育で工夫する余地はありそうである。尚、今回のアンケート調査は必ずしも金融経済教育のためではなかった。この分野のさらなる研究のためには、さらに詳細な調査も必要であることは言うまでもない。また、金融経済教育の詳細な検討までは今回は踏み込めなかった。これも今後の検討課題である。今後の各方面での金融経済教育のさらなる発展を期待したい。

【謝辞】 本稿で利用したアンケート調査にあたり、高橋宏幸元九州共立大学准教授（現久留米大学）の協力を得た。記して感謝申し上げたい。

## 参考文献

- 1) 伊予銀行 WEBサイト  
[http://www.iyobank.co.jp/about\\_iyo/csr/welfare/kinyuschool.html](http://www.iyobank.co.jp/about_iyo/csr/welfare/kinyuschool.html)
- 2) 木村俊文(2006)「金融教育の現状と課題」『農林金融』農林中央金庫、2006.4, 39-47頁
- 3) 金融広報中央委員会HP「知るぽると」  
<http://www.shiruporuto.jp>
- 4) 金融経済教育推進会議(2014)『金融リテラシー・マップ』  
<http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/literacy/pdf/map.pdf>
- 5) 楠元町子(2006)「日本の金融教育とその課題—一日米高校生の金融基礎知識の比較を中心に—」『愛知淑徳大学現代社会研究科研究報告』、愛知淑徳大学、1, 143-156頁

- 6) 田岡文夫・池本淳子・池田恭浩・西田直記 (2012) 「金融・資産教育はなぜ必要か? —社会科教育への一つの提案」『京都教育大学教育実践研究紀要』、京都教育大学、第12号、15-22頁
- 7) 内閣府「政府広報オンライン」  
<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201404/1.html>
- 8) 日本金融学会2014年度春季大会セッション「金融経済教育と金融リテラシー」  
<http://www.jsmeweb.org/ja/annual/prog14s.html>
- 9) 野村ホールディングス WEBサイト  
<http://www.nomuraholdings.com/jp/csr/citizenship/society/education.html>
- 10) 藤野次雄 (2014) 「大学生における金融教育の現状と課題: 日本・台湾・中国におけるアンケート調査結果の比較」『信金中金月報』13(7), 4-23頁
- 11) みずほ銀行 WEBサイト  
<http://www.mizuho-fg.co.jp/csr/education/index.html>

平成における生涯学習施策の動向に関する研究  
～平成元年～25年度の動向から見える4つの転換期～

古市 勝也

九州共立大学スポーツ学部教授

ブストス・ナサリオ

桜花学園大学保育学部教授

キーワード：生涯教育から生涯学習へ、生涯学習振興法・生涯学習の理念、自前主義からの脱却、ネットワーク型社会教育行政の構築

ON THE LIFELONG LEARNING POLICIES TENDENCY  
DURING THE HEISEI ERA  
—THE FOUR TRENDS OCCURRING DURING 1989-2013—

Katsuya FURUICHI

PROFESSOR, DEPARTMENT OF SPORTS SCIENCE

KYUSHU KYORITSU UNIVERSITY

Nazario BUSTOS

PROFESSOR, FACULTY OF EARLY CHILDHOOD CARE AND EDUCATION

OHKA GAKUEN UNIVERSITY

ABSTRACT

In 1984, the Japanese government decided to change the concept of a Social Education “isolated” into a “Social Education supported by a network of institutions”. In this paper we analyze why social education became an “isolated” matter and how this concept has changed since the proposals of the Japanese Ad Hoc Council on Education(1984-1987).

**Key word:** Lifelong Education, Lifelong Learning, Lifelong Learning Supporting Laws, Social Education Networks

## I. はじめに

「臨時教育審議会」（以下「臨教審」という）答申（昭和59年～62年）の後、平成元年から平成25年までで「四半世紀」になる。この25年を経た今、我が国の生涯学習施策の動向に注目したい。何故か。一つには、内閣直属の審議会として昭和59年に設立された「臨教審」は、第1次～4次に渡って答申した。すなわち、昭和60年6月26日「教育改革に関する第1次答申」であり、昭和61年4月23日「教育改革に関する第2次答申」である。また、昭和62年4月1日「教育改革に関する第3次答申」等では、生涯学習体系への移行を強く提唱した。さらに、昭和62年8月7日「教育改革に関する第4次答申」において、生涯学習体制の整備の具体的方策等を掲げ、改革の視点として、「個性重視の原則」、「生涯学習体系への移行」、「変化への対応」の3つが提唱されたのである。表記も従来の教育を提供する側の立場の「生涯教育」から、学習者の視点に立った「生涯学習」へと変わったのである。まさに、我が国の「生涯学習社会の構築」に向けて生涯学習体制の整備の方向性と方策が示され、その後の生涯学習施策に大きな影響を及ぼしている答申である。

その「臨教審」から25年、我が国の社会教育行政や社会教育関係者は「生涯学習社会の構築」の中核として体制整備づくりに邁進してきたと言えよう。

ところがである。平成25年1月に、「中央教育審議会生涯学習分科会」から「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」がまとめられた。その中の「今後の社会教育行政等の推進の在り方について」では、「今後、社会教育行政は、相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層はたして行くことが必要。このため、今こそ、従来の『自前主義』から脱却し、首長部局・大学等・民間団体等と連携して、地域住民も一体となって協働して、『ひらく・つながる・むすぶ』といった機能を様々な領域で発揮する、『社会教育行政の再構築』（ネットワーク型行政の推進）を実施していくことが必要」と提唱している。社会教育は「今こそ、従来の『自前主義』から脱却せよ」と言われているのである。学校外の学習活動の推進を担い、生涯学習社会の実現に中核となって活動してきた（つもり）の社会教育に対して、「自前主義」から脱却して、「社会教育行政の再構築」（ネットワーク型行政の推進）を図れと言うのである。「『自前主義』の社会教育から脱却して、社会教育行政の再構築を図れ」と言われた社会教育は、①なぜ、社会教育は「自前主義」と言われるようになったのか、②社会教育行政の再構築は、今後どうあるべきか等を分析・考察する必要がある。そこで「臨教審」以降の生涯学習関連の答申・建議等から、今後の方向性を分析し、社会教育行政の再構築のあり方を浮き彫りにしたい。

## II. 研究方法

まず、平成元年から平成25年までの四半世紀の間に、どのような答申・建議や法律制定・改正等がなされたかを時系列で見て、その変遷から施策の動向を探る。次に、それらの答申や法律が行政施策に何を求めているかを見ながら、なぜ今、「『自前主義』の社会教育から脱却して、社会教育行政の再構築を図れ」と言われるようになったのかを明らかにしたい。

## III. 生涯学習の動向における4つの転換期（変わり目）

「臨教審」後の平成元年から平成25年度をみると、4つの転換期が見える。その第1期は、「臨教審」答申の『教育改革について1次～4次（昭和59（1984年）～62（1987年））』がなされた後の生涯学習（平成元（1989年）～7（1995年））であり、第2期が、平成8年7月19日の『21世紀を展望し

た我が国の教育の在り方について～子供に「生きる力」と「ゆとり」を～（中教審第1次答申）』以後の（平成8（1996）年～11（1999）年）である。第3期は、平成12年の「教育改革国民会議」発足後（平成12（2000）年～17（2005）年）であり、第4期は、平成18年「教育基本法」改正以降の生涯学習（平成18（2006）年～25（2013）年）が考えられる。生涯学習社会の実現に向けた取組がなされている。

## 1. 生涯学習体系への移行期（生涯学習体系への移行）

～「臨教審（昭和59～62年）」の後の生涯学習（平成元年～7年）～

「臨教審」は、内閣直属の審議会として昭和59年に設立された。文部大臣直属の審議会等を超えて内閣府に審議会が置かれたのである。すなわち、昭和60年6月26日「教育改革に関する第1次答申」、昭和61年4月23日「教育改革に関する第2次答申」、昭和62年4月1日「教育改革に関する第3次答申」等では、生涯学習体系への移行を強く提唱した。さらに、昭和62年8月7日「教育改革に関する第4次答申」と、第1次～4次にわたって答申されたのである。その答申においては、生涯学習体制の整備の具体的方策等を掲げ、改革の視点として、個性重視の原則、生涯学習体系への移行、変化への対応の3つが提唱されたのである。表記も従来の教育を提供する側の立場の「生涯教育」から、学習者の視点に立った「生涯学習」へと変わったのである。

また、昭和62年10月には「教育改革推進大綱」の「教育改革に関する当面の具体化方策について」を閣議決定し、内閣全体として責任を持って教育改革推進の政策機能の強化を狙っていることが窺える。教育改革への内閣の関与が強くなっているのである。

平成2年1月30日には、中央教育審議会（以下「中教審」という）が「生涯学習の基盤整備について」を答申している。そこでは、「特に公民館や図書館、博物館等では、地域における人々の学習需要に応じて、多様な学習機会が提供されている」とともに「社会教育は、これまでも地域の諸課題に応じて大きな役割を果たしてきており、その重要性は一層高まっている。

我が国初めての生涯学習に関する法律として制定されたのが、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（平成2年6月29日）である。これは、いわゆる「生涯学習振興法」と言われる法律である。その付則第2項で、戦後の社会教育行政に大きな役割を担った社会教育審議会は、新しい生涯学習審議会（以下「生涯審」という）に吸収されている。生涯学習の時代に入ったのである。ここでは、国、都道府県、市町村の生涯学習振興のための体制整備等（生涯学習担当部局、生涯学習審議会の設置等）の推進を目指している。

平成3年2月7日には「生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準」（文部省告示第5号）を示すとともに、平成3年4月19日には、「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」（中教審答申）が提唱されている。ここでは、「生涯学習の観点から見れば、学校教育は社会のさまざまな教育・学習システムの一つである」として、学校教育を生涯学習の一環として捉えるとともに、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を評価するような生涯学習社会の構築が望まれるとしている。

平成4年7月29日には、「生涯審」が「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」を答申している。そこでは、今後の政策目標を「生涯学習社会の構築」とし、「人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価されるような社会」の実現を目指すとしている。

平成5年6月には「地方分権の推進に関する決議」（衆参両院）がなされるとともに、同年10月には、臨時行政改革推進審議会から「第3次行革」答申がなされている。地方分権・行政改革がさらに推進されることになった。さらに、平成7年7月には「地方分権推進法」が施行され、法律により行財政

改革が推し進められている。また、同年7月18日「国立青年の家・少年自然の家の改善について」（国立青年の家・少年自然の家の在り方に関する調査研究協力者会議報告）が出されている。

平成4年9月12日から、毎月第2土曜日が月1回の休業土曜日になる「学校週5日制」がスタートした。公民館等の社会教育施設も「学校週5日制」への対応が求められるようになった。また、平成7年4月22日から第2土曜日と第4土曜日の月2回が休業土曜日になっている。

平成6年9月に、生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会から、「学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について—新たな連携・協力システムの構築を目指して—」（報告）が提言された。すなわち、「（前略）社会教育施設はもちろん、大学など高等教育機関や高等学校、首長部局所管施設など地域の様々な学習機会提供機関と地域の実情に即した連携・協力を進めるとともに、さらには民間教育事業者などについても適切な連携・協力の在り方について配慮しながら、都道府県と市町村が一体となって、広域的な学習サービス網を整備していく必要がある。」としている。

平成6年3月18日には、国の青少年問題審議会より「豊かさゆとりの時代に向けて青少年の育成の基本的方向～青少年期のボランティア活動の促進に向けて～」（意見具申）が出された。

平成7年9月には、文部省が「社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する法解釈」を通知し、「民間事業者による事業も社会教育に含まれ、公民館においても営利目的の事業に対し施設使用を認める」としている。民間団体との連携がし易くなっている。

## 2. 21世紀の教育を展望（「生きる力」・「ゆとり」と諸制度改革の時代）

（平成8年～平成11年）

21世紀を展望し、子どもに「生きる力」と「ゆとり」をはぐくむことが求められ、「学校週5日制」の完全実施が提唱された。また、生涯学習社会の構築に向けて教育行政の諸制度の見直しが求められるとともに、社会教育にも対応が求められた時期である。

平成8年7月19日には、「中教審」から「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について—子どもに「生きる力」と「ゆとり」を—」（第1次答申）が提言された。「第一部」の「子どもたちの生活の現状等」では「積極面もある一方、ゆとりのない生活、社会性の不足や倫理観の問題、自立の遅れ、健康・体力の問題などの問題の存在」や「家庭や地域社会の教育力は低下の傾向」等が指摘され、「今後の教育では学校・家庭・地域社会全体を通して、「生きる力」をはぐくむことを重視」するとしている。すなわち、「「ゆとり」の中で子どもたちに「生きる力」をはぐくむことを基本に、学校の教育内容を厳選するとともに家庭や地域社会における教育を充実すること、21世紀初頭をめどに学校週5日制を完全実施すること、社会の変化に対応した学校教育の改善を図ることなどについて」様々な提言がなされた。（この提言を受けて、平成14年度から完全実施されている。）

平成8年4月24日には「生涯審」から「地域における生涯学習機会の充実方策について」が答申された。ここでは、「地域社会に根ざした小・中・高等学校」の在り方として、「地域社会の教育力の活用」、「地域社会への貢献」が謳われ、「社会教育施設の活用」や「余裕教室の活用」及び「週末等における学校施設の活用」等が提唱されている。

また、平成8年4月24日には、「社会教育分科審議会」から「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」の報告が出されている。

平成9年6月26日の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（中教審第2次答申）では、「これからの教育について、「ゆとり」の中で子どもたちに「生きる力」をはぐくむことを目指す上で、一人一人の能力・適正に応じた教育を重視していくことが必要である」としている。

平成10年4月には内閣総理大臣の下に発足した「次世代を担う青少年について考える有識者会議」から「次世代を担う青少年のために—いま、求められるもの—」が報告された。そこでは、「現在の

青少年問題への対応は、(中略)、大人や社会全体の歪みが青少年に投影しているとの観点から、我が国社会のこれからの在り方の問題として捉え、中長期的視点から政府全体として取り組んでいく必要がある。」としている。

平成10年6月30日には、「中教審」が「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機―」を答申し、子どもたちの心をめぐる問題にどのように取り組んでいくべきかを具体的に提言している。

平成10年に改訂された学習指導要領において、学校行事を中心に自然体験やボランティア活動などの充実が求められるなど、教育課程上の配慮事項となっている。

平成10年3月26日には「教育行政機関と民間教育事業者との連携の促進について」(教育行政機関と民間教育事業との連携方策に関する調査研究協力者会議報告)が提唱されている。民間教育事業者との連携促進が謳われたのである。

また、平成10年度には「特定非営利活動法人(NPO)法」が制定されている。

平成10年9月21日「今後の地方教育行政の在り方について」(中教審答申)では、「教育行政における国、都道府県及び市町村の役割分担の在り方」や「地域の教育機能の向上と地域コミュニティの育成及び地域振興に教育委員会の果たすべき役割」等が提唱された。

平成10年10月26日には、大学審議会から「21世紀の大学像と今後の改革方策について」が答申され、21世紀という競争的環境の中で個性が輝く大学づくりに向けた方策が提言された。

平成10年9月17日「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」(生涯審)が答申された。ここでは「今日、社会の変化に伴う人々の多様化・高度化する学習ニーズや生涯学習社会の進展等新たな状況に対応した社会教育の推進が求められている。」としている。また、「地方分権等を推進していく見地から(中略)社会教育関係法令の見直しを含め、今後の社会教育行政の在り方や具体的方策について検討する必要がある」と指摘している。これは、平成13年7月21日に公布、施行された社会教育法の一部改正につながっている。

平成11年度になると、「生涯審」が「学習の成果を幅広く生かす―生涯学習の成果を生かすための方策について―」(平成11年6月9日)を答申し、学んだ成果を社会に活かすことの重要性を強調し、学習した成果を活用して職業・社会・地域づくりへの多様な参加を呼びかけている。

平成11年7月16日には「地方分権一括法(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)」が成立(平成12年4月施行)している。これは、行政全般について、地方分権の推進、規制緩和の要請が高まり、青年学級振興法(昭和28年法題211号)が廃止された。また、公民館に関しては、公民館審議会(第29条第1項)必置の規定が廃止され、任意設置になった。さらに、公民館長任命(第29条第2項)の際の公民館運営審議会からの意見聴取義務も廃止された。

平成11年6月9日には「生涯審」から「生活体験・自然体験が日本の子どもたちの心をはぐくむ―青少年の「生きる力」をはぐくむ地域社会の環境の充実方策について―」が答申された。ここでは「子どもたちの心の成長には、地域での豊かな体験が不可欠」として、「生活体験が豊富な子どもほど、道徳観・正義感が充実」、「お手伝いをする子どもほど、道徳観・正義感が充実」、「自然体験が豊富な子どもほど、道徳観・正義感が充実」としている。

平成11年7月22日には内閣総理大臣の諮問を受けて「青少年問題審議会(第15期)」が「戦後を超えて―青少年の自立と大人社会の責任―」を答申した。ここでは「21世紀の青少年育成の基本的な方向性として、「青少年は地域社会からはぐくむ」という視点から「新たな地域コミュニティを基盤とした多様な活動・取組の促進」等について」提言している。

### 3. 教育改革国民会議（平成12年～平成17年）

21世紀を迎えた平成12年3月に内閣総理大臣の下に「教育改革国民会議」が発足した。これは、臨教審答申後の社会の変化に対応するため、教育の基本に幅広い国民的議論が必要との観点から発足したものである。平成12年12月22日の「教育改革国民会議報告」では「教育を変える17の提案」がなされた。この提案では、「教育の原点は家庭であることを自覚する」、「一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する」、「職業観、勤労観を育む教育を推進する」などの具体的な提案をしている。また、新しい時代にふさわしい教育基本法の見直しの必要性が提言されている。

平成12年3月27日には「地域生涯学習振興基本構想の協議に係る判断に当たっての基準」（文部省・通商産業省告示第1号）が定められた。これは、平成2年のいわゆる「生涯学習振興法」の規定に基づき、地域生涯学習振興基本構想の承認に当たっての基準を定めたものである。

平成12年4月1日に「中教審」が「少子化と教育について」を報告している。ここでは、「少子化が教育に及ぼす影響を最小限にとめるために政策的な対応を図り、少子化の下で可能な限り教育条件の充実を図るとともに、家庭・学校・地域社会において、それぞれがその役割を踏まえた上で取り組むべき具体的方策」を提言している。また、平成12年8月9日には、保健体育審議会から「スポーツ振興基本計画の在り方について－豊かなスポーツ環境を目指して－」が答申されている。

平成12年11月28日には、「生涯審社会教育分科審議会」が「家庭の教育力の充実等のための社会教育行政の体制整備について」を報告し、「地域の社会教育行政の中心的な役割を果たしている社会教育主事に、民間の人材を幅広く活用できるよう、資格要件の緩和」等について提言している。また同日付で、「生涯審」が「新しい情報通信技術を生かした生涯学習の推進方策について－情報化で広がる生涯学習の展望－」を答申している。ここでは、「基本的方向」として、「特に、公民館や生涯学習センターは、学習機会やボランティアなど地域の様々な情報を提供する「地域の大人センター」の役割を担うとともに、大学等の公開講座を受講できるようにするなどの多様な学習機会を提供することにより、人々が集い共に学ぶ場となることが必要」としている。

平成13年1月25日の文部科学省「21世紀の教育新生プラン」（「レインボープラン」）では、「教育改革国民会議最終報告」の提言を踏まえ、今後の教育改革の取組の全体像を提示した。レインボープランの7つの重点戦略として「多様な奉仕・体験活動で心豊かな日本人を育てます」や「父母や地域に信頼される学校づくりを行います」等が提言された。

平成13年7月11日には「学校教育法」が一部改正され、「学校は児童、生徒の体験的な学習活動の充実に努めるもの」としながら、「この場合社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない」としている。

また、平成13年7月21日には「社会教育法」の一部も改正された。ここでは、「社会教育は、学校教育、家庭教育との三者の連携、協力の要となり、家庭教育の向上に資するように必要な配慮をする」（第3条第2項）、また、教育委員会の事務を定め、「家庭に関すること、青少年に対する社会奉仕体験、自然体験活動に関すること」（第5条）が明記された。さらに、社会教育委員、公民館運営審議会委員の委嘱には「家庭教育に関する学識経験者について配慮すること」（第15条第2項、第30条第1項）とされた。まさに、家庭教育支援や奉仕活動・体験活動推進のための行政体制の整備がなされたのである。

さらに、平成14年度から「完全学校週5日制」が実施されるようになった。注目は、平成12年の教育改革国民会議の報告において、「少子化・核家族時代における自我形成、社会性の育成のために、体験活動を通じた教育が必要である」とされ、体験活動の重要性が改めてクローズアップされた。平成13年に学校教育法の改正が行われ、各学校の教育目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、子どもの体験的な学習活動や、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他

の体験活動の充実に努めることとされた。同時に、社会教育法についても学校教育法同様の改正が行われ、学校教育・社会教育の両面から子どもの体験活動の一層の推進が求められることとなったのである。

平成14年2月21日には「中教審」から「今後の教員免許制度の在り方について」が答申され、「教員免許制度の総合化・弾力化」や「特別免許状（免許状を有しない優れた者に特別に授与できる免許状）の活用促進」等が提言された。また同日付で、「中教審」より「新しい時代における教養教育の在り方について」の答申が出されている。

平成14年7月19日には、「今後の家庭教育支援の充実にについての懇談会」から「『社会の宝』としての子どもを育てよう！」が報告され、「各家庭、父親、企業等の職場の関係者、地域・学校の関係者、行政関係者のそれぞれに対して、今後の家庭教育支援の充実のための方策」を提言している。また、平成14年7月29日には、「中教審」から「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策について」の答申が出され、「初等中等教育段階までの青少年、18歳以降の青年や勤労者等の個人の「奉仕活動・体験活動」の奨励・支援のための方策、「奉仕活動・体験活動」を社会全体で推進していくための社会的仕組みの在り方や社会的気運を醸成していくための方策等」を提言した。

平成14年9月30日には、「中教審」より「子どもの体力向上のための総合的な方策について」が答申された。そこでは、「スポーツ、外遊び、自然体験活動等、子どもがより一層体を動かし、運動に親しむようになるための方策」や「子どもの体力向上のための望ましい生活習慣を確立するための方策」等が示された。

平成15年3月20日には「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（中教審答申）が出され、教育基本法改正への方向が示されている。

平成15年6月6日の「地方自治法改正」成立により、「指定管理者制度」が導入され、「指定管理者」が公の施設を管理・運営できるようになった。社会教育施設等への「指定管理者制度」の導入が実施されるようになったのである。同日付（平成15年6月6日）で文部科学省から「公民館の設置及び運営に関する基準の全面改正」が告示された。すなわち、「①地方分権の推進に伴う定量的、画一的な基準の大綱化、弾力化、②多様化、高度化する学習ニーズや国際化、情報化等の進展に伴う現代的課題への対応などを踏まえ、従来の設置基準の全部を改正」している。

平成15年10月7日には「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」（中教審答申）が提言され、「新学習指導要領や学力についての基本的な考え方等」として「新学習指導要領の基本的なねらいは「生きる力」の育成。各学校では、家庭、地域社会との連携の下、「生きる力」を知の側面からとらえた「確かな学力」育成のための取組の充実が必要」とされた。

平成16年1月20日には「食に関する指導体制の整備について」（中教審答申）が出され、「栄養教諭制度の創設を柱とする食に関する指導体制の整備方策」や「子どもが望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校・家庭・地域社会の密接な連携の下で食に関する指導が進められること」への期待が提唱された。

平成16年3月4日には「今後の学校の管理運営の在り方について」（中教審答申）が提言され、「地域が参画する新しいタイプの公立学校の運営」や「公立学校の管理運営の包括的な委託の在り方」等が提唱された。

平成16年3月29日「今後の生涯学習の振興方策について（審議経過の報告）」（中教審生涯学習分科会）では「生涯学習の振興は、臨教審答申以降、関係者の努力により一定程度進展」としながら「現在の課題」として「①生涯学習が、あらゆる教育・学習活動の中で行われるものであることが、関係者等に浸透していない。②公民館、図書館等の関係機関の取り組みが現在の社会の要請に必ずしも適合していない。③生涯学習振興の基本的考え方が必ずしも明確に示されていない。」としている。そ

して、「今後の生涯学習を振興していく上での基本的考え方」として「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」の実現が目標」とされている。

平成16年3月31日「家庭教育支援のための行政と子育て支援団体との連携の促進について」（家庭教育支援における行政と子育て支援団体との連携についての調査研究委員会報告）では、「行政との連携を図りつつ家庭教育を支援する人材等の育成」や「行政と子育て支援団体と連携協力した家庭教育支援事業の実施」等について提言された。

平成17年1月28日の「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（中教審答申）では、「今後の幼児教育の取組の方向性」として「（中略）家庭や地域社会が、自らその教育力を再生・向上し、家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者がそれぞれの教育機能を発揮し、総合的に幼児教育を提供することによって、子どもの健やかな成長を支えていくものとする必要がある。」と提言された。

平成17年10月26日「中教審」答申「新しい時代の義務教育を創造する」では、「・・・基礎的な知識・技能の育成（いわゆる習得型の教育）と、自ら学び自ら考える力の育成（いわゆる探求型の教育）とは、対立的あるいは二者択一的にとらえるべきものではなく、この両方を総合的に育成することが必要である・・・」という観点から、例えば自然の中での長期集団宿泊体験の機会の拡充など、様々な体験活動の重要性が指摘されている。

#### 4. 改正教育基本法以降の生涯学習（平成18年～25年）

平成18年12月に「教育基本法」が、昭和22年3月の制定以来約60年ぶりに改正された。ここでは、人格の形成や個人の尊厳に加え、公共の精神、自立心や道徳心、豊かな人間性と創造性、伝統の継承、愛国と郷土愛など、現代に求められる教育理念が明確に示され、学校教育のみならず、生涯学習・社会教育関係の規定の充実も図られた。特に、「生涯学習の理念（第3条）」が掲げられ、我が国は「生涯学習社会の実現を図る」ことが法で位置づけられた。学校教育も家庭教育も社会教育及び職能教育も含めて、人々の一生涯の教育・学習が体系化されたのである。

また、平成18年12月15日に「地方分権改革推進法」が成立し、「国と地方の役割分担や国の関与の在り方について見直しを行い、税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を進めるとともに、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図ること」とした。

平成19年3月10日に「中教審」から「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」が答申され、教育基本法を受けての諸教育制度の改正が提言された。平成19年6月20日に「教育改革関連三法」（「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「教育職員免許法及び教育公務員特例法」）が成立し、平成20年6月11日には「社会教育三法一部改正」（社会教育法、図書館法、博物館法の改正）を見るのである。平成20年2月19日「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」（中教審答申）では、「目指すべき施策の方向性や施策を推進する際に必要な視点を明確にし、国民の学習活動の促進や地域社会の教育力向上等のための生涯学習の振興方策」が提言された。新しい時代への生涯学習の振興方策が提唱されたのである。

平成20年4月18日には、「中教審」から「教育振興基本計画－「教育立国」の実現に向けて－」が答申されるとともに、平成20年5月20日には、内閣府の「教育再生懇談会」から「教育振興基本計画に関する緊急提言」が出され、平成20年7月1日に「第1期教育振興基本計画」が「閣議決定」されたのである。この計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に基づくものであり「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を踏まえ、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」

を示している。

この間、平成20年1月17日、「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（中教審答申）や、平成20年1月17日、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」（中教審答申）等が提言された。

平成21年9月11日には、「子どもの徳性の充実に向けた在り方について」（子どもの徳性に関する懇談会報告）がなされている。この時期、文部科学省からは、平成21年11月5日「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果の評価結果について」、平成22年5月11日「農山漁村での宿泊体験による教育効果について」、平成23年2月7日「今後の国立青少年教育施設の在り方について～新たな視点に立った体験活動の推進について～（報告書）」が出されている。平成25年1月21日には「今後の青少年の体験活動の推進について」（中教審答申）が提唱されている。

また、平成23年1月31日には、「今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（中教審答申）が、平成23年8月28日には、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（中教審答申）が、平成23年8月28日には、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」（中教審答申）が提言されている。

さらに、「第1期教育振興基本計画」（平成20年7月）から5年経った、平成25年6月14日には「第2期教育振興基本計画」が閣議決定されている。すなわち、平成23年4月25日「第2期教育振興基本計画」（中教審）が答申され「今、我が国に求められるものは、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学びである」としながら、「教育行政としては、(中略)、改正教育基本法の理念を踏まえた「教育立国」の実現に向け、教育の再生を図り、何より、責任を持って教育成果の保証を図っていくことが求められる。このため、第2期計画においては、「①社会を生き抜く力の養成」、「②未来への飛躍を実現する人材の養成」、「③学びのセーフティネットの構築」、「④絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を基本的方向性として位置づけ、明確な成果目標の設定と、それを実現するための具体的かつ体系的な方策」を示している。

また、平成25年1月には、「中央教育審議会生涯学習分科会」から「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」がまとめられた。「今後の社会教育行政等の推進の在り方について」では、「今後、社会教育行政は、相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層はたして行くことが必要。このため、今こそ、従来の「自前主義」から脱却し、首長部局・大学等・民間団体等と連携して、地域住民も一体となって協働して、「ひらく・つながる・むすぶ」といった機能を様々な領域で発揮する、「社会教育行政の再構築」（ネットワーク型行政の推進）を実施していくことが必要」と提唱している。

#### IV. 生涯学習社会の実現へ「期待」から「指摘」へ

##### 1. 地域資源を連携・活用する社会教育活動への期待

第1期（波）のこの「臨教審答申」後の時期は、臨教審の答申がなされ、いわゆる「生涯学習振興法」（平成2年）が制定されたことで法的根拠をもって生涯学習体系への移行が促進されてきている。また、「地方分権推進法」（平成7年7月）が施行され、法律により行財政改革が強く推し進められており、法律と答申等が提唱されている。また、学校週5日制の「週1回～2回」が試行され、地域の関係機関団体や地域資源を連携・活用して社会教育活動に生かすよう提言している。さらに、平成7年には、民間事業者の事業も社会教育活動とし、公民館においても営利活動を認めるようになっていく（文部省）。まさにこの時期の「社会教育」は、連携の中核的役割として期待されている時代であり、社会

教育への応援歌が聞こえてくる時代である。

## 2. 「地方分権の推進」による諸制度改革時代の社会教育

第2期（波）のこの時期は、21世紀を展望し、子どもに「生きる力」と「ゆとり」をはぐくむことが求められ、「学校週5日制」の完全実施が提唱され、「自然体験・生活体験の重視」がなされ、「特定非営利活動法人（NPO）法」（平成10年）が制定された。平成11年7月16日には「地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）」が成立（平成12年4月施行）している。これは、行政全般について、地方分権の推進、規制緩和の要請が高まり、諸制度改革の時代であり、社会教育にも「ゆとり」と「生きる力」への対応や「自然体験・奉仕体験活動」への対応が求められている。

## 3. 「浸透なし」・「適合なし」・「明示なし」と指摘された社会教育

第3期のこの時期の特色は、平成12年12月22日の「教育改革国民会議最終報告」の提言を踏まえ、平成13年1月25日の文部科学省「21世紀の教育新生プラン」（「レインボープラン」）では、今後の教育改革の取組の全体像を提示した。平成13年7月11日には「学校教育法」が、平成13年7月21日には「社会教育法」の一部も改正され、家庭教育支援や奉仕活動・体験活動推進のための行政体制の整備がなされたのである。さらに、平成14年度から「完全学校週5日制」が実施されるようになった。

平成15年6月6日の「地方自治法改正」成立により、「指定管理者制度」が導入され、「指定管理者」が公の施設を管理・運営できるようになり、同日付（平成15年6月6日）で文部科学省から「公民館の設置及び運営に関する基準の全面改正」が告示された。そして遂に、「今後の生涯学習の振興方策について（審議経過の報告）」（平成16年3月29日、中教審生涯学習分科会）の中で、「生涯学習の振興は、臨教審答申以降、関係者の努力により一定程度進展」との評価を受けながら「①生涯学習が、あらゆる教育・学習活動の中で行われるものであることが、関係者等に浸透していない。②公民館、図書館等の関係機関の取り組みが現在の社会の要請に必ずしも適合していない。③生涯学習振興の基本的考え方が必ずしも明確に示されていない。」との指摘を受けるのである。社会教育「自ら」の変革が求められている。

## 4. 『『自前主義』からの脱却』と「行政の再構築」を指摘された社会教育

第4期のこの時期には、約60年ぶりに「教育基本法」が改正され、我が国は生涯学習社会の実現を図ることが「生涯学習の理念」の中で示された。この基本法改正を受けて、平成19年6月20日に「教育改革関連三法」（「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「教育職員免許法及び教育公務員特例法」）が成立し、平成20年6月11日には「社会教育三法一部改正」（社会教育法、図書館法、博物館法）の改正を見るのである。さらに、「第1期教育振興基本計画」（平成20年7月）が策定され、それから5年経った、平成25年6月14日には「第2期教育振興基本計画」が閣議決定されている。そこでは、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学びである」としながら、「教育行政としては、（中略）、改正教育基本法の理念を踏まえた「教育立国」の実現に向け、教育の再生を図り、何より、責任を持って教育成果の保証を図っていくことが求められる。

そして遂に、平成25年1月に「中央教育審議会生涯学習分科会」から、「今こそ、従来の「自前主義」から脱却し、「ひらく・つながる・むすぶ」といった機能を様々な領域で発揮し、「社会教育行政の再構築」（ネットワーク型行政の推進）を実施」することを提唱されたのである。

5. なぜ今、社会教育は「自前主義」と言われるようになったのか、

(1) 「社会教育法」の狭義の社会教育から連携の社会教育へ

－変わる「生涯学習」、変わらない「社会教育」－

社会教育は、我が国の生涯学習社会を構築する中核として期待されてきたことは間違いない。しかし今や、「自前主義を脱却せよ」と言われているのである。何故か。それは、「社会教育法」の「社会教育の定義」にあるようにも思われる。すなわち、「第2条 この法律で、「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう。」として「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」となっていることである。まさに、「青少年及び成人に対する『狭義の社会教育』」と言われている所以である。これに対して「教育基本法」（平成18年）の「社会教育」で「第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」となり「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育」が社会教育となっており、社会教育活動を広く捉えることが求められているのである。

さらに、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）施行以降「社会教育法」の「第2条」が「この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき」に改まってきている。すなわち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供が求められ、今後の「社会教育」への新たな期待がもたれているのである。

(2) 広い守備範囲の「社会教育」はどう変わるのか

「社会教育」の守備範囲を見ると広い。すなわち、「社会教育法」第5章 公民館」の「目的」として「第20条 公民館は、市町村その他の一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」としている。まさに、「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業」を行うのは「社会教育」であり、「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進」に寄与するのは「社会教育」なのである。

一方、「教育基本法」では、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育」は「社会教育」として奨励することになっているのである。すなわち、「個人の要望や社会の要請にこたえ」、「学校外の社会において行われる」「社会教育」はこの「広い守備範囲」に対してどのようにして対応するのかである。しかも、近年の行財政改革による「人員・予算削減」の中でどうするのかである。ここで重要なのが、地域の教育資源を開発・活用するため、関係機関団体と「ひらく・つながる・むすぶ」といった機能を様々な領域で発揮し、「社会教育行政の再構築」（ネットワーク型行政の推進）を図ることである。

ここでは、広く、他部局、民間等の関係機関団体等と連携してネットワークを組んで生涯学習社会における社会教育を推進しなさいということである。

その具体的な役割機能は、社会教育法「第5条」に見える。それは、社会教育法の改正で、「第5条」の「7（家庭教育に関すること）」、「13（学校の授業の終了後又は休業日の学習その他の活動の機会提供）」、「14（青少年のボランティア活動や体験活動）」、「15（学習成果を活用した教育活動）」等が市町村の教育委員会の事務に加えられた。さらに、「社会教育主事の職務」（第9条の3）に「社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる」としているのである。まさに、社会教育の役割

を明確にし、社会教育主事は連携の要になるように法的に位置づけている。

## おわりに

平成元年から平成25度までには、多くの答申、建議、法改正、さらに、内閣府に設立した審議会や会議、それに、行財政改革に伴う法改正等が出されている。特に、答申を受けて法改正され、さらに行政改革がなされていることが垣間見える。このような中で、生涯学習社会の実現に向けて大きな変化を求める「生涯学習社会」に対して、変わりきれない「社会教育」に「自前主義を脱して」、「社会教育行政の再構築」（ネットワーク型行政の推進）を実施することが喫緊に求められており、教育基本法改正を踏まえ、社会教育関連法案も改正された今、変わる「社会教育」に期待がかかっているようである。今後、さらに実践事例を集めて考察したい。

## 参考文献

- 1) 文部科学省「我が国の文教施策」（昭和63年度）第1部第1章第1節-3
- 2) 平成8年7月19日「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（中教審第1次答申）の第5章-(1)
- 3) 昭和58年～64年版「社会教育行政必携」第一法規、社会教育行政研究会編集
- 4) 平成4年～26年版「生涯学習・社会教育行政必携」第一法規、生涯学習・社会教育行政研究会編集
- 5) 独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年教育に関する法令・答申・調査研究・統計等」  
<http://www.niye.go.jp/youth/book/report/> 平成26（2014）年4月30日
- 6) 井川博「日本の地方分権改革15年の歩み」財団法人自治体国際協会（CLAIR）  
[www.clair.or.jp/j/forum/honyaku/hikaku/.../up-to-date\\_jp4.pd...](http://www.clair.or.jp/j/forum/honyaku/hikaku/.../up-to-date_jp4.pd...) 平成20年3月
- 7) 文部科学省・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「平成25年度 公民館に関する基礎資料」

## 体験型学習プログラムを活用したチームビルディング に関する実践的研究

永田 聡典

九州共立大学スポーツ学部スポーツ学科講師

キーワード：アドベンチャー，教育，コミュニケーション，

### A study on Team Building Training which utilized Experience Learning Program

Akinori NAGATA

Lecture, Department of Sports Science, Faculty of Sports Science,  
Kyushu Kyoritsu University

#### ABSTRACT

In late years the experience-based learning program is paid its attention to from the viewpoint of personnel training which is inflected likewise as a program to improve capacity for organization in the company. This practical study was intended to investigate learning effect of Adventure Program which kind of as a program to improve capacity for organization. 22 volleyball players participated. All participants in Adventure Program for three days. The relationship between the grade of school mates, and consciousness for the communication was improved. Adventure Program which is experience-based learning is precious for a team member and a leader was shown that noticed, and brought an unpleasant learning effect. I was able to prove that I could make the function that the team was provided with now by Adventure Program.

**Key word:** Adventure, Education, Communication

## I. 目的

体験型学習プログラムは、近年では、企業研修や、スポーツチームのチームビルディングにも導入され、その体験型学習プログラムが人材育成の観点から着目されている。また、企業においては、組織の機能性の向上のために用いられている。組織は個人では処理できないものごとを他の人々と一緒に成し遂げていくための協働システムであると指摘され、組織が機能的になり成果をあげるためには一人一人の力を組織全体の目標に向けることが必要であると指摘している<sup>2)</sup>。これまで、筆者が携わってきた、スポーツチームにおいては、共依存体質による指導が多く、選手が能動的に考えて学習せず、自主的な学習レベルが著しく低下している現象が見られた。つまり、指導者の考えに沿わない考えは持たずに、考えて動くことを放棄し、依存する傾向があった。チームビルディングトレーニングは近年、議論するための場づくり、組織の構成員同士の関係性に気付かせるなどの効果から注目されているプログラムである。チームビルディングは、組織変革の手法として脚光を浴びた、組織開発プログラムに依拠しており、もともと企業に対するチーム開発の中で研究・実践され発展してきた技法である。<sup>1)</sup> 特に、本研究において活用している、アドベンチャープログラム（以下AP）は、心理学や体験学習の手法を取り入れた、参加者の自主性や協調性を養う野外・身体的活動を中心としたプログラムである。<sup>2)</sup> これまで、チームビルディングを行った企業やスポーツチームなどにおいては、間接的手法を活用することで、リーダーシップ機能向上や、組織風土の改善、チームワーク向上がもたらされる利点がある。<sup>1)2)</sup> また、直接的アプローチでは、組織構成員個人への働き掛けを重視するアプローチであり、問題の解決や合意の形成に導く役割をする、ファシリテーターと呼ばれる役職の働きによって、グループでの議論や、課題解決に向けた作業を通じて実施されることが多い。チームビルディングは、企業をはじめ、教育機関<sup>4)</sup>、医療機関においても実践されていることから組織や、個人に何らかの効果をもたらすと推察されている。<sup>1)3)4)</sup> ところが、野外・身体的活動を中心としたAPをチームビルディングに用いることによって組織や、構成員個人が実際にどのように変容するかについて、実践し、研究されたものは、ほとんど見られない。

そこで、本研究は、体験型学習プログラムであるAPを活用し、そのプログラムによってもたらされる気づきや、学習できること、効果について調査することを本研究の目的とした。

## II. 方法

### 1. 対象者

KU大学 大学バレーボール部 女子選手 22名

構成は、4年次生8人、3年次生5人、2年次生8人、1年次生1人、の計22名であった。

### 2. 実施場所

KU大学(大阪府堺市)に設置されているPAJ認定のロープスコース(写真1)で行った。PAJ(Project Adventure Japan)は、APを開発し、企業や教育機関に提供している体験型教育プログラムの国際的な教育機関であり、本研究の実施場所であるロープスコースはPAJが設営・認定した安全性の高いアドベンチャー施設である。



写真1 ロープスコース (大阪府堺市)

### 3. 実施プログラム

表1に、本研究で行うプログラムを示した。なお、APの実施にあたっては、専門的知識と安全管理認定を受けたファシリテーターである筆者が担当した。対象者らは、AP実施前に、APの概念である「Challenge by Choice, Full value contract」(表2) について<sup>5)</sup>の規範についての説明を受けAPを実施した。

表1 実施プログラム内容

1日目	2日目	3日目
ice break ネームトス チェンジ・マンボウ ジャンボ	朝食 準備 自炊 朝食 Being での振り返りと確認	朝食 準備 自炊 朝食 Being での振り返りと確認
Being 作製 スパイ鬼ごっこ	ice breaking ロボ鬼 前後左右	ice break ガチャン鬼 ペア決めアクティビティ
エブリバディズアップ TPシャッフル ジャイアントシーソー	トラストフォール ニトロクロッシング	手つなぎトラバース ジャイアントラダー
昼食準備 自炊 昼食	昼食 (購入) パナナ鬼・トラストキャリー	振り返り 昼食 インターバルトレーニング 片づけ
ウォール	クライミングタワー	
振り返り	振り返り	振り返りミーティング
夕食 準備 自炊 夕食 チームミーティング 入浴 就寝	夕食 準備 自炊 夕食 チームミーティング 入浴 就寝	アンケート調査 帰宅

表2 Challenge by Choice, Full value contractについて

## Challenge by choice

- ・ サポート、信頼、思いやりのある環境の中で、潜在的に困難と感じていることや、恐怖を感じてきたこと(もの)に挑戦する機会を与えている。
- ・ 次の機会はいつでもあるということを前提に、プレッシャーが強くなりすぎた時、自分に対して疑心暗鬼になった時に、「一歩下がる」機会が与えられている。
- ・ 結果よりも、挑戦すること自体に意義があることを知って、自分に挑戦する機会がある。
- ・ 一人一人の提案や、選択を尊重することが約束されている。

## Full value contract

- ・ 安全で、お互いを尊重し合える行動の規範を理解するだけでなく、実行すること。
- ・ その規範について、全員が能動的に関わること。
- ・ その規範の維持には、全員が責任を共有していることを認識し、受け入れること。

## 4. プログラム内容（以下アクティビティ）について

APのアクティビティは、より学習効果を高めるために、次のように構成されている。<sup>5)</sup>

- (1)一緒に行うゲーム性の高いものでメンバー同士が心地よくなるアイスブレイカー、
- (2)ある程度リスクを受け入れ、積極的な関わり合いや、チャレンジしてみようと意思を高めさせることのできるディインヒビタイザー
- (3)グループの意思決定の過程の中で議論することによって、メンバーの考えや言動に関して意識を強化するコミュニケーション
- (4)他者とかかわる上で身体的・感情的な安全を委ね、信頼してみる機会を作る、トラスト
- (5)多種多様な課題解決を試行錯誤しながら経験することによって、相互にどのように効果的に意思疎通し協力し妥協点を見つける機会を提供する課題解決・意思決定

以上の5点の構成に加えて、アドベンチャーを【意義のあるもの・挑戦しないとできないもの・サポートし合うもの・充足感のあるもの・楽しいもの】と定義してプログラミングされている。アクティビティ構成の具体例として写真2を示した。



写真2 ウォール（左）、トラストフォール（右）

ウォールは、高さ4.5mの壁を挑戦するグループ全員が乗り越えるアクティビティである。条件は、上で支えるための残れるのは4人のみ、22人全員が一人ずつ登る、登り終わったら、チャレンジする人に直接触れることはできない、全員登りきったら成功というルールで行っており、上記の(3)(4)(5)を特に重点的にした仕組みを持つアクティビティである。また、トラストフォールは、高さ1mの台上から後ろ向きに倒れ、まわりのサポートで、安全にキャッチする(3)(4)トラストに重点がおかれた仕組みを持つアクティビティであることがわかる。

## 5. 調査方法

インタビューや自由記述において、振り返りでの意見を収集し、調査した。

## III. 結果および考察

1. AP実施の最初にコンセプトについて説明した後、Being（写真3）を行った。BeingはAPに取り組む期間、チームとして大切にしたいことを、目標を達成に導くために必要なことを外化する作業である。作製したBeingは、アクティビティの振り返りや、テーマの確認で活用した。

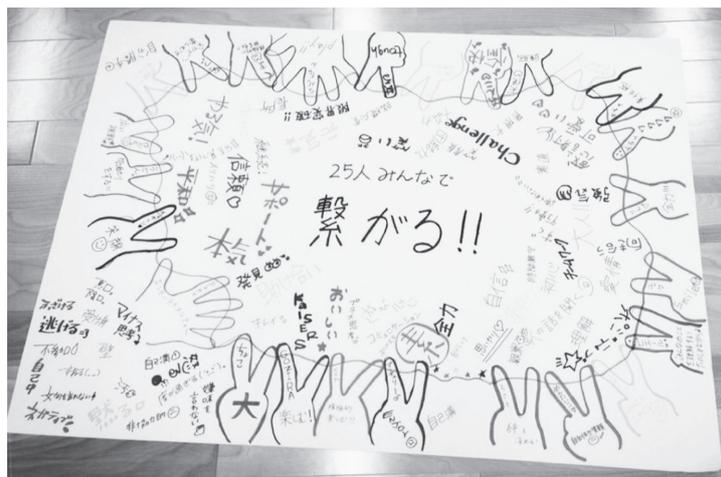


写真3 Being

Beingを観察すると、一番のテーマが「繋がる」ことであった。この「繋がる」ことを実感するという、目的を達成するために必要だと感じているものが周りに点在する言葉である。「笑顔」「本気」「サポート」「強気」「感謝」「思いやり」「平和」「信頼」「団結力」「限界突破」「自分を見つける」「理解」「人の話を聞く」「協力」「ポジティブ」「全力」「助け合い」など、明るくポジティブなテーマが多くみられる。

一方、手のひらで作った輪の外側には、目的達成には不必要であり、ふさわしくないものを書き出している。「ふざける」「逃げる」「不参加」「ネガティブ」「自己満足」「自己中心的」「マイナス思考」「悪口」「陰口」「受け身」「壁をつくる」「すねる」「怒る」「文句を言わない」など、チーム力向上のためにならないと考えたものを外化していた。

2. チームビルディングとして実施した体験型学習の一環であるAPを行ったプログラムの実践それに伴って行った振り返りと議論で抽出された言葉を分類し、まとめ、以下に考察する。

## 【学年関係について】

まとめていく上で、最もトピックになったものは学年関係であった。それは、対象者のほとんどが、学年関係について言及しているためである。

表3 学年関係について言及していた振り返り

変な上下関係がなく、言いたいことを言えていたし、受け入れていた。  
バレーボールになると、レギュラー・上回生が正しいという暗黙の上下関係のようなものが生まれてきてしまっている。  
学年関係なしに、意見を言えたり、それを受け入れられたりする心が生まれていけばいい。  
ミーティングで、いつも上回生がたくさん意見を言う感じが自然にできてしまっていた。  
上下関係関係無く、色々な場面でこのような関係性ができればいいと感じた。  
上下関係関係なく、みんなの個性がいっぱい出た合宿だった。  
学年関係なく、議論していく必要性を感じた。  
危険なチャレンジになればなるほど、後輩も先輩に意見ができていた。  
いい意味で、上下関係が無いやり取りができていた。  
振り返りも学年関係なく自分の感情を全体の中で出していくことが最初よりスムーズになった。  
上下関係なく必要だと思ったこと、口にしていたことがよかった。  
いざとなると同学年でペアを組んでいた。  
課題を全員で取り組んでいるとき、学年の壁がなくなっていた。  
上回生が、下級生の提案を素直に受け入れてくれていた。

今回の対象のほとんどが、学年関係について強く意識を持っており、普段からスポーツを通して、活動しているため、学年関係が隔たりなく思っているはずの構成員同士であっても学年関係を意識していた。またスポーツに転化すると、上下関係の隔たりが存在していると言及していることから、取り除くべきものかは今後、検討が必要であるが、学年間の関係性が、コミュニケーションの弊害になっていると考えていることも明らかとなった。

このことからAPを行うことで、学年間の関係性について意識することが明らかとなり、APにおいて、学年間の関係性をフラットにする環境が自然と出来上がっていると考えられる。それは、APの体系から引き起こされるもので、これまでのキャリアや、個人スキルだけでは解決できない課題に直面し、解決・挑戦するためには、学年間の上下関係を取り払って議論する必然性が出てくるためであると考えられた。

## 【信頼・サポートについて】

またほとんどの対象者が、信頼することやサポートすることについても言及していた。(表4)

表4 信頼・サポートについて言及していた振り返り

このチームだからこそ、命を預けて挑戦できた。  
信頼してすることが、安全につながっていた。  
陰ながらサポートしてくれてる人の重要性を実感  
声の掛け合いで、人を安心させたり、人を頑張らせることができることに気付いた  
主役の人が目標を達成するには、周りの人のサポートがないとできない。  
仲間からの言葉がとても心強かった。  
自分がチームメイトを心から信頼していることを実感した。  
周りの人たちの声がすごいパワーになった、信頼も大きくなった。  
みんなの声で励まされた。  
サポートをしてくれる人がこのメンバーじゃないと不安だ。  
仲間との信頼関係がとても大きくなった。  
自分が必死でささえてもらったので、人のことも絶対支えたいと思った。  
リスクがあったとしても、仲間のサポートや存在の力強さを感じることができた。

サポート・課題解決・意思決定・信頼の要素の非常に強いアクティビティをおこなうことが増えてくるにつれて、チャレンジしているものが成功する、あるいは、成功に近づくようにチャレンジし続けるには、サポートや信頼がなければ、遂行不可能なものである。手つなぎトラバースや、クライミ

ングウォール（写真4）などは、不安や恐怖といったストレスを感じながらも、チャレンジ、サポートせざるを得ない状況である。そのため、サポートの重要性や、信頼感の向上、支援する役割へのモチベーションの向上などの意見が上げられたと推察される。また命の危険を感じながらも、チャレンジすることによって、サポートされる安心感や、その重要性に気付いたことで信頼関係が構築されていくと考えられる。加えて、達成困難な課題の場合には、ペアを選択する際に、自分が信頼できる人を自然と選んでおり、必然的に普段一緒に過ごす時間の長い、いわゆる仲のいいペアと組む対象者がいる一方で、対照的に普段あまり時間を共有したことがないペアが非常にいいパフォーマンスを発揮するなど、普段の日常生活の中では築いてこなかった関係性も観察することができた。



写真4 クライミングウォール

#### 【コミュニケーションについて】

APのときには、「体が勝手に動く」ように自然に行動し、人のチャレンジを支援し、チャレンジする際には人の支援を自然と受け入れている。そのため、振り返って自分たちの言動を意識すると、学年関係なくフラットにチームとして動いていたことや、学年関係なく役割分担し、その役割に全力で取り組んでいたこと、加えて、いつものクラブ活動よりもコミュニケーションの頻度が増えたことが際立って意識されたと推察される。

そのため、「種目によっても得意不得意がある中、それぞれに合った役割を言い合える関係になってよかった。」「思ったことを伝えることは本当に大切だと感じた。」「下級生だからと黙って見ているだけではなく思うことを口にする大切さに気付いた。」といった意識とて現れたと考えられる。

表5 振り返りの意見分類

学年関係について言及している	不安、リスクについて
コミュニケーション・意思疎通・議論・共有することについて	モチベーション・意欲、雰囲気について
信頼・サポートについて	目標の達成(チーム・個人)について
取り組み・方法について(能率と生産性)	達成感について(成功・高揚・喜び)
チームワーク・役割について	一体感、つながり、絆について
ミス・失敗について	今後への期待感・意欲について

その他にも、意識を表5のように意見、意識したことを分類することができた。課題解決のための方法論や取り組みについては、「一つの方法にこだわりすぎないことが大切」「一つの方法では成功できないけれど、いろいろな方法を考えることで成功に近づくことができる。」といった成功体験に縛られない柔軟な発想の重要性を意識したものとなった。

また、チームワークや役割については、「技術のうまい下手に関わらず、一人一人に役割がある。」「それぞれに役割が違うけれど、各々仕事があり、それをさぼらないことが重要」「人数が多いと一人一人が役割を見つけていくことに対して消極的になりがち」といった、チームワークは、役割を見つけてその仕事をしっかりと遂行することであり、人数が多いと困難であるが、強い目的意識があると協力的になれることにも言及していた。

そして、APの重要な手法である、ディブリーディングにおいては、「振り返りの静寂が嫌い」「もっと意見が出るはず」「人数が多いとその分個性も活かされにくい」などのネガティブな意見がみられた。これは、今まで言葉として発したことがないから発言を控えておくことや、誰かが発言してくれるといった意識が存在していたことを示唆していると考えられた。また、一体感や、達成感、繋がりや絆を実感し、充足感を得ている意見も見られ、組織力向上やチームへの誇りを持つきっかけとなると考えられる。

#### IV. まとめ

本研究において、大学生スポーツチームへのチームビルディングとしてAPを施行することで、以下のことが示された。

- ・APはフィールドワークとしてサポートをする・される関係性が必然的に生み出されるプログラムである。そのため、スポーツなどの交互関係や連携性の高い体系をもった組織のしくみについて、転化しやすいという長所を持っている。また、APは、サポート（支援し合う）、チャレンジ（挑戦しないとできない）がないと、取り組むことができない仕組みをもったプログラムである。
- ・振り返ることで、健在意識へと一般化し、自分たちの活動へ転化することで学習効果を深めている。
- ・課題解決のための方法論の捉え方の柔軟性向上、期待感の向上、達成感・一体感の実感等、組織力向上のきっかけとなる効果も認められる
- ・今回の対象者のチーム構成員のほとんどが、学年関係について強く意識を持っていた。
- ・普段からスポーツを通して、活動しているため、学年関係が隔たりなく思っているはずの構成員同士であっても学年関係を意識している。取り除くべきものかは今後、検討が必要であるが、学年間関係性が、コミュニケーションの弊害になっていると考えていることが明らかとなった。

以上のことから、APをチームビルディングとして活用することは、スポーツ活動とは全く異なる体系でチームとして活動できるため、チームとして活動していくためのサポートする意識やコミュニケーションを高めていく意識が明らかとなり、また一体感や達成感、心配に対する考え方の変化、今後のチームや個人への取り組みの期待なども認められたことから、体験型学習であるAPは、チーム構成員や指導者に貴重な気づきや学習効果をもたらすことが示された。また、APによってチームに必要な課題、チームに現在備わっている機能や今後の目的、目標の設定がより明確にできることを、明らかにすることができた。

## V. 参考文献

- 1) 芳地泰幸・水野基樹、大学生アスリートを対象としたチームビルディングに関する事例研究。順天堂スポーツ健康科学研究, 第2巻1号:2010, pp.28-34.
- 2) 北森義明、個人を生かすチームワーク、ENGINEERS : 2000, pp.9-15
- 3) 中島弘毅・大内義昭・神谷明弘・月橋春美プロジェクト・アドベンチャープログラムが、女子大生の内発的動機づけに及ぼす影響聖徳大学研究紀要第12号:2001, pp.71-75
- 4) 白井靖敏、学習者参加型授業を展開する学習支援スキル獲得に向けた体験型教員養成、名古屋女子大学 紀要55号 : 2009, pp.249-256.
- 5) アドベンチャープログラミンングトレーニングマニュアル。Project Adventure Japan 発刊、2002。pp.4-1 17.



## テニスにおける新サービステスト

山下 陽平

九州共立大学スポーツ学部スポーツ学科

キーワード：テニス サーブ スキルテスト 総当たり戦

### Tennis New Service Test

Yohei YAMASHITA

Department of Sports Science , Faculty of Sports Science ,  
Kyushu Kyoritsu University

#### ABSTRACT

It is difficult to measure the skills of tennis. This is because, it depends on the batted ball opponent. However, skills test of service There are several. Service skills test of, is not much research to many wide ones to aim the center. Therefore, I investigated the relationship of the skills test to the result and wide of the round-robin. Significance between the test results and the skill of the round-robin was seen (  $p < 0.05$  ). In addition, Forehand side the higher the competition power, I was found to be a good control to Backhand side.

**Key word:** Tennis Serve Skill Test Round robin event

## I. 緒言

テニスの源流は13世紀にフランスで発祥した「ジュ・ド・ポーム」と呼ばれるラケットを使用しない競技である。時代とともに手で打球する競技からラケットが使用される現在のテニスになった。

テニスはネット型スポーツであり、決められた範囲にボールをコントロールしなければならない。よって試合の勝敗を左右する主要な要因は打球を正確にコントロールする技術である。しかし、コントロール能力だけでは試合に勝利することはできない。相手に勝利するためには、返球することのできないボールを打つことが必要である。つまりボールコントロールだけでなく、ボールスピードも試合の勝敗を左右する要因である。しかし、これらの要因を競技力として評価することは困難である。

テニスは相手の打球によって、ボールの位置、速度、高さや回転が変化するオープンスキルを要する競技のため、同じ打球を同じ位置で打球することはほとんどない。そのため練習の場でボールコントロール、ボールスピードが良いからといって試合で勝利するとは限らない。また、陸上競技や水泳のように計測された距離、タイムによって計測された競技力がそのまま勝敗に左右されるものでもない。例えば、10 m走など短い距離の速度が速いことは、競技を行うにあたって有利ではある。しかし、相手から打球されたボールをゆっくり返球し打球速度を調整することによって、相手からコーナーに振られた場合でも次の打球までの時間を稼ぐことができるためである。

また、競技力の判断要因としてランキングシステムがある。ランキングシステムには世界ランキング、国内ランキングや学生ランキングなどがあり、獲得ポイントによって順位が決められている。しかしテニス競技者の内、ランクインしている競技者が限られていること、地方ランキングでは年間出場回数が多い方がポイントを多く持っていることなどがある。そのためテニスの競技力を判定する研究は少なく<sup>1) 2) 3)</sup>、テニスにおいて唯一、自らコントロールできるサーブに着目を置いた研究が多い。

現代のテニスにおけるサーブは、ラケット技術の進歩により、男子ではサミュエル・グロス選手が263 km/h、女子では、ザビーネ・リシキ選手が210.8 km/hなどの記録があり、一般のプレーヤーでも170 km/hを超える速度で打球することが可能となっている。これらの速度はネットまでの所要時間を計算すると250 km/hの時点で0.19 sec、150 km/hで0.32 secとわずかな時間でネットまで到達することがわかる。これらを返球するには、0.1 - 0.32 sec以下でフォアハンド（利き手側で打球する）かバックハンド（利き手と逆側で打球する）を判断しなければならない。つまり速いサーブを打球できることは、勝敗に大きく関わる要因であることがわかる。よって多くの研究者はより速いサーブを打球する方法、フォーム、筋力や返球するための予測能力などを調査しているが、競技能力、スキルの判断として、用いられるサービステストの調査は未だ少なく、発展の余地がある。

サーブのスキルテストは1966年にHewittが作成したスキルテスト（Fig1）や村松らが作成したサービステスト（Fig2）などがあるが<sup>3)</sup>、どちらのスキルテストもコースの選択がセンターのみであり、ワイド側の調査は行われていなかった。テニスのコースは大まかに分けてワイド、センター、ボディ（身体の正面）の3つのコースがあり、それらのコースをリターン側は0.5秒以下でフォアハンドもしくはバックハンドで打球するかを判断しなければならない。そのためボディへのサーブは速度が速いことが重要であり、打球速度と打球の深さが関連する。しかしワイドへのサーブは速度だけでなく、相手をよりコートの外側へ追い出すことが、オープンコートを作るためにも重要であり、ポイントをより簡易に取得するための技術であると考えた。

ワイド側へのサービステストはいくつか存在する<sup>6) 7)</sup>が、競技力との比較がされていないため調査を行った。そこで競技力と比較が行われていた村松らが作成したサービステストをもとにワイド側のスキルテストを作成し、シングルス総当り戦の結果とワイド側サービステストの妥当性、有効性を調査することを目的とした。







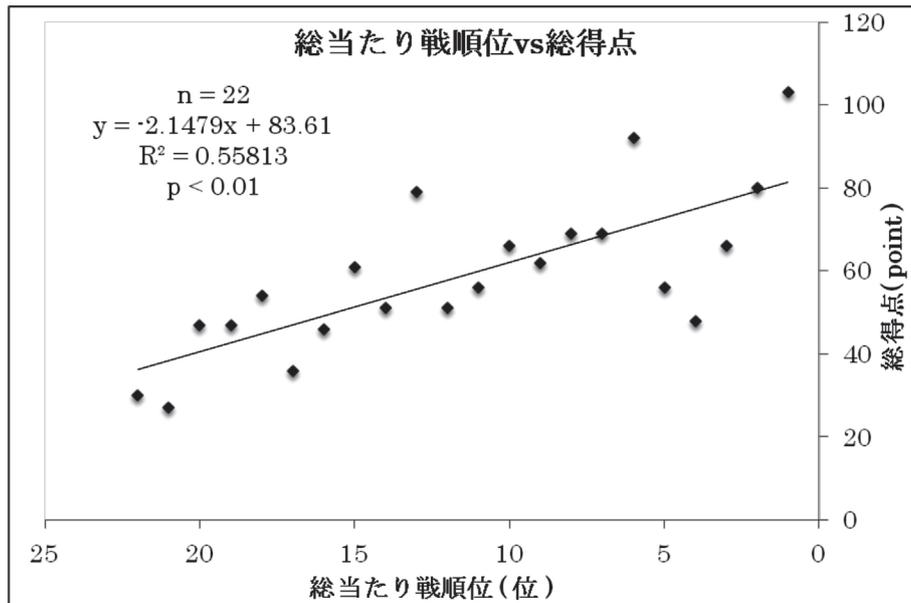


Fig4. 総当たり戦順位と総得点の関係

#### Forehand 側、Backhand側 へのサーブ

次に日本人口の10 - 12 %が左利きということから多くの場合、対戦相手は右利きであることが考えられるため、Deuce サイドからワイドへのサーブ、Advantage サイドからセンターへのサーブをForehand 側、Deuce サイドからセンターへのサーブ、Advantage サイドからワイドへのサーブをBackhand 側のサーブとして比較を行った (Fig5,6)。

Table2. コース別得点表

項目	Forehand 側		Backhand 側	
	Deuce サイド ワイド	Advantage サイド センター	Deuce サイド センター	Advantage サイド ワイド
平均値	12.4 ± 6.6	15.9 ± 8.5	14.9 ± 6.0	15.8 ± 5.4
最大値	28	30	31	24

## V. 考察

村松らが作成したスキルテストに加え、ワイド側へのサーブを考慮した新スキルテストは、シングルス総当たり戦順位と関係性が見られた。また、順位が高いものほどForehand 側とBackhand 側の両方へ打ち分けられ、特にForehand 側において順位と関係性が見られた (Fig5)。また、Backhand 側では有意性はなかったものの傾向が見られた (Fig6)。これは対象者のほとんどは右利きであったため、Advantage サイドからワイドへのサーブで外側へ追い出すにはスピンもしくはキックサーブと呼ばれる回転をかけないと行けないため、回転をかけきれず2 バウンド目の得点が伸びなかったためだと考えられる。しかし競技力の高いものはBackhand 側においても得点が高かったため、対象者の競技レベルが上がるほど今回のテストが有効である可能性が示唆される。

新スキルテストはこれまでのサーブのスキルテストと同様の結果が得られた。また、組み合わせることにより、コース別の得点ができるため有用性が増すことが考えられる。

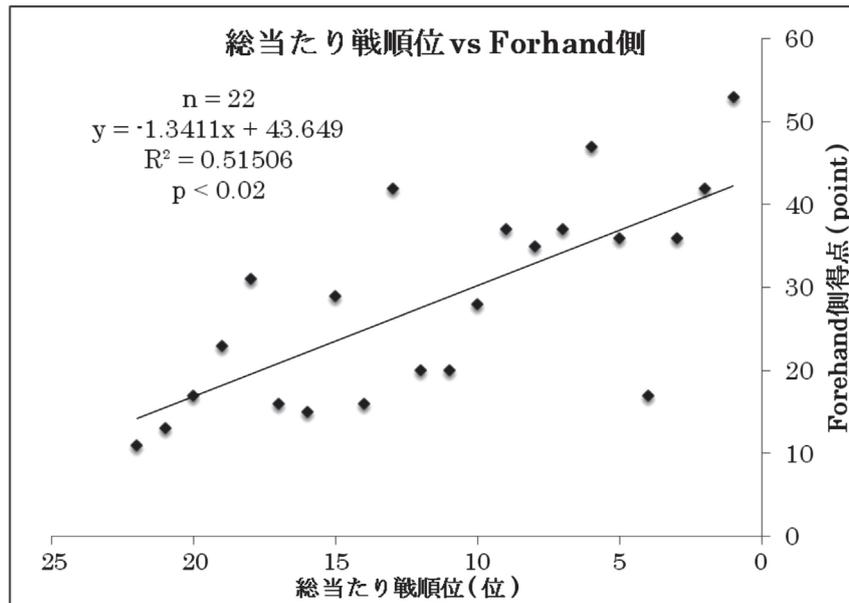


Fig5. 総当たり戦順位とForehand側の比較

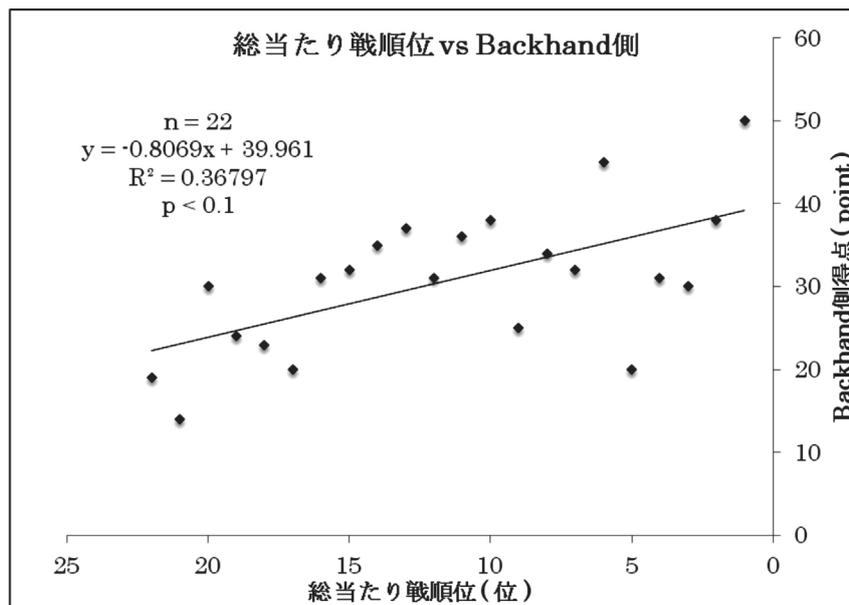


Fig6. 総当たり戦順位とBackhand側の比較

## 参考文献

- 1) Avery, C.A., Richardson, P.A., Jackson, A.W.: A practical tennis serve test : Measurement of skill under simulated game condition. Res.Quart.50 (4) : 554-564, 1979
- 2) Hewitt, J.E. : Hewitt's tennis achievement test . Res.Quart.37 (2) : 231-240, 1966
- 3) 村松憲, 吉成啓子, 磨井祥夫, 友末亮三, : 簡便で信頼度の高いスキルテストの開発. テニスの科学, 4 : 46-52, 1996
- 4) Fronske, H. (2008) . Teaching cues for sport skills for secondary school students (4th ed.) . San Francisco, CA: Pearson Benjamin Cummings.
- 5) Hoskins, T. (2003) . The tennis drill book. Champaign, IL: Human Kinetics.

- 6) Di Genaro, J. (1969). Construcion of Forehand drive, Backhand drive and Service tennis test. Reserch Quarterly for Exercise and Spory, Vol 40 (3)
- 7) McGhee, R.V. (1979). Discussion of a practical tennis serve test : Measurment of skill under simulated game conditions". RQES, 52, 294-295

学校の教育課程に編成する学社連携事業の研究  
—社会教育施設における小学校教育課程の学習を中心に—

大島 まな  
九州女子大学共通教育機構教授

キーワード：体験活動、小学校教育課程、社会教育施設

**Possibilities of Experience-Based Learning  
by Collaboration Between Elementary Schools  
and the Social Education Facilities of Children's Nature Centers**

Mana OSHIMA  
Professor, Division of General Education, Kyushu Women's University

ABSTRACT

An important issue of education is the question of how to provide experience-based learning programs to help children acquire “the ability to struggle for living” (ikiru chikara) in primary education.

This paper presents some examples of new ways in which elementary schools could collaborate with the social education facilities of children's nature centers in order to provide children with opportunities for various learning activities outside school.

**Key word:** Experience-based Learning, Elementary School Curriculum, Social Education Facilities

## I. 研究の背景と目的

2008（平成20）年3月に告示された学習指導要領では、体験活動の充実が提示され、子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むため、その発達段階に応じて、小学校では「集団宿泊活動」を重点的に推進することとしている<sup>1)</sup>。さらに、同年7月に策定された教育振興基本計画では、「小学校で自然体験・集団宿泊体験を全国の児童が一定期間（たとえば1週間程度）実施できるように目指す」<sup>2)</sup>と明示されている。2013（平成25）年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画においても、「豊かな心の育成」の主な取組として「生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動の充実に、関係府省が連携して取り組む」<sup>3)</sup>としている。

しかしながら、小学校の教育課程の中にそのような体験活動を組み込むのは容易なことではない。2011（平成23）年度から実施の学習要領では、「生きる力」を育むことを基本理念としているが、その中で、確かな学力を確立するために必要な指導時間数を確保することが求められている。長期の集団宿泊体験等は、この時間を削ってしまうものと受けとめられがちである。また、長期宿泊は教員の関わり方にも困難を生じる。勤務体制や教員の経験差によって、体験活動を効果的に支援することにも不安があるのが実情である。

小学校教育の中で自然体験（集団宿泊）活動の必要性が提言されたことから、2008年度より文部科学省の施策「青少年体験活動総合プラン」において「小学校自然体験活動プログラム開発事業」が始まった。これを受け、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下、機構という）では2009（平成21）年度に、小学校と地方教育施設が連携して小学校の教育課程における長期自然体験活動のモデルプログラムを開発し、社会教育施設がその専門性を生かしてサポートしながら、学校にとって実施しやすい条件をできるだけ整え、子どもたちに豊かな体験活動を提供するための内容と方法および課題を明らかにする学社連携の実証的研究を行った<sup>4)</sup>。筆者は、その調査研究協力者会議の座長を務めた。

本論文では、その研究成果の中から、特に小学校の教育課程の中で教科等へどのように位置づけて実施したのか、そのプログラムの特徴を明らかにし、小学校における体験学習活動の可能性と課題を考察する。

## II. 自然体験・長期集団宿泊体験活動の意義と期待される教育効果

学校と社会教育施設が連携・協力して実施する活動では、日常の学校生活ではできない体験をさまざまに仕組むことが可能である。本来子どもたちの健全な成長・発達に必要であるにもかかわらず、都市化、核家族化、高度情報化等によって現代の生活の中では乏しくなってしまった体験を、意図的にプログラムとして創出することができる。それは、次のようなことである。

第一に、親元を離れた長期の集団宿泊であることに大きな意味がある。子どもにとって、1週間程度という長期間、保護者と離れて先生や友だちと一緒に寝泊りするという体験は、現代生活の中ではなかなかない。保護者を頼ることができないというこの状況の中で、日常生活ではあまりできないさまざまな体験ができる。たとえば、自分のことは自分ですするという「自主・自律」や「基本的生活習慣」を身につける体験、友だちとの「共同生活」や「協力」の体験、多少の不便や不足あるいは親から離れた寂しさを「がまん」という体験などである。そして、困難を乗り越えた時の達成感や自信、友だちと苦楽をともにする喜びなどを通して得られる仲間意識は、その後の意欲や生きる姿勢につながり、学校生活の質を高める。

第二に、社会教育施設における体験学習には、自然環境を含めて教育資源が豊かにある。全国各地にある国立青少年自然の家・交流の家<sup>5)</sup>、また各自治体の青年の家等の集団宿泊施設は、それぞれに豊かな自然環境の中にあり、その特徴を活動に生かすことができる。たとえば、海や川の近くの施設では、水遊びや水泳はもちろん、カヌー、魚とり等の活動が可能である。山では、登山やオリエンテーリング、ツリーハウスづくりやクラフト等ができる。現代社会では都市化や開発あるいは安全の問題などによって、子どもが自然の中で思いきり遊ぶことが少なくなっている。子どもたちは豊かな自然の中で、五感を通して多くを学ぶ。また、身体もよく動かすことになる。

さらに、学校の周辺にはないような社会資源を学習に活用することもできる。上述した実証的研究では、施設周辺住民の協力で、農業・林業・畜産・漁業体験、動物園で飼育体験、農家での民泊体験、地元の小学生との交流など、さまざまな教育資源を活用している。

第三に、施設職員やボランティアなどの多様な人材が活動を支援してくれることによって、子どもは学校の先生以外の指導者・支援者との関わりからも学ぶことができるということである。施設には、野外教育の専門家や野外活動に慣れた職員がいる。また、子どもにとってより身近な大学生などのボランティアもいる。保護者や学校の先生以外の大人との関わりは、学校の外の社会人との出会いであり、キャリア教育の一端としての意義もあろう。

豊かな教育資源が備わった中で多くの人と関わり、多様な体験を通して、言葉として学んできた知識が実感を伴って理解され、体得されるという学習過程が可能になるのである。

### Ⅲ. プログラム事例と教科等への位置づけ

前述した機構の調査研究において開発したモデルプログラム事例の全体概要は、表1の通りである。11施設で11種類のプログラムを実施した。5年生を対象とした事業が最も多く7事業、5・6年生を対象とした事業が2事業、4・5年生を対象とした事業（夜須高原）および1～6年生を対象とした事業が各1事業である。実施期間は4泊5日が6事業と最も多かったが、5泊6日も3事業あった。表で分かるように、各事業の活動の教科等（教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動）への位置づけについては、「A教科へ位置づけて実施」した事業が7事業、「B教科へ位置づけずに実施」した事業が4事業であった。

ここでは、それぞれの代表的なモデル事例として、「A国立乗鞍青少年交流の家・高山市立江名子小学校」のプログラム、「B国立夜須高原青少年自然の家・柳川市立中島小学校」のプログラムを比較して検討したい。この2事例を取り上げるのは、どちらも第5学年の学習を組んでいること、児童の人数規模にあまり差がないこと、2学期（秋）に実施していること、山地という同じような自然環境で実施されたプログラムである、という理由からである。なお、筆者は柳川市立中島小学校の活動中に視察見学を行った。

#### A. 事例：岐阜県高山市立江名子小学校（国立乗鞍青少年交流の家）

1. 期間：2009年10月13日（火）～17日（土）4泊5日
2. 参加児童：第5学年 65名
3. 運営体制：学校、PTA代表、自然観察講師、教育委員会、大学講師、施設担当からなる企画委員会を設置し、企画を行った。また、4～5名の児童のグループに学生ボランティアをリーダーとして1名配置し、生活全般における補助を行った。
4. 学習のねらいと計画
  - (1) ねらい

表1 モデルプログラムの事例

実施施設	学校名	対象学年 (参加人数)	実施月日 (期間)	主な活動	モデルプログラムのポイント	事前・事後 学習の有無	教科等への 位置づけ	指導者の 活用
妙高	足立区立 東綾瀬小学校	5年生 (76名)	10月17日 ～10月21日 (4泊5日)	妙高アドベンチャー 農業体験 トレッキング 野外炊事 他	○妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会と 連携しての運営 ○施設泊・民泊・施設泊のサンドイッチ型宿 泊 ○年間指導計画に「妙高自然教室」を位置づ けた取組	事前学習 事後学習	国語・社会 総合的な 学習の時間 特別活動 (学校行事)	無
立山	魚津市立 大町小学校	5・6年生 (51名)	7月27日 ～8月1日 (5泊6日)	立山周辺散策 立山カルデラ砂 防博物館見学 森小屋づくり 野外炊事 他	○地域資源を活用したプログラム ○選択活動を取り入れた自主性・自立心、協 調性を養うプログラム ○自然体験活動全体指導者を活用した取組	事前学習 事後学習	特別活動 (学校行事)	全体指導者
能登	輪島市立 南志見小学校	5・6年生 (12名)	9月28日 ～10月2日 (4泊5日)	いかだ体験 火起こし体験 地引網体験 山村生活体験 地層見学 野外炊事 他	○複式学級(5年生、6年生)における長期自 然体験活動の取組 ○自然体験活動指導者を活用した取組	無	国語・社会 理科 図画工作 家庭 総合的な 学習の時間	全体指導者 補助指導者
若狭湾	京都市立 紫竹小学校	5年生 (41名)	10月6日 ～10月10日 (4泊5日)	カッター シーカヤック スノーケリング 漁家体験 海水からの塩作り	○学校で始まり学校で完結するプログラム設 計 ～3ステージで構成したプログラム～ ○ストーリー性を持ったプログラム ～京都と若狭湾のつながりや歴史について 考え、体験する～	事前学習 事後学習	特別活動 (学校行事)	無
乗鞍	高山市立 江名子小学校	5年生 (65名)	10月13日 ～10月17日 (4泊5日)	乗鞍登山 ネイチャーゲーム キャンプファイア 野外炊事 他	○教科学習と関連した自然体験活動の実施 ○大学生ボランティアリーダーとの異年齢交 流を通して児童の人間関係能力を高める 実践	無	国語・理科 音楽 図画工作 家庭・体育 道徳 特別活動 (学校行事)	無
曾爾	宇陀市立 守道小学校	1～6年生 (32名)	9月1日 ～9月4日 1、2年 (日帰り) 3、4年 (2泊3日) 5、6年 (3泊4日)	自然散策 お亀山登山 民話の学習 グループキャンプ 交流学習・野外炊飯	○1年生～6年生、全校で自然体験活動に取 り組む実践 ○冒険的な活動を組み込んだ取組 ～大人のいない子どもだけのテント生活～	事前学習 事後学習	社会・理科 家庭・生活 図画工作 道徳 総合的な 学習の時間	無
吉備	尾道市立 山波小学校	5年生 (59名)	①7月30日 ～7月31日 (1泊2日) ②10月4日 ～10月8日 (4泊5日)	火起こし体験 ウォークラリー カッター・林業体験 農業体験 野外炊飯 他	○プレキャンプ、メインキャンプの2段階構成 ○個人の力を育むためのプログラム設計	事前学習 事後学習	国語・理科 図画工作 家庭・体育 総合的な 学習の時間 特別活動 (学級活動) (学校行事)	全体指導者
夜須 高原	柳川市立 中島小学校	5年生 (44名)	11月9日 ～11月14日 (5泊6日)	森の基地づくり クラフト 低学年との交流 宝満山登山 野外炊飯 他	○総合的な学習の時間の4つの視点を意識 した取組 ○自分と仲間を見つめる道徳の時間の導入 ○4年生との交流会を取り入れた取組 ～次年度に向けて4年生へ動機づけ～	事前学習 事後学習	総合的な 学習の時間 道徳	補助指導者
諫早	諫早市立 森山西小学校	5年生 (32名)	①10月27日 (日帰り) ②10月28日 ～10月30日 (2泊3日)	イニシアティブ ゲーム テント設営 星座観察 諫早ロープスコース クラフト 他	○教育課程へ位置づけた活動を通して自分・ 仲間を発見する取組 ○児童の主体性と課題解決力を育む活動の 実践 ○野外炊事を取り入れ、経費の削減をした取 組	事前学習 事後学習	国語・社会 理科 図画工作 家庭・道徳 総合的な 学習の時間 特別活動 (学級活動) (学校行事)	無
阿蘇	阿蘇市立 坂梨小学校	5年生 (20名)	6月29日 ～7月4日 (5泊6日)	テント設営 基地づくり 登山・沢登り 野外炊飯 他	○地域の教育資源の活用 ○様々な体験活動の教育課程への位置づけ	事前学習 事後学習	国語・理科 図画工作 家庭・体育 特別活動 (学級活動)	全体指導者
大隅	肝付町立 国見小学校	5年生 (16名)	10月24日 ～10月28日 (4泊5日)	危険予知トレーニング ネイチャーゲーム 星座観察野鳥観察 万滝ハイキング 野外炊飯 他	○危険予知トレーニングをプログラムの中に 取り入れた実践 ○環境教育をプログラムの中に多く取り入れ た実践	無	特別活動 (学校行事)	無

- ①自分づくり：自然に触れあい、美しさや偉大さを知ると共に、その中で遊ぶ体験を通して身近な自然にも興味や関心を持つことができる。自分の役割を責任を持って果たす。
- ②仲間づくり：集団宿泊生活を通して、実行委員会を中心に主体的に活動を進め、協力し合い、相手の立場に立って考えることのできる力を身につける。普段の学校生活ではみられない仲間の良さを発見し認め合うことができる。
- ③心づくり：家族から離れて生活することで、家族のありがたさや家族の良さに気づくと共に自立の芽を養う。仲間や学生リーダーと生活を共にすることで、仲間に対する見方や、学生リーダーの自分たちへの接し方から相手を思いやる心、心の交流、リーダーとの分かれ難い思いや去り難い思いを体感する。

## (2) 教科等への位置づけ

実施した活動のうち、教育課程へ位置づけ、教科等に振り替えた活動の単元名およびねらいは、表2の通りである。

表2 教育課程への位置づけ（カッコ内の数字は教育課程へ位置づけた時数）

教科等	単元	学習のねらい
国語 (3)	乗鞍研修に向けて自分の思いを発表しよう (1)	相手や立場によって、言葉や表現を適切に使い分けて発表することができる
	手紙を書こう (1)	家族に対し、自分の感謝の気持ちを、正しい言葉を用いて表現することができる
	学生リーダーへ手紙を書こう (1)	学生リーダーに対し、3日間の感謝の気持ちを正しい言葉を用いて表現することができる
理科 (4)	乗鞍の自然を観察しよう (2)	交流の家のまわりにある自然に触れながら、さまざまな見方、考え方で親しむことができる
	3000mをこえる乗鞍岳山頂の自然を観よう (1)	森林限界を直接見ることで高地の自然の様子を理解することができる
	星空観察をしよう (1)	市街地では見ることのできないたくさんの星を観察し、天体観測に興味を持つことができる
音楽 (1)	キャンプファイアで交流を深めよう	班の仲間や学生リーダーと力を合わせて、楽しいキャンプファイアを行い、3日間を振り返ることができる
図画工作 (6)	心の輪をつなぐアニメーションを作ろう (輪二メーション) (3)	粘土を用いて2コマの動き（連続する動き）を考えて作ることができる
	気持ちを一つにする班の旗をつくらう (1)	学生リーダーと班員と外見を出し合い、班の旗のデザインを考えて作ることができる
	木材を加工しよう (アースアート) (2)	木材に関心を持ち、熱を加えると変色する特性をいかしてデザインを考え加工することができる
家庭科 (5)	カレーライス作りをしよう (4)	班で協力し、材料、用具、器具、作り方、注意事項など、見通しを持ち計画し、カレーライスを作ることができる
	身の回りの世話「くつ下洗い」をしよう (1)	家族の仕事に関心を持ち、自分でできることを実践しようとする意欲を持つことができる
体育 (4)	長い距離を歩こう	山頂3000m付近を目指し、班ごとに同じペースで歩き続けることができる
道徳 (2)	乗鞍の自然や環境について考えよう	郷土の誇りである乗鞍について話を聞き、理解を深めるとともに登山準備を行うことができる
特別活動 (学校行事) (3.5)	登山の出発式を計画して行おう (0.5)	班員と学生リーダーが協力して登山の成功に向けた意欲を高めることができる
	テントを片付けよう (0.5)	片付けの順序を話し合い、丁寧に片付けることができる
	学生リーダーとお別れ会を成功させよう (1)	自分たちでお別れ会を計画し、感謝の気持ちを言葉や歌で伝えることができる
	5日間の荷物をまとめよう (0.5)	5日分の荷物を整理し、持ってきたバッグに収めることができる
	乗鞍研修を終えて振り返ろう (1)	相手や場所を考えて、言葉や表現を適切に使い分けて話す。5日間を振り返ることができる

## (3) スケジュール

4泊5日のスケジュールは、表3の通りである。

表3 高山市立江名子小学校のスケジュール（国立乗鞍青少年交流の家）

時間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
6:00		(起床)	(起床)	(起床)	(起床)
7:00		(朝のつどい・掃除) (朝食)	乗鞍登山出発式 (車内朝食)	(朝のつどい・掃除) (朝食)	(朝のつどい・掃除) (朝食)
8:00		(朝の会)	乗鞍登山	(朝食) (朝の会)	(朝の会)
9:00	出発式	野外炊飯 オリエンテーション		テント撤収・荷物整理	荷物整理・片付け
10:00	青少年交流の家到着 開校式(江名子・新宮)	野外炊飯			アースアート
11:00	仲間作り			お別れ会準備 お別れ会	
12:00	(昼食)	(昼食)		(昼食)	(昼食)
13:00	輪ニメーション	ネイチャーゲーム		原始パン作り	閉校式
14:00					青少年交流の家出発
15:00			交流の家到着 到着式		学校到着・解散式
16:00		テント設営	(入浴)	洗濯体験	
17:00		(入浴)		(入浴)	
18:00	(夕食) 終わりの会	(夕食) 終わりの会	(夕食) 終わりの会	(夕食) 終わりの会	
19:00	班活動	乗鞍の話	キャンプファイア 振り返り	ソロハイク 家族への手紙	
20:00		登山準備	(荷物の整理整頓) (就寝)		
21:00	自由時間 振り返り (部屋の整理整頓)	振り返り (部屋の整理整頓)		振り返り (部屋の整理整頓)	
22:00	(就寝)	(就寝)		(就寝)	

## B. 事例：福岡県柳川市立中島小学校（国立夜須高原青少年自然の家）

1. 期間：2009年11月9日（月）～14日（土）5泊6日

2. 参加児童：第5学年44名

3. 運営体制：小学校教員、学識者、教育行政職員、施設職員からなる事業運営会議を設置し、事業の企画、プログラム作成、指導法、関係機関等との連携・協力のあり方等について協議し、方針を決定した。また、担当者レベルでの「事務局会」を必要に応じて開催し、学校と施設との連携を密に行った。児童の各グループに1名の補助指導者（自然体験活動指導者養成研修修了者）<sup>6)</sup>を配置し、活動・生活場面でサポートを行った。

4. 学習のねらいと計画

## (1) ねらい

①集団生活および自然体験を通して、以下の意欲や態度を育む。

- ・自分から何事にも取り組む意欲や態度を養う。
- ・達成感・充実感を味わい、自分に自信を持つ。
- ・協力すること、友だちの大切さやよさを実感する。
- ・自然のよさに気づき、環境問題についての興味・関心を高める。

②集団生活および生活体験を通して、以下の意欲や態度を育む。

- ・衣食住に関する体験を通して、「自分のことは自分で」という気持ちを育てる。
- ・生活に関わる体験を通して、基本的な生活習慣の習得を図る。
- ・生活に関わる体験を通して、家族のありがたさや大切さに気づき、今後の生活に活かす。

## (2) 教科等への位置づけ

実施した活動のうち、教育課程へ位置づけ、教科等に振り替えた活動の単元名およびねらいは、表4の通りである。

表4 教育課程への位置づけ（カッコ内の数字は教育課程へ位置づけた時数）

教科等	単元	学習のねらい	活動名
総合的な 学習の時間 (34)	中島っ子きらきら大作戦 2009	毎日の食事作りを繰り返し行うことを通して、課題解決の能力を高めるとともに、保護者に対する感謝の念を抱くことができるようにする (10)	食事作り
		自分たちの宿泊する基地を作る活動を通して、グループで協力する態度を養うとともに、自然に対する関心を高める (15)	住みか作り
		登山という全体での活動を通じて、全員で成し遂げたという意識を持てるようにする、また、グループの仲間と励まし合って登ったりテントで一泊したりする活動を通して、グループの意識を高め、仲間を思いやる気持ちを育む (9)	宝満山登山
道徳 (2)	自分を振り返ろう (1)	キャンプでの自分の姿を振り返り、自分の良さや成長したところ等を見つめ直すことを通して、自分の良さを積極的に伸ばそうとする態度を育てる	道徳の時間①
	仲間のよさを見つけよう (1)	キャンプでの仲間との生活を振り返り、仲間の良さや成長を見つめ直すことを通して、思いやりの心情や協力し合う態度を育てる	道徳の時間②

## (3) スケジュール

5泊6日のスケジュールは、表5の通りである。

## IV. プログラムの特徴と成果

### 1. 教科等への位置づけにみる特徴

長期宿泊を伴う活動は、授業時間数の確保という点から数十時間が必要となるため、活動を教科学習として行うことができれば、学校は運営上実施しやすくなる。

Aの事例では、国語、理科、音楽、図工、家庭科、体育、道徳および特別活動で、25時間の授業と3.5時間の特別活動（学校行事）に振り替えている。野外炊飯などは家庭科の調理実習としての内容であり、学校の調理室を施設の炊飯場に代えて行った形である。また、資料では提示されていないが、登山学習では事前に学校で「環境保全」、「不撓不屈」などの内容で道徳学習をしておき、実際の場で道徳実践を培うこととし、体育などの体力づくりと共に合科的な授業形態をとるように仕組みられてい

表5 柳川市立中島小学校のスケジュール（国立夜須高原青少年自然の家）

時間	1日目	2日目	3日目
6:00		(起床)	(起床)
7:00		朝のトレイルランニング・ホームルーム	朝のトレイルランニング・ホームルーム
8:00		【総合的な学習の時間】朝食作り ・初めての朝食作りとなるため一 り説明をしてから実施する	【総合的な学習の時間】朝食作り ・2回目の朝食作りのため、説明はせ ず、グループで話し合いながら進め る
9:00		メニューは、毎日ご飯と味噌汁 味噌汁の具は毎日異なる なお、朝食では、昼食分のおにぎ りを毎日作る	【総合的な学習の時間】 住みかの修正 ・1泊して基地の修正を行う
10:00	入所式	【総合的な学習の時間】	
11:00	【総合的な学習の時間】 森の住みか作り	【総合的な学習の時間】 森の住みか作り	
12:00	・森の住みか作りに使う道具の説明や これからの時間を確認する	・一日かけて、住みかを完成させ、 夜寝られるように準備する	
13:00	(昼食)	(昼食)	(昼食)
14:00	【総合的な学習の時間】 森の住みか作り	【総合的な学習の時間】	【総合的な学習の時間】
15:00	・グループに分かれて、森の住みか 作りに取りかかり、材料の切り出 しや基地の整地、組み立てを進め る。昼食は各グループで取る	【総合的な学習の時間】 森の住みか作り	登山の説明 ・午後からは、登山の説明として、 登山のルートや時間、使う道具の確 認をする。その後、荷物分担を決め て、パッキングまで行う
16:00		・一日かけて、住みかを完成させ、 夜寝られるように準備する	【総合的な学習の時間】夕食作り ・夕食では、カレーライスを作る
17:00	【総合的な学習の時間】夕食作り	【総合的な学習の時間】夕食作り	(入浴)
18:00	・はじめてとなる夕食づくりは、職 員が一通り説明した後、シチュー を作る。メニューは、事前に家庭 科の授業等で子どもたちが考え、 作り方の資料も作成し、しおりに 用意してある	・2回目の夕食作りであるため、説明 はせず、グループで話し合いながら 進める	【道徳】「自分を振り返ろう」 ・教員による道徳の時間 前半部分の基地作りを通しての自 分について振り返りを行う
19:00	グループミーティング・ホームルー ム	メニューは、ミートソース (入浴)	
20:00		ホームルーム	
21:00	(入浴)	(就寝)	(就寝)
22:00	(就寝)		
時間	4日目	5日目	6日目
6:00	(起床)	(起床)	(起床)
7:00	朝のトレイルランニング・ホームルーム	山頂へ（ご来光）	(ホームルーム)
8:00	【総合的な学習の時間】朝食作り ・自分たちで朝食作りを進める	【総合的な学習の時間】朝食作り ・キャンプ場での朝食 (パンとカップスープ)	【総合的な学習の時間】朝食作り ・朝食作りは、各グループで進める
9:00	4年生との交流会の準備	下山開始	【総合的な学習の時間】 住みかの解体式・解体
10:00	4年生到着 交流会		・住みかで使った材料で自然にかえ るもの以外は片付けをする また、使った道具や野外炊飯の食器 の片付け、施設の清掃を行う
11:00	【総合的な学習の時間】宝満山登山 ・4年生に見送られ、バスにて1泊を 伴う登山へ出発	下山完了 自然の家へ 4年生との交流会	(昼食)
12:00	堤谷登山口に到着後、全体で準備体 操をして登山開始し先頭グループを	・4年生が準備している昼食をいただ く	振り返り
13:00	休憩ごとに交代しながら進む	メニューは、地元に伝わる雲龍鍋	退所式
14:00	山頂付近のキャンプ場に荷物を置いて から山頂へ向かう（途中昼食）	4年生出発 自由時間	自然の家出発
15:00	テント設営		
16:00	【総合的な学習の時間】夕食作り ・夕食は、カップラーメン	【総合的な学習の時間】夕食作り	
17:00	【道徳】「仲間のよさを見つけよう」 ・キャンプ場の山小屋で、教員によ る道徳の時間。グループに対する振 り返りを行う	・夕食づくりは、各グループで進め るメニューは、バーベキュー	
18:00		キャンプファイア	
19:00	(就寝)		
20:00			
21:00		(就寝)	

る。

施設のある地域の特色を生かした教科の授業を実施していることも特徴である。自然観察や市街地では体験できない星空観察などによる理科の授業、木工加工の図工など、登山以外でも乗鞍という森林・山地の自然を生かした内容になっている。

事例Aのようなプログラムは、この調査研究に先立って機構より出された「学校教育における『長期宿泊活動』の手引き」<sup>7)</sup> (2008年) に提示されているモデル事例 (表6参照) を参考にしたものと考えられる。

表6 1週間のモデル計画案

	月 (第1日目)	火 (第2日目)	水 (第3日目)	木 (第4日目)	金 (第5日目)
朝		集い・朝食	集い・朝食	集い・朝食	集い・朝食
午前	学校出発	朝の会 教科学習 (音楽1) (理科2)	朝の会 遠足 特別活動 (6)	朝の会 総合的な学習の 時間 (3)	朝の会 教科学習 (国語1) (図工2)
	開校式			昼食作り (家庭2)	
昼	弁当	昼食	弁当		昼食
午後	施設探索	教科学習 (国語1) (社会2) 帰りの会	遠足 帰りの会	教科学習 (理科2) 帰りの会	閉校式
	帰りの会				学校へ向けて 出発
放課後	森で遊ぶ 生活を創る	森で遊ぶ 自由時間	森で遊ぶ 靴洗い 自由	森で遊ぶ 自由時間	
夕	夕食・入浴	夕食・入浴	夕食・入浴	夕食・入浴	
夜	自由時間	星座観察 (理科2)	自由時間 親への手紙書き 就寝	お別れ会 就寝	
	就寝	就寝			

参考文献 茅野徹英編「考える力を高める体験活動」玉川大学出版部 2007年

Bの事例では、「総合的な学習の時間」の目的に即した探求的な活動や実体験に基づいた「道徳の時間」など、新学習指導要領解説に示されている内容 (特に道徳、特別活動、総合的な学習の時間) を考慮したプログラムを実施している。2学期の「総合的な学習の時間」のほぼすべてをこの5泊6日の長期集団宿泊活動で構成している。(その中に、施設職員による事前事後指導も計画的に取り入れている。) 事前には、家庭科の時間も使って下調べをし調理計画を作成したり、実際に登山で使用する登山用ザック (施設の貸し出し) に4キロの荷物を詰めて4階まで上り下りする歩荷訓練を実施して体力づくりにも取り組むなど、集団宿泊活動に向けて他教科でも関連させた学習を行っている。

## 2. 事例にみる成果

Aの事例では、教科学習と関連した自然体験活動を多く実施したことにより、教科時間数の確保という面から学校の授業運営の負担が軽くなっている。また、実体験を通じた学習により、児童の知識の理解についても興味・関心の喚起という面でも、より高い教育効果が認められた。特に、施設周辺の自然環境を生かした環境活用型の学習によって、教室だけではできない実体験を教科の学習に結びつけることができた。

Bの事例では、総合学習で「自己の生き方」というテーマについて、「自然の中で生きる」、「生活の中で生きる」、「仕事の中で生きる」、「仲間の中で生きる」の4つの視点を設定、道徳では「自分の成長」と「仲間の成長」をみつめる時間をとっている。長い時間をまとめて活用することで探求的なプロセスを見通した活動ができる。新課程の総合学習時間数でも実施は十分可能である。自然体験では、登山で一人の脱落者も出すことなく登頂し、達成感を共有できた。生活体験では、自分の身の回

りのことは自分でできるようになり、時間を守る態度も身についた。仕事体験では、食事や住み家作りで失敗体験を積み、試行錯誤を繰り返しながら問題解決の力をつけ、仕事の手際がよくなっていった。仲間体験では、協力する態度、友だちを思いやる気持ちが生まれた。総じて自信をつけ、後の学級活動でも時間を守り、後片付けが速く確実にできるようになるなど、態度や行動に変化が表れている。

さらに、どちらの事例にも共通して人間関係能力の向上がみられた。長時間を共に密に過ごす集団宿泊体験では、児童同士の関係においても、教師、施設職員、ボランティア指導者等の大人の指導者と児童の関係においても、より親密な関係、信頼関係が形成されている。協力や共同が必要な場面が多いことから、仲間のよさを発見し認め合うことがよりできるようになったと言えよう。

また、施設職員やボランティアが指導者・支援者として関わることによって、教員の負担が軽くなるだけでなく、幅のある学習が可能となった。

## V. 終わりに

集団宿泊体験を小学校の教育課程に位置づける2つの特徴的な事例によって、小学校での授業を社会教育施設において効果的に実施することは十分可能であることが示された。さまざまな教科を組み込む事例と、総合学習を中心に実施する事例では、学習の視点や評価の観点の力の置き所に違いはあるが、共通して自然体験、共同生活体験、基本的な生活習慣体験、自主・自律の体験、協力体験、労働体験、困難体験等を経て児童は多くを学んでいる。学校、学級によって組みやすい方法をとればよいと考える。

そのためには、活動計画の打ち合わせ段階から施設と学校が十分な共通理解を図り、学習のねらいを共有し、共に学習活動を創り出すことが大切であろう。質の高い指導者の確保やボランティアの養成・研修も課題である。

子どもの「生きる力」の育成に必要な体験の多くが集団宿泊体験において可能である。また、実践や実感が伴った学習ができる。その教育効果は分かっているが、教員の勤務体制や参加費の問題、保護者の理解等の課題がある。活動実施後の成果を多くの関係者が共有し、それぞれの学校において実施を考えられるような環境づくりが求められている。

## 注

- 1) 文部科学省「学習指導要領」(平成20年3月告示)第1章、第5章、第6章
- 2) 「教育振興基本計画」(平成20年7月閣議決定)基本的方向1-①
- 3) 「第二期教育振興基本計画」(平成25年6月閣議決定)基本施策2-5
- 4) 独立行政法人国立青少年教育振興機構「平成21年度調査研究事業『小学校自然体験活動モデルプログラム開発』報告書」(2010年)、同「長期集団宿泊活動のプログラム事例とその効果—小学校自然体験活動モデルプログラム開発」(同年)に詳しい。(調査研究協力者会議座長:大島まな、委員:伊野亘、佐藤修、高見英明、林尚示、湯浅昭司、執筆協力者:茅野敏英、白木賢信)
- 5) 国立青少年教育施設は全国に28箇所ある。調査研究ではその中の11施設を活用した。
- 6) 平成20年度より文部科学省の施策で「自然体験活動指導者養成事業」が行われたが、機構においても文科省の委託を受けて実施した。18歳以上で、指導者養成カリキュラムに沿った研修を修了し、「全体指導者」と「補助指導者」への登録をした者になる。
- 7) 長期宿泊活動研究会・独立行政法人国立青少年教育振興機構「学校教育における『長期宿泊活動』の手引き—体験を通して学ぶ教科学習のすすめ」(2008年6月)

## 養護教諭養成課程の学生における性感染症の 意識と教育に関する研究

梶原 京子

九州女子短期大学子ども健康学科特任教授

河野 文香・池田 早織・熊谷 優里

元九州女子短期大学専攻科養護教育学専攻

須川 果歩

九州女子短期大学子ども健康学科助手

キーワード：養護教諭養成課程・性教育・クラミジア感染症

### Research on the consciousness and the education of a sexually transmitted disease in the student for school nurse teacher training course

Kyoko KAJIWARA

Advanced Course of Childhood Care and Education at  
Kyushu Women's Junior College

Fumika KAWANO、Saori IKEDA、Yuri KUMAGAI

Advanced Course School-Nursing course at Kyushu  
Women's Junior College in origin

Kaho SUGAWA

Advanced Course of Childhood Care and Education at  
Kyushu Women's Junior College

#### 要 旨

性器クラミジア感染症は20歳前後の罹患率が高く、養護教諭養成課程で学ぶその年代の学生を対象に、性器クラミジア感染症の知識・意識と性感染症全般及び性感染症に関する教育の意識調査を行い、今後の性感染症教育の在り方を検討した。その結果、学校において性感染症に関する教育は行っているが、症状や対処などの知識が定着していない現状があること、学生は性感染症の予防には積極的であるが、なお、知識不足であることがわかった。予防のためには、学校で正確な知識を身につけ、適切な時期から継続して教育を行うことが重要であり、教員を目指す学生に対しても、専門家による講演会を設けるなど、性感染症教育をより充実させる必要がある。

## I. 緒言

近年、我が国では若者における無防備な性行動の拡大が示唆されており、特に性感染症に関しては10代の罹患率の上昇が大きな社会問題のひとつとなっている<sup>1)</sup>。厚生労働省の性感染症報告数の年次推移(2013)<sup>2)</sup>によると、感染症法の規定に基づいて定められている疾患の性感染症の総数はピーク時に比べ減少してきているが、依然としてその報告数は多い。特に性器クラミジア感染症は我が国において最も多く見られる性感染症であり、20~24歳では罹患率が25.4%と高率である。

日本人のHIV/STD関連知識、性行動、性意識についての全国調査<sup>3)</sup>によると、16~19歳での初交経験率は、55歳以上で男性29.3%、女性10.7%に対し、18~24歳で男性79.4%、女性79.2%と男女ともに各段に経験率が上昇しており、初交経験の低年齢化が見られる。また、55歳以上では男性が女性より約15%以上高いのに対し、18~24歳では男女の差がほとんど見られないため、特に女性において性行動の変化が大きかったことが窺われる。

性器クラミジア感染症は女性の70~80%が無症候あるいは軽い症状で、その為に感染の機会があっても感染を自覚することはない<sup>4)</sup>といわれており、10~20代での感染は将来の不妊などにも繋がる。性器クラミジア感染症を始めとする性感染症は個人の注意深い行動により、予防可能であると同時に早期発見・早期治療により将来起こりうる合併症を防ぐことが可能な疾患である<sup>1)</sup>ため、正しい知識や予防方法を知る機会を増やしていくことが必要である。

若者が正しい知識を身につけ、予防などの行動が取れるようになるためには、学校における性感染症の教育が重要な役割を果たすと考える。その中で、養護教諭は専門性を生かし、集団での性教育や個別指導を行うことが期待されている。

本研究では、将来養護教諭を目指す者が多い養護教諭養成課程(養護教諭二種免許取得者及び未取得者)の学生を対象に、性器クラミジア感染症の知識・意識と性感染症全般の及び性感染症に関する教育の意識調査を行い、今後の性感染症に関する教育の在り方を検討することを目的とする。

## II. 研究方法

### 1. 調査対象

A女子短期大学の養護教諭養成課程に所属する、養護教諭二種免許未取得者1年生(72名)・2年生(72名)、取得者1年生(20名)・2年生(16名)を対象として調査を実施した。(計180名)

### 2. 調査期間

平成24年6月24日~28日に実施した。

### 3. 調査方法

授業前の空き時間を活用して依頼状と調査用紙を配布し、趣旨・方法・個人情報に関する説明を行い、無記名での回答を求め、その場で回収箱に回収した。

### 4. 調査内容

1) 性器クラミジア感染症に対する理解度 2) 性器クラミジア感染症に関する知識を何から得たか(複数回答) 3) 学校での教育は役に立ったか 4) 性器クラミジア感染症についての知識 5) 性器クラミジア感染症に対する意識 6) 性器クラミジア感染症を疑った時の対処方法(複数回答) 7) 性感染症予防を行っているか 8) 性行為をしても良いと考える年代 9) コンドームの使用目

的 10) 今後学びたい知識 11) 学校での性感染症に関する教育の必要性 12) 性感染症に関する教育を始める時期

## 5. 分析方法

結果は表計算ソフトウェアMicrosoft Office Excel Version 2010 (マイクロソフト株式会社)を用いて入力し統計を行った。集計は単純集計とクロス集計を行った。その後、SPSS (Ver.17.0) for Windowsを使用し、 $\chi^2$ 検定を行い、有意差をみた。自由記述は、内容を熟読し、意味ごとに分類し、カテゴリー化した。

## 6. 倫理的配慮

調査目的・内容を口頭と書面にて説明し、自由意思にて同意を得た学生に無記名で行った。回答は統計的に処理して公表するため個人が特定されないこと、本研究以外に使用しないことを明記した。回収はプライバシーに配慮し、回収箱を用いて個別に行った。

## III. 結果

### 1. 対象数

養護教諭二種免許を取得していない学生を未取得者、取得している学生を取得者とし、集計した。回答は未取得者88.9% (1年生59名、2年生69名、計128名)、取得者100% (1年生20名、2年生16名、計36名)であった。全体の回収率は91.1% (学生数180名に対し、164名)ですべてを有効回答とした。(表1)

	学年	数 (%)	計
未取得者	1年生	59 (81.9)	128 (88.9)
	2年生	69 (95.8)	
取得者	1年生	20 (100)	36 (100)
	2年生	16 (100)	
全体			164 (91.1)

### 2. 性器クラミジア感染症について

#### 1) 性器クラミジア感染症に対する理解度

性器クラミジア感染症に対する理解度

を四段階で調査した結果、「全く知らない」1.2% (2名)、「病名のみ知っている」55.5% (91名)、「どのような症状が出るか知っている」29.9% (49名)、「どのような症状が出て、どのように対処すべきか知っている」13.4% (22名)であった(表2)。未取得者、取得者ともに、「病名のみ知っている」が最も高率であった。

また、取得者は「全く知らない」と回答した者はいなかった。有意差は見られなかった。

#### 2) 性器クラミジア感染症に関する情報源

性器クラミジア感染症についてどの程度知っていますかという質問で、「全く知らない」と回答した者を除いて、性器クラミジア感染

項目	全体 (%)	未取得者 (%)	取得者 (%)
①全く知らない	2 (1.2)	2 (1.6)	0 (0)
②病名のみ知っている	91 (55.5)	73 (57.0)	18 (50.0)
③どのような症状が出るか知っている	49 (29.9)	35 (27.3)	14 (38.9)
④どのような症状が出てどのように対処すべきか知っている	22 (13.4)	18 (14.0)	4 (11.1)

症についてどのようにして情報を得たかを複数回答で尋ねたところ、「学校教育」89.6% (147名)、「家庭教育」0% (0名)、「マスメディア(雑誌・TV)」8.5% (14名)、「教科書」26.8% (44名)、「その他」4.3% (7名)であった(表3)。その他の

項目の記述は「インターネット」、「友人」であった。取得者、取得者ともに、

項目	全体 (%)	未取得者 (%)	取得者 (%)
①学校教育	147 (89.6)	115 (70.1)	32 (19.5)
②家庭教育	0 (0)	0 (0)	0 (0)
③マスメディア(雑誌・TV)	14 (8.5)	10 (6.1)	4 (2.4)
④教科書	44 (26.8)	27 (16.5)	17 (10.4)
⑤その他	7 (4.3)	3 (1.8)	4 (2.4)

項目	全体 (%)	未取得者 (%)	取得者 (%)
①はい	133 (90.5)	110 (94.0)	23 (76.7)
②いいえ	14 (9.5)	7 (6.0)	7 (23.3)

「学校教育」が最も高率であった。

### 3) 学校での教育は役に立ったか

学校教育で性器クラミジア感染症の知識を得たと答えた者に今まで学習してきた内容は役に立ったかと尋ねたところ、「はい」90.5% (133名)、「いいえ」9.5% (14名)であった(表4)。 $\chi^2$ 検定を行ったところ、未取得者が有意に高かった ( $P<0.05$ )。

### 4) 性器クラミジア感染症についての知識

性器クラミジア感染症の知識を問う質問を10問出題したところ、最高得点10点中最高点10点、最低点3点であった(表5-1)。全体の平均点は7.7点であり、未取得者7.6点、取得者8.0点と取得者の方が、得点がやや高い傾向にあった。

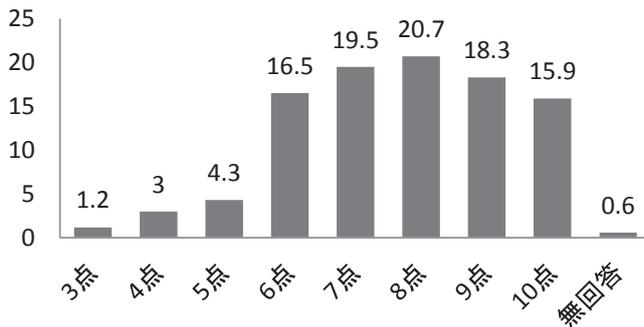


図5-1 得点分布 (%)

また、正答率が最も高かった問題は「性行為で感染する」(正答率98.8%)であり、最も少なかった問題は「ピンポン感染する」(正答率47.6%)であった(表5-2)。正解の割合で比較すると、「ピルが予防に有効」と「症状は必ず出る」という問い以外は取得者の正答率が高いという結果となった。

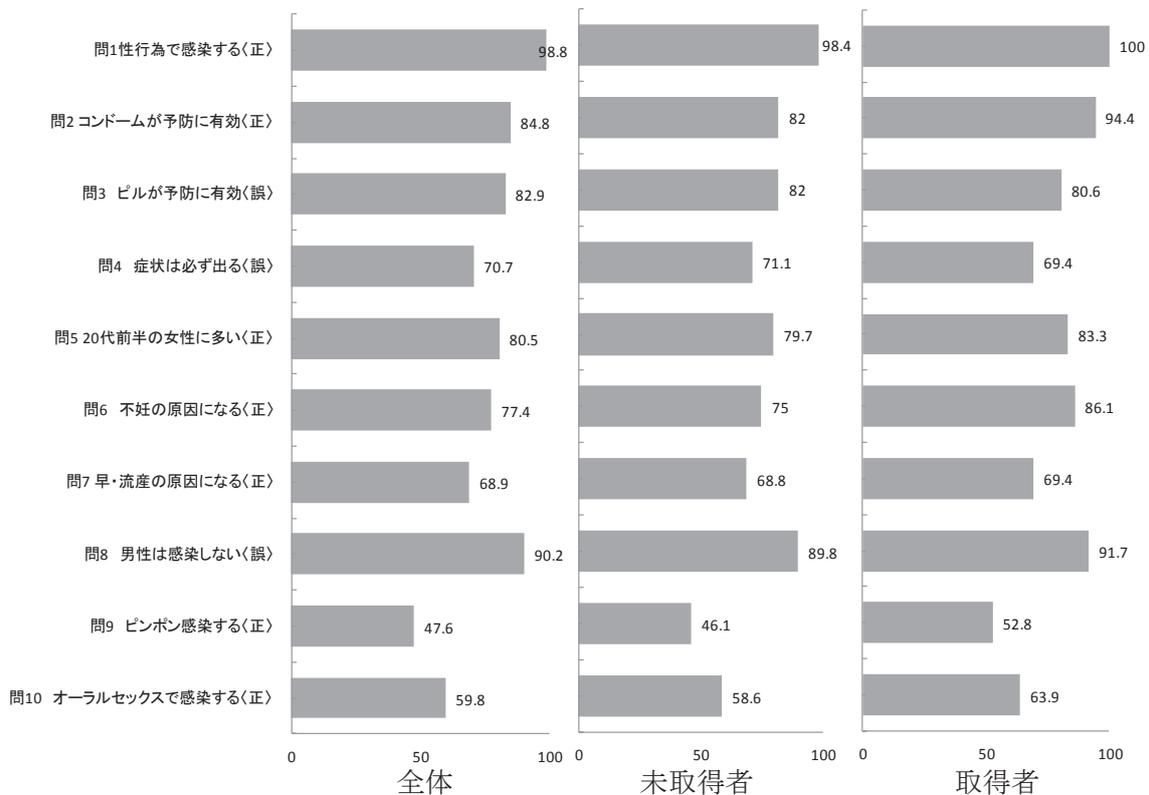


図5-2 知識に関する正解率

### 5) 性器クラミジア感染症に対する意識

「自分は性器クラミジア感染症にならないだろう」と考えている者は、全体で39.6% (65名)であった。それに対し、「自分は性器クラミジア感染症になるかもしれない」と考えている者は58.5% (96名)

であり、無回答は1.8% (3名)であった(表6-1)。 $\chi^2$ 検定では有意差は見られなかった。

「自分は性器クラミジア感染症にならないだろう」と考えている65名の理由を自由記述で回答してもらい、データ分析したところ、31のデータから、8つのサブカテゴリー、4つのカテゴリーを抽出した(表6-2)。カテゴリーを【 】、サブカテゴリーを〈 〉と記述した(以下同じ)。カテゴリーは【自分は感染しないと思っている】【慎重な性交をしている】【予防している】【理解不足】の4つに分類した。

また、【自分は感染しないと思っている】は〈なんとなく〉〈自分は感染しないと思っている〉〈身近に感染者がいいる〉から、【慎重な性交をしている】は〈性行為をしない〉〈パートナーが非感染者である〉から、各々構成されていた。

同様に「性器クラミジア感染症になるかもしれない」と考えている96名の理由を自由記述で回答してもらいデータ分析した結果、79のデータから、3つのサブカテゴリー、3つのカテゴリーを抽出した(表6-3)。カテゴリーは【自分も感染するかもしれないと思っている】【完全に予防できないと思っている】【感染源の捉え方が曖昧】の3つに分類した。

また、【自分も感染するかもしれないと思っている】は〈感染の機会はどこにでも誰にでもある〉〈自分も含めパートナーも未検査で不明〉〈性感染症になる不安を抱えている〉から各々構成されていた。

## 6) 性器クラミジア感染症を疑った時の対処方法

「性器クラミジア感染症に罹患したかもしれない」と考えたときの対処方法を複数回答で尋ねたところ、「家族に相談する」20.7% (34名)、「友人に相談する」23.2% (38名)、「恋人に相談する」22.0% (36名)、「大学の健康センターに行く」6.1% (10名)、「病院に行く」87.2% (143名)、「インターネットや本で調べる」49.4% (81名)であった(表7)。未取得者、取得者ともに、「病院に行く」と回答した人が最も多く、次いで「インターネットや本で調べる」であった。「何もしない」と回答した人はいなかった。

表6-1 性器クラミジア感染症についての意識

項目	n=164		
	全体 (%)	未取得者 (%)	取得者 (%)
①はい	65 (39.6)	54 (42.2)	11 (30.6)
②いいえ	96 (58.5)	71 (55.5)	25 (69.4)
無回答	3 (1.8)	3 (2.3)	0 (0)

表9 性行為をしても良いと考えられる年代

項目	n=164		
	全体 (%)	未取得者 (%)	取得者 (%)
①中学生くらい	4 (2.4)	4 (3.1)	0 (0)
②高校生くらい	62 (37.8)	52 (40.6)	10 (27.8)
③高校卒業後	58 (35.4)	40 (31.3)	18 (50.0)
④成人後	14 (8.5)	10 (7.8)	4 (11.1)
⑤結婚後	9 (5.5)	8 (6.3)	1 (2.8)
⑥わからない	13 (7.9)	10 (7.8)	3 (8.3)
⑦当てはまらない	1 (0.6)	1 (0.8)	0 (0)
無回答	3 (1.8)	3 (2.3)	0 (0)

表6-2 感染しないだろうと考えている者

カテゴリー	サブカテゴリー	n=65		
		数 計 (%)	数 計 (%)	数 計 (%)
自分は感染しないと思っている	なんとなく	9	7	2
	自分は感染しないと思っている	10	7	3
	身近に感染者がいいる	5	3	2
慎重な性交をしている	性行為をしない	7	7	0
	パートナーが非感染者である	3	2	1
予防している		10	9	1
理解不足		2	2	0
無回答		19	17	2

表6-3 感染するかもしれないと考えている者

カテゴリー	サブカテゴリー	n=96		
		数 計 (%)	数 計 (%)	数 計 (%)
自分も感染するかもしれない	感染の機会はどこにでも誰にでもある	51	36	15
	自分も含めパートナーも未検査で不明	9	6	3
	性感染症になる不安を抱えている	9	7	2
完全に予防できないと思っている		5	3	2
感染源の捉え方が曖昧		5	3	2
無回答		21	19	2

表7 性器クラミジア感染症を疑った時の対処方法

項目	n=164		
	全体 (%)	未取得者 (%)	取得者 (%)
①家族に相談する	34 (20.7)	29 (17.7)	5 (3.0)
②友人に相談する	38 (23.2)	33 (20.1)	5 (3.0)
③恋人に相談する	36 (22.0)	23 (14.0)	13 (7.9)
④大学の健康センターに行く	10 (6.1)	8 (4.9)	2 (1.2)
⑤病院に行く	143 (87.2)	108 (65.9)	35 (21.3)
⑥インターネットや本で調べる	81 (49.4)	58 (35.4)	23 (14.0)
⑦何もしない	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑧その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)

### 3. 性感染症全般と性に関する意識について

#### 1) 性感染症の予防を行っているか

あなたは自分自身で性感染症予防を行っていますかと尋ねたところ、「はい」62.2% (102名)、「いいえ」31.7% (52名)、無回答6.1% (10名)であった (表8)。

項目	n=164		
	全体 (%)	未取得者 (%)	取得者 (%)
①はい	102 (62.2)	72 (56.3)	30 (83.3)
②いいえ	52 (31.7)	48 (37.5)	4 (11.1)
無回答	10 (6.1)	8 (6.3)	2 (5.6)

$\chi^2$ 検定を行った結果、取得者の方が有意に高かった ( $P<0.05$ )。

#### 2) 性行為をしても良いと考える年代

性行為をしても良いと考える年代を尋ねたところ、「中学生くらい」2.4% (4名)、「高校生くらい」37.8% (62名)、「高校卒業後」35.4% (58名)、「成人後」8.5% (14名)、「結婚後」5.5% (9名)、「わからない」7.9% (13名)、「当てはまらない」0.6% (1名)、無回答1.8% (3名)であった (表9)。  
 $\chi^2$ 検定では有意差は見られなかった。

表10 コンドームの使用目的

項目	n=164		
	全体 (%)	未取得者 (%)	取得者 (%)
①避妊	46 (28.0)	38 (29.7)	8 (22.2)
②性感染症予防	15 (9.1)	13 (10.2)	2 (5.6)
③避妊と性感染症予防	98 (59.8)	72 (56.3)	26 (72.2)
④その他	1 (0.6)	1 (0.8)	0 (0)
無回答	4 (2.4)	4 (3.1)	0 (0)

#### 3) コンドームの使用目的

コンドーム使用目的は「避妊」28.0% (46名)、「性感染症予防」9.1% (15名)、「避妊と性感染症予防」59.8% (98名)、「その他」0.6% (1名)、無回答2.4% (4名)であった (表10)。未取得者、取得者ともに、「避妊と性感染症予防」が最も高率であった。 $\chi^2$ 検定では有意差は見られなかった。

#### 4) 今後学びたい知識

性感染症について今後どのようなことを学びたいかを尋ねたところ、「性感染症の病名や症状」18.9% (31名)、「性感染症の治療法や予防法」53.0% (87名)、「日本の性感染症の現状」12.2% (20名)、「検査や受診できる機関について」12.2% (20名)、「その他」0.6% (1名)、無回答3.0% (5名)であった (表11)。未取得者、取得者ともに「性感染症の治療法や予防法」が最も高率であった。 $\chi^2$ 検定では有意差は見られなかった。

表11 今後学びたい知識

項目	n=164		
	全体 (%)	未取得者 (%)	取得者 (%)
①性感染症の病名や症状	31 (18.9)	27 (21.1)	4 (11.1)
②性感染症の治療法や予防法	87 (53.0)	68 (53.1)	19 (52.8)
③日本の性感染症の現状	20 (12.2)	13 (10.2)	7 (19.4)
④検査や受診できる機関について	20 (12.2)	14 (10.9)	6 (16.7)
⑤その他	1 (0.6)	1 (0.8)	0 (0)
無回答	5 (3.0)	5 (3.9)	0 (0)

### 4. 性感染症に関する教育について

#### 1) 学校での性感染症に関する教育の必要性

学校での性感染症に関する教育は必要かと尋ねたところ、「はい」97.0% (159名)、「いいえ」0.6% (1名)、無回答2.4% (4名)であった (表12-1)。取得者は全員が「はい」と回答していた。 $\chi^2$ 検定では有意差は見られなかった。

表12-1 学校での性感染症に関する教育の必要性

項目	n=164		
	全体 (%)	未取得者 (%)	取得者 (%)
①はい	159 (97.0)	123 (96.1)	36 (100)
②いいえ	1 (0.6)	1 (0.8)	0 (0)
無回答	4 (2.4)	4 (3.1)	0 (0)

「学校での性感染症に関する教育が必要である」と考えている159名の理由を自由記述で回答してもらいデータ分析した。140のデータから、5つのサブカテゴリー、4つのカテゴリーを抽出した (表12-2)。カテゴリーは【感染予防のため】【学校で正しい知識を身につける必要がある】【性に低年齢化が進んでいる】【よりよく生きるために必

表12-2 学校での教育が必要である

カテゴリー	サブカテゴリー	n=159		
		全体 数 計 (%)	未取得者 数 計 (%)	取得者 数 計 (%)
感染予防のため	自分の体を守るため	13	11	2
	誰でも感染しうるので必要	21 61 (38.3)	18 52 (42.3)	3 9 (25.0)
	感染を予防するため	27	23	4
学校で正しい知識を身につける必要がある	学校での教育が必要	23	13	10
	正しい知識が必要	44 67 (42.1)	36 49 (39.8)	8 18 (50.0)
性に低年齢化が進んでいる	よりよく生きるために必要	6 6 (3.8)	5 5 (4.1)	1 1 (2.8)
	よりよく生きるために必要	6 6 (3.8)	0 0 (0)	6 6 (16.7)
無回答		22 22 (13.8)	18 19 (15.4)	3 3 (8.3)

要】の4つに分類した。

また、【感染予防のため】は〈自分の体を守るため〉〈誰でも感染しうるので必要〉〈感染を予防するため〉から、【学校で正しい知識を身につける必要がある】は〈学校での教育が必要〉〈正しい知識が必要〉から各々構成されていた。

## 2) 性感染症に関する教育を始める時期

学校での性感染症に関する教育が必要と

回答した者に、いつ頃から性感染症に関する教育が必要かを尋ねたところ、「小学校低学年」0.6% (1名)、「小学校高学年」

26.4% (42名)、「中学校」59.1% (94名)、「高

等学校」13.2% (21名)、無回答0.6% (1名) であった (表13)。「大学」と答えた者はいなかった。

未取得者、取得者ともに、「中学校」が最も高率であった。 $\chi^2$ 検定では有意差は見られなかった。

表13 性感染症の教育を始める時期

	n=159		
	全体 (%)	未取得者 (%)	取得者 (%)
①小学校低学年	1 (0.6)	1 (0.8)	0 (0)
②小学校高学年	42 (26.4)	34 (27.6)	8 (22.2)
③中学校	94 (59.1)	74 (60.2)	20 (55.5)
④高等学校	21 (13.2)	13 (10.6)	8 (22.2)
⑤大学	0 (0)	0 (0)	0 (0)
無回答	1 (0.6)	1 (0.8)	0 (0)

## IV. 考察

### 1. 性器クラミジア感染症について

#### 1) 性器クラミジア感染症に対する理解度と実態

性器クラミジア感染症に対する理解度を尋ねる問題では、全体割合で「病名のみ知っている」が最も多く、次いで「どのような症状が出るか知っている」、「どのような症状が出てどのように対処すべきか知っている」、「全く知らない」であった。取得者、未取得者ともに、いずれも「病名のみ知っている」と回答した者が最も多かった。この結果から、性器クラミジア感染症に関する知識は教育制度が整ってきているため普及してはいるが、症状や対処法を理解するまでには至っておらず、言葉の普及のみにとどまっているといえる。

また、性器クラミジア感染症に関する知識をどのようにして得たかについては、「学校教育」が最も多く、次いで「教科書」であった。「マスメディア」や「その他」と回答した者は全体の10%以下であった。インターネットやTVなどは簡単に情報を得られる反面、曖昧なことも多く、間違った情報を得てしまう危険性がある。情報入手がしやすくなればなるほど、正しい知識を身につけ判断する能力が必要であると考えられる。

今回の調査では病院や保健所などで知識を得たとの回答はなく、「学校教育」以外で正しい知識を得る機会が少ないと考えられる。

「学校教育」と回答した者に、学校での教育は役に立ったかと尋ねたところ、「はい」と答えた者は全体で9割を超え、高率であった。免許取得の有無別で比較してみると未取得者94.0%、取得者76.7%と未取得者が有意に高かった ( $P<0.05$ )。取得者は未取得者に比べ、性器クラミジア感染症に関する教育を受ける機会は増えているにも関わらず、役に立ったと回答する割合が少なくなっている。その背景には、教育を行う立場にあるという自覚が芽生え、性感染症に関する知識が不足していると感じたのではないかと考えられる。

性器クラミジア感染症についての知識は全体の平均得点が10点中7.7点であり、未取得者、取得者ともに高い結果となった。齊藤らの研究<sup>5)</sup>では、女性は男性に比べ性感染症に関する問題の正答率が高くなっており、その理由として、女性は妊娠や出産を担う者として命に関わる性の話題に高い関心があると述べられている。今回の調査は女性のみを対象に行ったものであり、同様に、正答率が高い結果となったといえる。

最も正答率が高い問題は「性行為で感染する」となっており、性器クラミジア感染症についての基

礎的な知識は身につけていると考えられる。しかし、「不妊の原因になる」や「早・流産の原因になる」などは比較的正答率は低く、感染後のリスクなどが正しく理解されていないことが明らかになった。

また、「ピンポン感染する」、「オーラルセックスで感染する」の項目は無回答が多く、正答率が低かった理由としては、それぞれの言葉の意味を理解してない者が多かったためと推測される。

## 2) 性器クラミジア感染症に対する意識と対処

「性器クラミジア感染症になるかもしれない」と考えている者の割合は全体で6割ほどであった。未取得者は55.5%、取得者は69.4%と有意差はみられなかったが、取得者の方が10%以上高かった。このことから、取得者の方が未取得者に比べ感染するという意識が高いことが明らかになった。種本らが看護学生に行った研究<sup>6)</sup>でも、性感染症に対する意識は同様の結果であった。

「性器クラミジア感染症になるかもしれない」と考えている者の自由記述では、「誰にでも感染する可能性があるから」、「完全に予防できないから」などがあり、自分も感染するかもしれないという意識が高いことが窺えた。

一方、「性器クラミジア感染症にはならないだろう」と考えている者の自由記述では、「なんとなく」、「他人事に思う」など根拠のない自信を持つ者がいることが明らかになった。このような意識では他の人にも感染させる危険があるため、仁木らの先行研究<sup>7)</sup>にもあるように、性に関する正しい知識を身につけ、自分の体だけでなく他人の体も思いやることの大切さを学ぶ必要があると考える。

性器クラミジア感染症に罹患したかもしれないと考えたときの対処方法は「病院に行く」が最も多かった。次いで「インターネットや本で調べる」となっており、積極的な行動を選択する回答が半数を占めた。また、未取得者、取得者ともに「何もしない」との回答はなく、性器クラミジア感染症に感染するリスクを正しく認識していることが窺える。

## 2. 性感染症の予防に関する意識

性感染症の予防について半数以上が行っていると回答し、免許取得の有無別で比較してみると未取得者56.3%、取得者83.3%と取得者が有意に高かった ( $P<0.05$ )。

忠津らが大学生に対し行った調査<sup>8)</sup>では性感染症の予防行動を「いつもとる」と回答した者は70%を超えており、また性感染症が「非常に気になる」と答えた者も60%を超えているため、性感染症に対する関心が高い者はいつも性感染症予防行動を取ると予想されているように、今回の調査でも取得者の方が性器クラミジア感染症に関する関心が高かったため、同様に予防していた割合も高かったと考えられる。

コンドームの使用目的を尋ねた問題では、「避妊と性感染症予防」が最も多かった。次いで「避妊」となっており、「性感染症予防」であった。このことから、コンドームの使用が避妊だけでなく、性感染症予防にも有効であることが認識されていると窺える。

性行為をしても良いと考える年代は、全体で「高校生くらい」が最も多く、次いで「高校卒業後」であった。また、取得者は「高校卒業後」と回答した者が最も多く、未取得者に比べ、性交に対して慎重な考えを持っていると推測された。

高橋らが教育学部大学生に行った調査<sup>9)</sup>では、性交経験のある者の半数以上が「高校生くらい」と回答し、経験のない者との間で有意差がみられている。今回は性交経験の有無まで調査を行っていないが、同様の結果となった。

## 3. 今後学びたい知識

今後学びたい知識は「性感染症の治療法や予防法」が全体で最も多く、5割以上あり、次いで「性感染症の病名や症状」であった。このことから、高校までに性感染症について学習しているにも関わ

らず、知識として定着していないことや、性に関する授業内容が充実していないことが考えられる。

また、取得者は「性感染症の病名や症状」より「日本の性感染症の現状」や「検査や受診できる機関について」の割合が高く、症状などの知識だけでなく感染後の対応や日本の現状など、更に詳しい知識を得たいと望んでいることが窺えた。

取得者においては学校での教育が役に立ったという割合が低かったこともあり、高校までの教育に加え、大学教育において教育者としての意識を更に高められるような機会が必要であると考えられる。

#### 4. 性感染症に関する学校教育

学校での性感染症の教育が必要と答えた者は9割以上であり、取得者は全員必要であると回答していた。このことから養護教諭養成課程の学生の性感染症に関する教育の意識の高さが窺える。

学校での性感染症に関する教育が必要と考える理由としては「感染を予防するため」や「学校以外で学ぶ機会がない」、「学校で正しい知識を身につける」等があげられた。齊藤らの研究<sup>5)</sup>では、集団での性教育の必要性について調査されており、必要であると回答した割合や理由が今回の調査と同様の結果となっている。このことから、性感染症をはじめとする性に関する教育を学校教育において行うことが望まれていると考えられる。

性感染症の教育を始める時期に関しては、取得者、未取得者ともに「中学校」が半数を超え、次いで「小学校高学年」となっていた。学習指導要領<sup>10)</sup>では、性感染症に関する教育を保健体育の授業で中学校3年生に行うと定められている。しかし、性行為を開始する時期は個人差が大きい<sup>6)</sup>、早い段階から各年代において学習することが必要であると考えられる。

今後の性感染症に関する教育としては、感染を予防するために、まず性感染症について学校で正しい知識を身につけることが必要であり、個人の発達に合わせて適切な時期に教育を行うことが重要であると考えられる。また、種本ら<sup>6)</sup>も述べているように、性感染症に関する学習は内容や時期も関連してくるため、早期からの教育に加え、継続して学習していくことが大切である。さらに、性に関する教育を行うに当たっては、保護者や地域の関係機関との連携も不可欠であるので、同時に進めていく必要があると考えられる。

今回の調査では、今まで学校で学んだ知識では不足しているとの意見もあるため、児童生徒の教育のみならず、教育学部の学生に対しても性感染症に関する教育を行う必要があり、性感染症を自分のこととして考え、予防行動などが取れるようになることが望ましい。

また、養護教諭は専門的に性感染症に関して指導する機会が多いため、教育者として自信を持って指導できるよう、大学で性感染症に関する教育を受ける機会を増やす必要があると考えられる。

## V. 結論

本研究から、学校において性感染症に関する教育は行っているが、症状や対処などの知識が定着していない現状があること、学生は性感染症の予防には積極的であるが、なお、知識不足であることがわかった。予防のためには、学校で正確な知識を身につけ、適切な時期から継続して教育を行うことが重要であり、教員を目指す学生に対しても、専門家による講演会を設けるなど、性感染症教育をより充実させる必要がある。

## VI. 引用・参考文献

- 1) 田中正利：性感染症STD改訂2版、南山堂、86-87、2008

- 2) 厚生労働省：平成25年4月（2013）性感染症報告数. Avail-able at: <http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/04/tp0411-1.html>. Accessed September 20, 2013
- 3) 木原正博, 木原雅子, 内野英幸ほか：日本人のHIV/STD関連知識、性行動、性意識についての全国調査－日本人のHIV/STD関連知識、性行動、性意識に関する性・年齢別分析－, 2-20, 1999
- 4) 前掲書1), 34
- 5) 斉藤和佳子, 芝木美沙子, 笹鶴由美：大学生の性感染症に対する意識と性教育について, 北海道教育大学紀要60：249-264, 2009
- 6) 種本香, 原田小夜, 大籠広恵ほか：看護大学生における性感染症の知識と意識の実態, 聖泉看護学研究2：89-96, 2013
- 7) 仁木雪子, 小沢久美子：過去に受けた学校性教育の内容と継続のニード（第3報）  
－大学生対象のアンケート調査から－, 八戸短期大学研究紀要34：131-140, 2011
- 8) 忠津佐和代, 長尾憲樹, 進藤貴子ほか：大学生の性感染症予防行動および避妊行動に対する意識・態度の実態調査－青年期ピアカウンセリングの基礎資料として－, 川崎医療福祉学会誌19：93-103, 2009
- 9) 高橋珠実, 北浦佑基, 新井淑弘：教育学部大学生の性意識と性行動－健康教育として性教育を考える－, 群馬大学教育実践研究28：121-139, 2011
- 10) 文部科学省：中学校学習指導要領（平成10年12月告示、15年12月一部改正）. Avail-able at : [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/cs/1320101.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/cs/1320101.htm). Accessed September 21, 2013
- 11) 原純輔, 片瀬一男：第7回「青少年の性行動全国調査」（2011年）の概要, 現代性教育研究ジャーナル17：1-8, 2012
- 12) 山崎裕美子, 近藤照敏, 加納亜紀ほか：女子大学生のエイズ・性感染症に関する意識－養護教諭、保健体育教諭を目指す学生の当事者意識・支援者意識－, 園田学園女子大学論文集45：41-51, 2001
- 13) 木原雅子：現代社会と若者の性行動, 母子保健情報60：59-62, 2009
- 14) 平岡敦子, 青谷恵利子, 津島ひろ江：若者における性感染症の実態と性教育の課題, 川崎医療福祉学会誌13：123-126, 2003

## 養護教諭養成課程学生における初経・月経の 実態と教育に関する研究

梶原 京子

九州女子短期大学子ども健康学科特任教授

杉本 真理・上田 和美・江頭 恵美

九州女子短期大学専攻科子ども健康学専攻

須川 果歩

九州女子短期大学子ども健康学科助手

キーワード：養護教諭養成課程・性教育・女子大生

### Research on the actual condition and the education of first menstruation and menses in the student for school nurse teacher training course

Kyoko KAJIWARA, Mari SUGIMOTO, Kazumi UEDA, Emi EGASHIRA,  
Kaho SUGAWA

Advanced Course of Childhood Care and Education at junior College, Kyushu  
Women's Junior College

#### 要 旨

女性にとって月経は生理的現象であり健康の指標でもある。養護教諭養成課程で学ぶ女子学生を対象に、初経や月経について意識及び知識、対処方法に関する実態調査を行い、今後の月経教育のあり方を検討した。その結果、初経教育に対して、不安なく月経について理解したものは少なく、月経前症候群の認知度は半数で、月経時に不快症状有りは7割を超し、その解消法は、「睡眠」が最も多かった。学校で初経教育は行っているが、知識・理解が浅く、月経に肯定的な者が少ないことが分かった。学校などで正確な知識を身につけ、生涯に渡り月経と向き合っていくことは重要で、教員はこれらの実態を踏まえた月経指導を行うことが求められる。

## I. はじめに

月経は女性にとって健康的な日常生活を送るために必要な生理的現象であり、健康の指標でもある。初経を、多くの者は小・中学生頃に迎え、初経教育<sup>1)</sup>を経て月経と向き合っていく、知識を得ていく。初経や月経を通し、成人女性の中にも、月経前症候群、月経困難症などに苦しめられる女性は多数おり、女性は月経痛に関する事で苦しむものという社会通念が改められていくことが望まれる<sup>2)</sup>。

月経前症候群 (PMS) とは<sup>3)</sup>、月経前3～10日間の黄体期に続く精神的あるいは身体的症状で、月経発来とともに減弱あるいは消失するもののことをいう。月経困難症とは<sup>4)</sup>、月経開始直前から月経時に起こる下腹部痛、腰痛などを主訴とする症候群である。一生のうち月経前症候群や月経痛を一度も経験しない人もいれば、不快な症状に悩んだり、月経に対してネガティブなイメージを持っている人も多く、学校生活や日常生活などに支障をきたしている現状<sup>2)</sup>もある。初経を迎え数年経ち、月経にも慣れてきた女性においても月経で不快症状を訴える人は多い。

初経教育は、小学4年時の育ちゆく体と私の単元<sup>1) 5)</sup>において展開されているが、平均初経年齢は $12.3 \pm 1.0$ 歳<sup>6)</sup>と言われており、個人差があることはもちろんであるが、教育後1～2年を経過し初経を迎えているため、学校での一斉教育では理解と認識が困難であることが考えられる。また、月経教育は、中学1年時の心身の機能の発達と心の健康の単元<sup>5) 7)</sup>において、実施される。指導に当たっては、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である<sup>1) 7)</sup>。学校において、学級担任や教科担任、その他の職員、養護教諭などが月経について学習し、教科や保健指導等で取りあげていくことが求められる<sup>8)</sup>。

月経に関する研究は、看護や他の分野で行われてきたが、養護教諭養成課程大学での調査はほとんどなく、養護教諭養成課程に在学する学生を対象とした月経に関する調査研究を行うことは意義があると考える。

そこで、本研究では、将来養護教諭を目指す養護教諭養成課程（養護教諭二種免許取得者及び未取得者）の学生を対象に、初経や月経についての意識及び知識、対処方法に関する実態調査を行い、今後の月経教育のあり方を検討することを目的とする。

## II. 研究方法

### 1. 調査対象

A女子短期大学の養護教諭養成課程に所属する、養護教諭二種免許未取得者102名、取得者47名、合計149名を対象として調査を実施した。

### 2. 調査期間

平成26年7月16日、24日、28日に実施した。

### 3. 調査方法

選択肢・自由記述式併用の質問紙調査法を用いた。調査目的・内容を口頭と書面にて説明を行い、自由意思にて同意を得た学生に無記名の回答を求めた。プライバシーに配慮し、回答後すぐに回収箱に回収した。

### 4. 調査内容

#### 1) 初経について

- ①初経年齢 ②初経を迎えた場所 ③初経教育受講時期 ④初経教育の満足感  
 ⑤初経教育時の月経観  
 2) 普段の月経について  
 ⑥月経周期の周期性 ⑦使用している月経用品 ⑧月経の問題 ⑨月経の記録  
 3) 月経の症状と対応  
 ⑩月経前症候群の認知度 ⑪月経の症状 ⑫月経時の不快症状と解消法  
 4) 月経教育において伝えたいこと

## 5. 分析方法

結果は表計算ソフトウェアMicrosoft Office Excel Version 2010 (マイクロソフト株式会社) を用いて入力し統計を行った。

集計は単純集計を行った。自由記述は、内容分析を用いた。記述された内容を意味上の文節に区切って転記し、意味内容の類似性によってカテゴリー化した。

## 6. 倫理的配慮

調査目的・内容を口頭と書面にて説明し、自由意思にて同意を得た学生に無記名で行った。回答は、統計的に処理して公表するため個人が特定されないこと、本研究以外に使用しないことを明記した。回答後は直接回収箱へ回収した。

## III. 結果

### 1. 対象数

養護教諭二種免許を取得していない学生を未取得者、取得している学生を取得者とし、集計した。回答は、未取得者101名(99%) 18.3±1.7歳、取得者47名(100%) 20.8±1.7歳であった。全体の回収率は149部、有効回答数は148部、回収率は99.3%であった(表1)。全体の平均年齢は19.1±1.7歳であった。

	数	(%)
未取得者	101	(99)
取得者	47	(100)
全体	148	(99.3)

### 2. 初経について

#### 1) 初経年齢

初経年齢について調査した結果は、表2に示した。「9歳」3名(2.1%)、「10歳」15名(10.4%)、「11歳」25名(17.4%)、「12歳」46名(31.9%)、「13歳」20名(13.9%)、「14歳」18名(12.5%)、「15歳」15名(10.4%)、「18歳」2名(1.4%)、16歳、17歳はともに0名であった。平均初経年齢は、12.34±2.9歳であった。

表2 初経年齢

項目	全体(%) n=144	未取得者 n=97	取得者(%) n=47
①9歳	3 (2.1)	0 (0)	3 (6.4)
②10歳	15 (10.4)	11 (11.3)	4 (8.5)
③11歳	25 (17.4)	18 (18.6)	7 (14.)
④12歳	46 (31.9)	34 (35)	12 (25.)
⑤13歳	20 (13.9)	11 (11.3)	9 (19.)
⑥14歳	18 (12.5)	12 (12.4)	6 (12.)
⑦15歳	15 (10.4)	9 (9.3)	6 (12.)
⑧16歳	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑨17歳	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑩18歳	2 (1.4)	2 (2.1)	0 (0)

## 2) 初経を迎えた場所

初経を迎えた場所については、表3に示した。「自宅」101名(71.1%)、「学校」36名(25.4%)、「その他」5名(3.5%)であった。

表3 初経を迎えた場所

項目	全体(%) n=142	未取得者 n=99	取得者 n=43
①自宅	101	71 (71.7)	30 (69.8)
②学校	36	23 (23.2)	13 (30.2)
③その他	5 (3.5)	5 (5.1)	0 (0)

## 3) 初経教育受講時期

初経教育受講時期の回答は表4に示した。「小3」2名(1.4%)、「小4」25名(16.9%)、「小5」59名(39.9%)、「小6」19名(12.8%)、「中1」11名(7.4%)、「高1」1名(0.7%)、「記憶にない」31名(20.9%)であった。

表4 初経教育受講時期

項目	全体(%) n=148	未取得者 n=101	取得者(%) n=47
①小3	2 (1.4)	2 (2)	0 (0)
②小4	25	14	11
③小5	59	43	16 (34)
④小6	19	11	8 (17)
⑤中1	11 (7.4)	9 (8.9)	2 (4.3)
⑥高1	1 (0.7)	1 (1)	0 (0)
⑦記憶にない	31	21	10

## 4) 初経教育の満足感

初経教育の満足感の回答を表5に示した。「満足」101名(77.1%)、「不満足」30名(22.9%)であった。

表5 初経教育の満足感

項目	全体(%) n=131	未取得者 n=89	取得者(%) n=42
①満足	101 (77.1)	73 (82)	28 (66.7)
②不満足	30 (22.9)	16 (18)	14 (33.3)

## 5) 初経教育時の月経観

初経教育時の月経観については表6に示した。136名のデータを集約し、8つのカテゴリーに分類した。「恥ずかしさがあった」18名(13.2%)、「大人に近づくのだと思った」21名(15.4%)、「不安、嫌だと思った」19名(14%)、「想像がつかなかった」38名(27.9%)、「心の準備ができた」8名(5.9%)、「初経教育前に教わっていた」8名(5.9%)、「面倒くさいと思った」7名(5.2%)、「記憶にない」17名(12.5%)であった。

表6 初経教育を受けた時の気持ち

カテゴリー	全体(%) n=136	未取得者 n=93	取得者(%) n=43
①恥ずかしさがあった	18	10	8
②大人に近づくのだと思った	21	16	5
③不安、嫌だと思った	19 (14)	13 (14)	6 (14)
④想像がつかなかった	38	25	13
⑤心の準備ができた	8	4	4
⑥初経教育前に教わっていた	8	5	3 (7)
⑦面倒くさいと思った	7	7	0 (0)
⑧記憶にない	17	13	4

表7 月経周期は定期的か

項目	全体(%) n=148	未取得者 n=101	取得者(%) n=47
①定期的	101	65	36
②不定期	42	32	10
③分からない	5	4	1

## 3. 普段の月経について

## 6) 月経周期の周期性

月経周期の周期性の回答は表7に示した。「定期的」101名(68.2%)、「不定期」42名(28.4%)、「分からない」5名(3.4%)であった。

## 7) 使用している月経用品

普段使用している月経用品の回答を表8に示した。「紙ナプキン」136名(91.9%)、「タンポン」1名(0.7%)、「布ナプキン」0名(0%)、「紙ナプキンとタンポン」11名(7.4%)であった。

## 8) 月経の問題

月経の問題が今までにあったかについて

表9-1に示した。「ある」24名(16.2%)、「ない」124名(83.8%)であった。「月経の問題があった」の理由については表9-2に示した。自由記述で回答したものをデータ集約し、3つのカテゴリーに分類した。カテゴリーは【月経不順】【月経痛】【貧血】であった。

## 9) 月経の記録をつけているか

月経の記録をつけているかの回答について表10-1に示した。「つけている」101名(68.2%)、「つけていない」47名(31.8%)であった。

「記録をつけている」理由については表10-2に示した。複数回答で尋ね、データ集約し、5つのカ

表8 普段使用している月経用品

項目	全体(% n=148)	未取得者 n=101	取得者 n=47
①紙ナプキン	136	96	40
②タンポン	1	1	0
③布ナプキン	0	0	0
④紙ナプキンとタンポン	11	4	7

表9-1 月経の問題

項目	全体(% n=148)	未取得者(% n=101)	取得者(% n=47)
①ある	24 (16.2)	11 (10.9)	13 (27.7)
②ない	124 (83.8)	89 (89.1)	34 (72.3)

表9-2 月経の問題があると回答した理由

カテゴリー	全体(% n=24)	未取得者(% n=11)	取得者(% n=13)
①月経不順	16 (66.7)	8 (72.7)	8 (61.5)
②月経痛	6 (25)	2 (18.2)	4 (30.8)
③貧血	2 (8.3)	1 (9.1)	1 (7.7)

表10-1 月経の記録をつけているか

項目	全体(% n=148)	未取得者(% n=101)	取得者(% n=47)
①はい	101 (68.2)	65 (64.4)	36 (76.6)
②いいえ	47 (31.8)	36 (35.6)	11 (23.4)

表10-2 記録をつけている理由 (複数回答)

カテゴリー	全体(% n=101)	未取得者(% n=65)	取得者(% n=36)
①次回の月経時期を予測するため	89 (88.1)	55 (84.6)	34 (94.4)
②自分の月経周期を知るため	55 (54.5)	36 (55.4)	19 (52.8)
③排卵日を予測するため	16 (15.8)	11 (16.9)	5 (13.9)
④月経前症候群の対処をしやすくなる	13 (12.9)	7 (10.8)	6 (16.7)
⑤その他	2 (2)	1 (1.5)	1 (2.8)

表10-3 記録をつけていない理由 (複数回答)

カテゴリー	全体(% n=47)	未取得者(% n=36)	取得者(% n=11)
①面倒くさい	24 (51.1)	17 (47.2)	7 (63.6)
②記録するのを忘れてしまう	23 (48.9)	18 (50)	5 (45.5)
③自分の月経周期に関心がない	12 (25.5)	10 (27.8)	2 (18.2)
④記録する意味が分からない	7 (14.9)	6 (16.7)	1 (9.1)
⑤その他	2 (4.3)	1 (2.8)	1 (9.1)

テゴリーに分類した。カテゴリーは、【次回の月経時期を予測するため】【自分の月経周期を知るため】【排卵日を予測するため】【月経前症候群の対処をしやすくする】【その他】であった。「記録をつけていない」理由については表10-3に示した。複数回答で尋ね、データ集約し、5つのカテゴリーに分類した。カテゴリーは、【面倒くさい】【記録するのを忘れてしまう】【自分の月経周期にあまり関心がない】【記録する意味が分からない】【その他】であった。

#### 4. 月経の症状と対応

##### 10) 月経前症候群の認知度

月経前症候群を知っているかの回答について表11に示した。「ある」70名(47.3%)、「ない」78名(52.7%)であった。

##### 11) 月経の症状

月経の症状があると言った上位10項目について、月経前は表12-1、月経中は表12-2に示した。月経前は「食欲増加」116名(78.4%)、「イライラ」105名(70.9%)、「眠くなる」98名(66.2%)、「月経が嫌になる」93名(62.8%)、「無気力」92名(62.2%)、「怒りやすい」91名(61.5%)、「憂うつ」91名(61.5%)、「肌荒れ」89名(60.1%)、「ニキビができる」89名(60.1%)、「疲れやすい」88名(59.5%)であった。

表 11 月経前症候群の認知度

項目	全体 n=148	未取得者 n=101	取得者 n=47
①知っている	70	34	36
②知らない	78	67	11

表 12-1 月経前の症状 (複数回答)

項目	全体(%) n=148	未取得者(%) n=101	取得者(%) n=47
食欲増加	116	77 (66.4)	39 (33.6)
イライラ	105	71 (67.6)	34 (32.4)
眠くなる	98	63 (64.3)	35 (35.7)
月経が嫌になる	93	63 (67.7)	30 (32.3)
無気力	92	64 (69.6)	28 (30.4)
怒りやすい	91	63 (69.2)	28 (30.8)
憂うつ	91	63 (69.2)	28 (30.8)
肌荒れ	89	51 (57.3)	38 (42.7)
ニキビができる	89	53 (59.6)	36 (40.4)
疲れやすい	88	61 (69.3)	27 (30.7)

表 12-2 月経中の症状 (複数回答)

項目	全体(%) n=148	未取得者 n=101	取得者 n=47
月経が嫌になる	114 (77)	81	33
腰痛	106	78	28
疲れやすい	102	70	32
無気力	101	73	28
物事が面倒くさくなる	97	67	30
イライラ	96	70	26
眠くなる	95	61	34
憂うつ	93	68	25
怒りやすい	82	60	22
下腹部の張り	81	52	29

月経中は、「月経が嫌になる」114名(77%)、「腰痛」106名(71.6%)、「疲れやすい」102名(68.9%)、「無気力」101名(68.2%)、「物事が面倒くさくなる」97名(65.5%)、「イライラ」96名(64.9%)、「眠くなる」95名(64.2%)、「憂うつ」93名(62.8%)、「怒りやすい」82名(55.4%)、「下腹部の張り」81名(54.7%)であった。

表13-1 月経時不快症状があるか

項目	全体(%) n=146	未取得者(%) n=101	取得者(%) n=45
①ある	70 (47.9)	41 (40.6)	29 (64.4)
②たまにある	44 (30.1)	30 (29.7)	14 (31.1)
③ない	32 (22)	30 (29.7)	2 (4.5)

12) 月経時の不快症状と解消法

表13-2 不快症状の解消法 (複数回答)

項目	全体(%) n=114	未取得者(%) n=71	取得者(%) n=43
①睡眠	112 (98.2)	27 (38)	27 (62.8)
②下腹部保温	88 (77.2)	34 (47.9)	21 (48.8)
③薬服用	81 (71.1)	33 (46.5)	26 (60.5)
④冷やさない	48 (42.1)	16 (22.5)	12 (27.9)
⑤気分転換	63 (55.3)	14 (19.7)	12 (27.9)
⑥マッサージ	35 (30.7)	7 (9.9)	10 (23.3)
⑦特になにもしない	41 (36)	12 (16.9)	4 (9.3)
⑧その他	2 (1.8)	0 (0)	1 (2.3)

月経時の不快症状があるかの回答について表13-1に示した。「ある」70名(47.9%)、「たまにある」44名(30.1%)、「ない」32名(22%)であった。「ある」「たまにある」と回答した者の、解消法について表13-2に

示した。複数回答で尋ねたところ、「睡眠」112名(98.2%)、「下腹部保温」88名(77.2%)、「薬服用」81名(71.1%)、「冷やさない」48名(42.1%)、「気分転換」63名(55.3%)、「マッサージ」35名(30.7%)、「特になにもしない」41名(36%)「その他」2名(1.8%)であった。

## 5. 養護教諭を目指すうえで月経教育において伝えたいこと

初経教育を含めた月経教育で伝えたいことについて表14に示した。自由記述で回答してもらい、85名のデータを集約し、10のカテゴリーに分類した。「月経の大切さ」27名(31.8%)、

表14 月経教育で伝えたいこと (複数回答)

カテゴリー	全体(%) n=85	未取得者(%) n=45	取得者(%) n=40
①月経の大切さ	27	9 (20)	18 (45)
②自分の体験談を含めて話す	8 (9.4)	3 (6.7)	5 (12.5)
③女性にとって大切であること	37	13 (28.9)	24 (60)
④個人差があること(女性は皆あること)	14	9 (20)	5 (12.5)
⑤月経の仕組みや体の変化	10	2 (4.4)	8 (20)
⑥月経用品の種類と使い方	5 (5.9)	3 (6.7)	2 (5)
⑦月経前症候群、月経痛があること、解消法	19	9 (20)	10 (25)
⑧何かあれば、親、先生、病院に相談すること	8 (9.4)	3 (6.7)	5 (12.5)
⑨病気について	3 (3.5)	1 (2.2)	2 (5)
⑩男子児童生徒への理解	4 (4.7)	1 (2.2)	3 (7.5)

「自分の体験談を含めて話す」8名(9.4%)、「女性にとって大切であること」37名(43.5%)、「個

人差があること（女性は皆あること）14名（16.5%）、「月経の仕組みや体の変化」10名（11.8%）、「月経用品の種類と使い方」5名（5.9%）、「月経前症候群、月経痛があること、解消法」19名（22.4%）、「何かあれば、親、先生、病院に相談すること」8名（9.4%）、「病気について」3名（3.5%）、「男子児童生徒への理解」4名（4.7%）であった。

#### IV. 考察

##### 1. 初経及び月経に関する実態について

初経年齢の平均は12.34±2.9歳で、早発月経（10歳未満）<sup>4)</sup>は2.1%、遅初月経（16歳以降）<sup>4)</sup>は1.4%であった。野田の研究結果の初経年齢は12.34±1.13歳で、本研究と大差はないが、早発月経なし、遅発月経3.6%、という結果<sup>9)</sup>と比較をすると、今回の結果では早発月経は本研究がやや高く、遅発月経は低かった。遅発月経とは、16歳以降の初経発来のこと、女性性機能の発達が全身的発育の遅延に伴って遅れているものが多く、将来続発性無月経や不妊などの障害をもつものが多いと言われるが、正常な経過をとる者も多い<sup>4)</sup>。今回の結果では、初経を迎える年齢の幅があり、個人差と年齢差に配慮した初経教育を複数回行うことや、遅発月経者が数名いたこともあり、遅発月経に関する指導にも配慮することが必要であるといえる。初経を迎えた場所は「自宅」が約7割で多く、「学校」は約3割であった。学習指導要領<sup>1) 7)</sup>の中にもあるように、保護者にもこのことをふまえ、理解を求め、家庭・保護者とともに、月経についてサポートをしていくことが必要だと考える。初経教育受講時期は、小5が4割と最も高く、小4、小6に続いて、中学校が多く、先行研究結果<sup>10) 11)</sup>と同様であり、義務教育期間に行われていた。初経教育の満足感については、「満足」は約8割弱で大半を占めており、「不満足」は約2割いた。不満足者も少なくないが、半数以上の満足者がおり、月経を受け入れる姿勢はあると考えられる。学校保健、看護学など専門知識を学んでいる養護教諭の知識を生かした具体的かつ理解しやすい集団・個別指導をすることが求められる。初経教育時の月経観については、「想像がつかなかった」が約3割で最も多かった。次いで、「大人に近づくのだと思った」、「不安、嫌だと思った」、「恥ずかしさがあった」、「記憶にない」、「心の準備ができた」、「初経教育前に教わっていた」、「面倒くさいなと思った」という順で多く、甲斐村の研究結果<sup>11)</sup>と同様に、困惑や否定的など肯定的な考えを持つ者は少なかった。諸言で述べたように、初経を迎える前に月経教育があるため実感がわかず理解が困難で、まだ自分のこととして考えられなかったことがうかがえたため、学校の一斉授業だけで十分に理解することは難しいことが考えられる。

月経周期の定期性についての質問では、「定期的」が約7割、「不定期」が約3割、「分からない」1割以下で、斉藤らの研究<sup>12)</sup>と、ほぼ同様の結果であった。定期的な月経周期の割合が高く、月経不順者も少なくないことが分かった。

普段使用している月経用品は「紙ナプキン」が9割を超え、「紙ナプキンとタンポン」が約1割、「タンポン」が1割以下で、不定愁訴の軽減があるといわれている「布ナプキン」<sup>13)</sup>の使用はなく、不認知であった。個人が選択して使用できるよう指導時にナプキンの種類についても教示することは必要であると考えられる。また、花王がホームページ読者を対象に行った月経期間中の使い捨てナプキンによるデリケートエリアの肌トラブル経験率の調査<sup>14)</sup>で示された、使い捨てナプキンによる「かぶれ」「ムレ」「かゆみ」については7割以上の者が経験しており、使い捨てナプキンによる擦れからくる痛みについては2名に1名は経験済みという結果が得られていた。本研究を見てみると、紙ナプキンとタンポンの使用率がほぼ10割であり、「かぶれ」「ムレ」「かゆみ」の症状で悩んでいる女子大生も多いと考えられる。

月経に関する問題について、「ある」約2割、「ない」約8割であり、約2割は月経不順や月経痛など

の症状があることが分かった。その中では、「月経不順」が7割を占め、次いで、「月経痛」、「貧血」であった。このように、月経は体調に影響を及ぼすこともあり、また、関連する疾病の早期発見のためにも、気軽に専門医を受診し相談することの大切さも伝えることが必要である。

月経の記録をつけているのは約7割で、遠藤ら<sup>8)</sup>の研究と同様の結果がみられたが、辻元ら<sup>10)</sup>の5割という報告と比べると、高率であることがわかった。記録をつけている主な理由は、「次回の月経時期を予測するため」、「自分の月経周期を知るため」が半数以上を占めていた。一方で、記録をつけていない主な理由は、「面倒くさい」、「記録するのを忘れてしまう」が多く、遠藤ら<sup>8)</sup>の結果と同様であった。

記録をつけている者は約7割と、自分の月経周期や排卵日予測や対処法など体調の変化に関心を持ち記録していることが分かった。記録は、月経周期を知り、体調管理に気をつけることにも繋がるため、教育の中に記録をする習慣をつけるような内容を盛り込むことが大切である。

## 2. 月経の症状と対応

月経前症候群の認知度は、「知っている」、「知らない」とともに半数ずつで、「知らない」が少し多く、遠藤ら<sup>8)</sup>の研究と同様な結果が得られ、約半数は認知していたことが分かった。さらに、認知について、未取得者・取得者の比較でみると、未取得者は3割で、取得者は8割であり、大差があった。これは、取得者の方は専門科目等で学習を深め、知識量が増えたことが背景にあると考えられた。

月経時の不快症状が「ある」は5割、「たまにある」3割、「ない」2割であった。「ある」「たまにある」を「症状あり」としたところ、8割であった。女子大生を対象とした、齋藤ら<sup>12)</sup>の研究では「症状あり」が74.4%であり、ほぼ同様の結果であった。

月経前の不快症状で最も多かったのは、「食欲増加」が約8割で、次いで約7割が「イライラ」、「眠くなる」、6割が「月経が嫌になる」、「無気力」、「怒りやすい」、「憂うつ」、「肌荒れ」、「ニキビができる」、「疲れやすい」と続いた。月経中の不快症状で最も多かったのは、「月経が嫌になる」が約8割で、次いで約7割が「腰痛」、「疲れやすい」、「無気力」、「物事が面倒くさくなる」、6割が「イライラ」、「眠くなる」、「憂うつ」、「怒りやすい」、5割が「下腹部の張り」と続いた。「月経が嫌になる」、「イライラ」、「眠くなる」、「無気力」、「疲れやすい」、「憂うつ」、「怒りやすい」と10項目中7項目は、月経前も月経中も同じ症状があることが分かった。齋藤ら<sup>12)</sup>の研究によると、月経前の症状では、約5割が「イライラ」、「眠気」、「下腹部痛」、4割が「乳房痛」、「ニキビができる」の順に並び多かった。月経中の症状は、8割強が「下腹部痛」、6割が「腰痛」、5割が「眠気」、4割が「足腰がだるい」、「イライラ」、「憂うつ」、3割が「疲れやすくなる」の順で多かった。本研究の方が齋藤ら<sup>12)</sup>に比較し、症状のある者の割合が高かった。不快な症状が生活に支障をきたしているという先行研究<sup>2)</sup>もあるため、これらの症状が高かったことから、学校生活や日常生活に与える影響がより大きいことが考えられる。

不快症状の解消法について尋ねたところ、「睡眠」が約9割で最も多く、次いで8割が「下腹部保温」、7割が「薬服用」、6割が「気分転換」、4割が「冷やさない」、「特になにもしない」、3割が「マッサージ」、1割以下が「その他」と続いた。辻本ら<sup>10)</sup>の調査では、4割が高率で「寝る」、「おなかを温める」、「我慢する」、「鎮痛剤を飲む」と続き、割合は本研究の方が高いが、解消の方法として同じような手段を用いていた。

「月経は病気ではないのだから我慢していれば治る」と考える傾向や、小学校で行われた初経教育以降、月経に関する教育を受ける機会の少なさや、産婦人科受診への羞恥心による医療機関利用者の少なさなどから、十分な情報・知識がなく消極的対処法に留まっているものもいる<sup>11)</sup>と思われる。専門家・機関のみでなく、学校においても健康課題に対処できるよう専門的知識が提供でき、気軽に

相談できる場所や人の配置が大切で、養護教諭がその役割を果たしていくことが期待されているといえよう。

3. 月経教育の在り方については、初経教育を含めた月経教育で伝えたいことについては、「女性にとって大切であること」が約4割で多く、3割が「月経の大切さ」、2割が「月経前症候群、月経痛があること、解消法」、「個人差があること（女性は皆あること）」、1割が「月経の仕組みや体の変化」、「自分の体験談を含めて話す」、「何かあれば、親、先生、病院に相談すること」、「月経用品の種類と使い方」、1割以下が、「男子児童生徒への理解」、「病気について」であった。初経教育に、「不満足」や、「想像がつかなかった」などの感想、「月経が嫌になる」や「月経痛」があった。初経教育を振り返ると、不安なく月経について理解したものは少ない。甲斐村の研究結果<sup>11)</sup>で、肯定的な考えを持つ者は少なかったという結果であった。そこで、月経について肯定的な考えをもたせるよう、養護教諭が月経についての知識を理解し、保健指導等で取り上げていくことが求められる<sup>8)</sup>と諸言で述べたように、初経教育を教科指導の一コマの一斉授業として終わるのではなく、心に、記憶に残る初経教育を行っていくことが重要である。また、発育発達との関連があるという、遅発月経者のためにも、思春期後期の継続した月経教育の実施が必要であることが示唆された<sup>15)</sup>。

## V. 結論

1. 初経年齢の平均は12.34歳であり、12歳が最も多かった。初経教育受講時期は小5に続き小学校高学年が多く、初経より前に授業をすることが明らかになり、初経教育では8割が満足と答えていたが、想像がつかなかったなど肯定的な考えを持つ者は少なかった。さらに、月経不順者や、月経痛などでの症状があることも分かった。
2. 月経前症候群の認知度は半数で、7割強の者が月経時に不快症状があることが分かった。その解消法として、「睡眠」が9割強で最も多かった。
3. 学校で初経教育は行っているが、知識・理解が浅く、月経に肯定的な者が少ないことが分かった。学校などで正確な知識を身につけ、生涯に渡り月経と向き合っていくことは重要で、教員はこれらの実態を踏まえた月経指導を行うことが求められる。

## VII. 文献

- 1) 文部科学省：小学校学習指導要領解説 体育編。56-59，東洋館出版社，東京，2013
- 2) 佐藤麻美，斉藤ふくみ：女子大学生の月経の実態調査—月経のとらえ方を中心に—。茨城大学教育実践研究 29，213-222，2010
- 3) 日本産婦人科学会：月経前症候群。Available at : <http://www.jsog.or.jp/PDF/61/6112-657.pdf> Accessed September 25
- 4) 水野正彦監，望月真人・桑原慶紀編：標準産科婦人科学 月経異常，33-62，医学書院，東京，1996
- 5) 財団法人 日本学校保健会：実践力を育てる中学校保健学習のプラン—新学習指導要領に基づく授業の展開—，16，日新社，東京，2001
- 6) 日本産科婦人科学会：小児・思春期婦人科（小児・思春期学校保健）。Available at : <http://>

[www.jsog.or.jp/PDF/61/6112-643.pdf](http://www.jsog.or.jp/PDF/61/6112-643.pdf) Accessed September 25, 2014

- 7) 文部科学省：中学校学習指導要領解説 保健体育編, 148-151, 東山書房, 京都, 2013
- 8) 遠藤瑠生, 葛西敦子：女子大生の月経前症候群 (PMS) が疑われる症状に関する実態—月経の記録および排卵の自覚と知識との関連—, 日本養護教諭教育学会誌 16 (2), 21-31, 2013
- 9) 野田洋子：女子学生の月経の経験 第1報 月経の経験の経時的推移, 日本女性心身医学会雑誌 8 (1), 53-63, 2003
- 10) 辻本裕子, 末松紀美代, 柏戸弘子ほか：青年期女性の月経に関する知識・行動の実態と健康教育の課題, 202-206. Available at : [http://www.daido-life-welfare.or.jp/research\\_papers/21/welfare\\_42.pdf](http://www.daido-life-welfare.or.jp/research_papers/21/welfare_42.pdf) Accessed September 25, 2014
- 11) 甲斐村美智子：女子学生の月経の経験と自己肯定感 初経教育およびその後の月経の経験と自己肯定感との関連, 日本女性心身医学会雑誌 14 (3), 277-284, 2010
- 12) 齋藤和佳子, 中野沙保, 芝木美沙子ほか：大学生のPMSと月経困難症に関する調査, 北海道教育大学紀要 58 (2), 95-107, 2008
- 13) 甲斐村美智子, 久佐賀眞理：月経用布ナプキンの使用と不定愁訴の関係—第1報 使用前の不定愁訴の現状と関連要因について—, 思春期学 26 (1), 80-81, 2008
- 14) 花王：「月経時のムレ・トラブル」調査, 花王News Release 28, 東京, 2004
- 15) 蝦名智子, 松浦和代：思春期女子における月経の実態と月経教育に関する調査研究, 母性衛生 51 (1), 111-118, 2010



## 九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学 生涯学習研究センター紀要 執筆要項

生涯学習研究センターでは、論文募集を年1回行う。  
論文の投稿手続きは、右図をご参照ください。

### 1. 発行

九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学生涯学習研究センター（以下「センター」という）の紀要として生涯学習に関連する研究成果を発表するため、論文募集を年に1回おこない、3月末日を発行日とする。

### 2. 投稿資格

本紀要の投稿資格者は、①本学教育職員、②本学の非常勤講師、③前述以外の者で本紀要編集委員会が特に認めた者とする。

### 3. 掲載形態

招待論文、総説、原著（実践研究を含む）、書評に分けて掲載する。よって、著者は前もってその形態を明示する。

### 4. 編集

1) 紀要の編集・発行のために編集委員会（以下「委員会」という）を設ける。

委員会は、センターの運営委員会並びに兼任教育職員から各大学が1名を選出し、委員長はセンターの所長をもってあてる。

2) 投稿論文は査読をおこなうこととし、委員長が指名した査読者に対して委員長名で依頼する。

3) 委員会は査読結果に基づき、投稿論文の掲載の可否を決定する。

### 5. 執筆要項

1) 原稿内容は、未刊行のものに限る。

2) 原稿内容は、センターで学ぶ人など多くの人が理解できるように、極力専門用語を避け、平易な文章で作成する。

3) 言語は、日本語（原則として常用漢字、現代仮名遣い、算用数字を使用）又は英語とする。

4) 原稿用紙は、A4版の縦置き横書きを原則とし、Microsoft Wordで作成した文書とする。

5) 投稿原稿は、図表・注記・参考文献等を含め、1頁あたり40字×40行の一段組で原則とし、フォントサイズ10.5ptで作成し10枚以内とする。

6) 投稿原稿1枚目には、和文タイトル・著者名・所属・欧文タイトル・欧文著者名・欧文所属を掲載する。なお、原著（実践研究を含む）の場合は、その後に欧文アブストラクト（300語以内）を加える。

7) 欧文アブストラクトは、必要に応じて欧文に精通している者が点検済みのものを提出する。

8) 注は、本文の末尾または参考文献の前に一括して入れ、本文中の該当箇所の右肩に1)、2)のように番号を付す。

9) 参考文献は、必要があればまとめて注の後に番号を付けて列挙する。なお、注及び参考文献は、原則として、著者名、論文名、書名、雑誌名、発行所、巻数、出版年、頁の順に記す。

10) 本文見出し番号の打ち方は、次のとおりとする。なお、大きい見出しには1行あける。

I、II、III、……

1、2、3、……

(1)、(2)、(3)……

①、②、③、……

a、b、c、……

11) 投稿原稿は完成原稿とし、校正は3校を原則とする。なお、校正は必要最小限の訂正・修正にとどめ、改行、改ページにわたる修正は認めない。

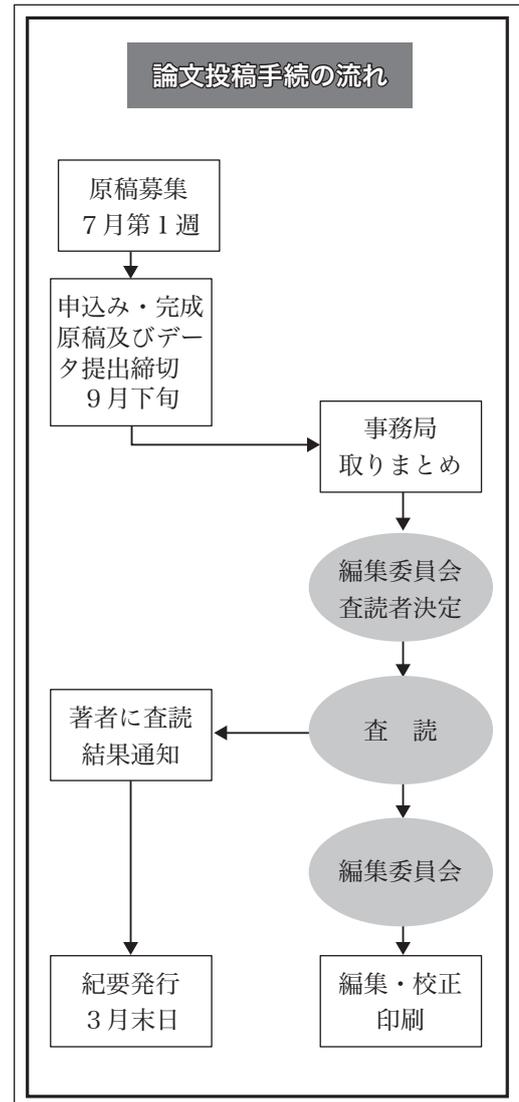
### 6. 原稿の受付と締切り

1) 原稿の募集案内は、毎年度7月第1週とする。

2) 投稿原稿の申込締切りは指定された9月下旬とし、同時に執筆要領に沿って執筆された完成原稿及びデータをセンターに提出する。

### 7. 「複製権」「公衆送信権」の行使委託承認について

執筆者は、投稿にあたり、研究紀要公開のために紀要原稿に関する「複製権」「公衆送信権」の行使を生涯学習研究センターが指定する機関・業者に委託することを承認することを前提とする。



九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学  
生涯学習研究センター紀要 第20号

編集委員会

《 委員長 Chairman 》

古市 勝也 生涯学習研究センター 所長  
九州共立大学スポーツ学部 教授

Katsuya FURUICHI  
Director, The inter-University Lifelong Learning Research Institute  
Professor, Department of Sports Science, Faculty of Sports Science,  
Kyushu Kyoritsu University

《 委員 Committee Member's 》

ダニエル ドローキス 九州共立大学経済学部 准教授

Daniel DROUKIS  
Associate Professor,  
Department of Economics and Business Administration, Faculty of Economics,  
Kyushu Kyoritsu University

荻原 桂子 九州女子大学人間科学部 教授

Keiko OGIHARA  
Professor, Department of Human Development, Faculty of Humanities,  
Kyushu Women's University

松本 禎明 九州女子短期大学子ども健康学科 教授

Yoshiaki MATSUMOTO  
Professor, Department of Childhood Care and Education,  
Kyushu Women's Junior College

制作協力者：生涯学習研究センター職員  
Assistants to the Editor

The Inter-University Lifelong Learning Research Institute staff

〒807-8585 北九州市八幡西区自由ヶ丘 1-8  
九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学

生涯学習研究センター

TEL&FAX 093-691-6550 E-mail [longlife@kwuc.ac.jp](mailto:longlife@kwuc.ac.jp)  
<http://www.kwuc.ac.jp/longlife/>

投稿に関する規約等は紀要の最終ページに記載されている  
本時の記事内容に関しての責任と著作権は著者に帰属する

平成27年3月31日印刷

平成27年3月31日発行

九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学  
生涯学習研究センター紀要 第20号

発行者 九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学  
生涯学習研究センター

〒807-8585 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8  
TEL&FAX(093)691-6550

印刷所 有限会社 秀文社印刷

〒804-0013 北九州市戸畑区境川二丁目3-3  
TEL(093)883-1234

KYUSHU KYORITSU UNIVERSITY・KYUSHU WOMEN'S UNIVERSITY  
KYUSHU WOMEN'S JUNIOR COLLEGE

# BULLETIN OF THE INTER-UNIVERSITY LIFELONG LEARNING RESEARCH INSTITUTE

## No.20

## INDEX

### ■ ORIGINAL ARTICLES ■

- Takahasi Musimaro [Kawachino Oohasiwo Hitori Iku Otomewo Miruuta] ..... Masafumi ABE..... 1
- READING FUMIKO HAYASHI AS A LIFELONG LEARNING ACTIVITY ..... Keiko OGIHARA..... 9
- Financial education and Use of financial institutions by college students ..... Yuji MORI.....19
- ON THE LIFELONG LEARNING POLICIES TENDENCY DURING THE HEISEI ERA  
— THE FOUR TRENDS OCCURRING DURING 1989~2013— Katsuya FURUICHI .....29  
Nazario BUSTOS
- A study on Team Building Training which utilized Experience Learning Program Akinori NAGATA .....41
- Tennis New Service Test ..... Yohei YAMASHITA .....51
- Possibilities of Experience-Based Learning by Collaboration Between ..... Mana OSHIMA ..... 59  
Elementary Schools and the Social Education Facilities of Children's Nature Centers
- Research on the consciousness and the education of a sexually transmitted ..... Kyoko KAJIWARA..... 69  
disease in the student for school nurse teacher training course  
Fumika KAWANO  
Saori IKEDA  
Yuri KUMAGAI  
Kaho SUGAWA
- Research on the actual condition and the education of first menstruation ..... Kyoko KAJIWARA..... 79  
and menses in the student for school nurse teacher training course  
Mari SUGIMOTO  
Kazumi UEDA  
Emi EGASHIRA  
Kaho SUGAWA

## 2015年